

秋 田 県 公 文 書 館

研究紀要

第 七 号

【論文】

明治十年代の秋田県土木行政の展開……………菊 池 保 男… 1

記録史料群の内的秩序の復元に関する一考察

……………柴 田 知 彰…25

【史料紹介】

秋田藩の系図史料について

—系図史料の整理と系図目録の編集—

……………佐 藤 隆…49

【報告】

秋田県公文書館における今後の燻蒸と総合的害虫管理

……………三 澤 亜希子…69

古文書課における史料代替化事業の現状と課題

……………平 田 有 宏…87

【彙報】

平成 13 年 3 月

明治十年代の秋田県土木行政の展開

菊池保男

はじめに

- 一 明治十年代の土木費の推移
 - 二 仁井田刈和野間の道路改修問題について
 - 三 土崎港の改修問題について
- おわりに

はじめに

「道路ハ、元來人ノ相往復ヲ利スルノミ主要ニアラス、地球上ニ生セル百物、ミナ此線ヲユキテ、価アル地ニ就カシムル為ナリ、（中略）道路ノ民業ニ切要ナルハ、人ニ動靜脈アルニ譬フヘシ、脈管全身ニ周密交錯シ、滋養ヲ輸造スルニヨリ、其健全ヲ壮ニセリ、少シモ渋滞スル部分アレハ、必ス疾痛ヲ生シ、終ニ全身ノ健康ヲ疲ラスモノナリ、故ニ欧州各国、ミナ道路ノ開修ニ力ヲ尽シ、其積成ニ因テ、全地物産ミナ融通シテ、地ニ遺利少ク、物ニ価ヲ得サルナク、以テ今日ノ富強ヲ漸致セリ、其國ヲスキ、道路ノ修否ヲミレハ、

國政ノ盛衰ト、民業ノ勤惰ト、直ニ知ルヘキモノナリ、（中略）陸路ニ、国道、州道、邑道、私道ノ別アリ、都府ヨリ都府ニ達シ、全國ノ大往還ニカメルヲ国道トス、国道ハ、大政府ヨリ公工ヲ起シテ、全國公益ノ大脈・ヲ通ス、是ニ於テ州ヨリ州ニ達スル、路線ヲ開キテ之ニ綴ル、是ヲ州道トス、州道ハ州ノ會議ニテ、之ヲ開修シ、其經費モ、其地方ヨリ出ルモノナリ、兩道交錯シ、而テ後ニ邑ヨリ邑ニ至ル路ヲ開ク、之ヲ邑路トス、邑道ハ邑會議ニテ、之ヲ開修シ、其經費モ邑ノ醵金ニテナス、若シ不足スルトキハ、政府ニ請フテ、邑稅ヲ課スコトモアリ、其利益一部ノ地方ニ出ス、二三ノ地主ニテ、工ヲ興スニ足リ、或ハ一人ノ所有地ヨリ、邑道ヘ綴ルノ路ヲ開クハ、之ヲ私道トス、其情願ニヨリ、年期ヲ以テ、路錢ヲ通行人ヨリ収ルコトモアリ（以下略）」

引用が長くなつてしまつたが、「岩倉使節団」の一員として、明治四年に渡米歐した久米邦武の「米歐回覽実記」の一節である。廃藩置県直後に渡欧した久米が、道路の重要性に對して、このような認識を持つことが出来たということは、それ相当の問題意識を持つ

て、道路を「見た」からにはかならない。

ところで、この使節団の副使・大久保利通は帰国三ヶ月後の明治六年八月に、「河港道路修築規則」を大蔵省番外達として公布した。その主要な点は、次の三点である。

第一に、全国の大経脈に通ずる東海・中山道、陸羽街道などを一等道路とし、費用については、従来官民混淆の分、譬えば六分は官に出で四分は地民に出づる者、其の四分は大蔵省に収め、其の更正や修繕工事の図面等は、大蔵省に伺うものとする。

第二に、各部の経路に接続する脇往還枝道の類を二等道路とし、費用については、従来官民混淆の分、譬えば六分は官に出で四分は地民に出る者、其の四分は地方庁に収め、其の六分は大蔵省より下渡し、其の更正、修繕の工事は地方官が施行するものとする。

第三に、村市の経路等を三等道路とし、其の更正、修繕工事は地方官が施行し、費用は其の利害を受ける地民に課すべきである。

この規則は、非常に曖昧である。費用負担に関しても「譬えば」として、述べているのであって、そのようにすると決定しているわけではない。維新政府が最初に具体化した土木工事についての、この「規則」には、回覧中に見聞したことが相当生かされているように思われる。

これ以降、表1に掲げたような「規則」が公布されるが、明治五年に来朝し、八年に帰国したブスケは「あらゆる改善の仕事のうちで、第一のものであり、最も基本的なものであり、最も必要不可欠

なものが、この国ではこの仕事に直接関係のある政府によって最も無視されている。私の言いたいのは道路のことである。江戸の周辺の道路の若干の区間を除き、車の通れる道路はきわめて少ない。しかしそれすら雨が降ると通れなくなり、泥沼と化する。輸送は馬の背によってするしかない。馬の通ることのできない細い道によって結ばれているというより隔てられている地方が今でもある」と、道路改修の遅れを指摘している。確かに表2を見ても、「家禄」の占める割合が非常に高いのに対して、「堤防道路橋梁費」の占める割合は低く、道路の重要性は認識していても、それを行政施策として、展開することは難しかったことが読みとることができる。

ところで、秋田県の道路については、少し時代は下るが、明治十一年七月から八月にかけて秋田を旅したイザベラ・バードは、秋田県と青森県境にある矢立峠を、「これは日本にしてはすばらしい道路である。傾斜をうまくゆるやかにして築き上げ、旅行者が休息するための丸太の腰掛けも便利な間隔で置いてある。この道路を造るために発破をかけたり勾配をゆるやかにしたり、苦勞の多い土木工事だったろうが、それも長さ四マイルだけで、両端からはあわれな馬道となっている」と、評価している。しかしこの四マイルを除けば、山形県の金山から院内の間は、「ひどい道路で、けわしい峠を二つも越えなければならなかった。私は道中ほとんど歩かなければならなかったばかりではなく、もっともけわしい場所では人力車を押しあげる手伝いをせねばならなかった」とか、横手から六郷へは、

表1 道路関係諸規則

番号など	年月日	目次	主 内 容
第466番	7.8.18	道路清掃ノコト	道路之儀者人々往来以テ大小ノ世務ヲ鞭達シ、車馬往還以テ品物ヲ運輸ス、其陰陰不潔ナルト、平坦清浄ナルト便否難易膏壤ノ相違ナル、今更論ヲ待タス候所、近來市街地村受持丁場弁家々門前兎角不掃除ヨリ生草ヲ拔取ラス、塵芥ヲ投棄テ、下水ヲ開通下水ヲ開通セサル箇所モ有之哉ニ相聞、右者世務ヲ鞭達シ、品物ヲ運輸スル障碍ヲ醸シ、随テ人身ノ健康ヲ害シ、実ニ等閑スヘカラサル儀ニ付、(略)各村堅ク申合、渾テ不掃除等無之様、厚相心得可申、且ツ修繕之儀ハ追テ相達シ候品モ可有之候、此段触示候事
第475番	7.8.28	道路並木取調ノコト	道路並木ノ儀ハ風雨寒暑ノ節、行客ヲ保護シ、実ニ有用ニシテ、尤モ培養スベキモノ付、昨明治6年太政官第146号公布之趣モ有之候処、往々其根ヲ掘リ、其皮ヲ剥キ、其幹ヲ削リ、其心ヲ燃シ、其松脂ヲ採テ、我生業ヲ營候者有之、夫レカタメ根倒レ風折レ等出候趣相聞、実以不相濟儀ニ候処、尚又今般内務省ヨリ厳重取締可致旨御達ノ趣モ有之候条、区戸長ニテ精々説諭ヲ加ヘ、一層取締方注意可致、今後心得違、右等之所為イタシ候ハ、厳密探索及相当之所分可及候、此旨触示候事
第482番	7.8.29	河港道路橋梁堤防修築規則	1条 2等河港道路橋梁堤防ノ修築ハ一般ノ受持トス 故ニ其費用ハ全額ノ6分ヲ毎歳取立ル備金ノ内ヨリ補助シ、其余ノ4分ハ前年ノ貢米ト戸数トニ折半賦課シ… 2条 3等河港道路橋梁堤防ノ修築ハ、其大区内一般(四大区ハ五六小区限リ二大区ハ鹿角郡ヲ除ク)ノ受持トス、故ニ其費用ハ全額ノ6分ヲ大区内ノ戸数ト貢米トニ賦課シ臨時ニ取立、其余ノ4分ハ前条ノ備金ノ内ヲ以補助スル事トス以下4条略
太政官達 第60号	9.6.8	道路等級ヲ廃シ国道県道里道ヲ定ム	国道 1等 東京ヨリ各開港場ニ達スルモノ 2等 東京ヨリ伊勢ノ宗廟及各府県鎮台ニ達スルモノ 3等 東京ヨリ各県庁ニ達スルモノ及各府県各鎮台ヲ拘聯スルモノ 県道、里道も 3等に分けられている。 幅員 国道 1等 7間 2等 6間 3等 5間 県道 4間〜5間 里道 定めなし
太政官布達第1号	18.1.6	国道ノ等級ヲ廃シ其幅員ヲ定ム	今般国道線ノ等級ヲ廃シ、其幅員ハ道敷4間以上、並木敷湿拔敷ヲ合セテ3間以上、総テ7間ヨリ狭小ナラサルモノトス 但国道線路ハ内務省ヨリ告示スヘシ
内務卿告示	18.2.24	国道表	1号 東京ヨリ横浜港ニ達スル路線 2号 東京ヨリ大阪港ニ達スル路線 3号 東京ヨリ神戸港ニ達スル道路 (略) 40号 東京ヨリ秋田県ニ達スル路線(6号 東京ヨリ函館港ニ達スル路線で福島迄 39号 東京ヨリ山形県ニ達スル路線で山形県迄山形〜秋田迄) 41号 東京ヨリ青森県ニ達スル別路線(6号 →40号 秋田〜青森迄)
乙45号	19.3.30	国道以下ノ橋梁ハ看守人設置規則	1条 国道及里道中ニ架設シタル地方税ノ経済ニ属スル橋梁ヲ看守スルモノ、橋梁看守人ト称ス 2条 橋梁ハ一橋或ハ数橋ヲ一組トナシ、毎組十人以下ノ看守人ヲ置クモノトス 3条 橋梁看守人ノ職務ハ出水又ハ積雪等総テ橋梁ノ障害ニ関スルモノハ、常ニ看守ヲ怠ラサルモノトス 4条 橋梁看守人ハ其受持部内ニ出水アルト認ムルトキハ、昼夜ノ別ナク現地ニ出張シ、橋梁ニ妨害アル漂流ノ雜品除キ、及接近セル堤防ノ決壊ヲ予防シ、カメテ落橋セサル様防禦スヘシ 5条 若シ非常ノ激水アリ看守人ニ於テ防禦シ能ハスト思料スルトキハ、直チニ戸長ヘ報告シ臨時助成ヲ請求スヘシ 6条 (略) 7条 橋梁看守人ハ1ヶ年1人金2円以下ノ手当金ヲ給ス可シ 8条 (略) 9条 看守人ヲ要スル橋梁ハ、流水ノ激否ト橋梁ノ長短トニ依リ、別ニ之ヲ定ム

目次には、「布達集」や「法令全書」の目次や目録で採られている「件名」をそのまま記載した。
「秋田県布達集」 7、37 「法令全書」明治9年、明治18年

表2 明治初期決算

順位	明治3年10月～同4年9月		明治4年10月～同5年12月		明治6年1月～同6年12月	
	項目	割合	項目	割合	項目	割合
1	陸海軍費	16.6	家禄	26.5	家禄	27.1
2	家禄	9.3	陸軍費	12.7	陸軍費	13.0
3	官禄・月給	7.7	諸 県	9.0	諸 県	9.5
4	調達金返償	7.6	旧藩外国債償還	5.3	鉄道建築費	3.4
5	賞典禄	6.6	開拓使取扱貸出金	4.3	旧藩庁費補給	3.0
6	鉄道建築費	5.0	鉄道建築費	3.4	回米諸費	2.9
7	勸業貸付金	4.3	海軍費	3.1	旧藩負債償還	2.2
8	領地収納不足渡	3.7	勸業貸付金	2.9	堤防道路橋梁修築費	2.1
9	宮内省	2.7	堤防道路橋梁修築費	2.0	文部省	2.1
10	堤防道路橋梁修築費	2.6	大蔵省	1.8	外国利子及ヒ口銭	2.0
11	造船及ヒ製作所諸費	2.4	宮内省	1.6	海軍費	1.9
	歳出合計	19,235,158	歳出合計	57,730,025	歳出合計	62,678,601

順位	明治7年1月～同7年12月		明治8年1月～同8年6月	
	項目	割合	項目	割合
1	家禄	30.1	家禄	37.6
2	陸軍費	10.5	秩禄奉還償金	6.1
3	秩禄奉還償金	9.3	陸軍費	5.5
4	諸 県	8.3	陸軍兵器買入代	5.2
5	征蕃諸費	2.7	諸 県	4.6
6	鉄道建築費	2.2	開拓使	3.1
7	堤防道路橋梁修築費	2.1	賞典禄	2.8
8	海軍費	2.0	勸業貸付金	2.5
9	旧藩ニ関スル外国債金	1.9	軍艦諸費	2.1
10	賞典禄	1.8	征蕃諸費	2.1
11	鉱山諸費	1.7	堤防道路橋梁修築費	1.7
	歳出合計	82,269,528	歳出合計	66,134,772

「歳入歳出決算報告書 上下並付録」(明治元年～同8年6月)

単位 合計=円

割合=%

表3 明治10年～14年の工事竣功調査

工事区間	矢立峠	三崎峠	船川	院内峠	秋田・本庄間	本庄・小砂川間	平和街道	横手・角間川	総 計
路線延長	1,047.83	1,690.00	6,035.50	4,584.00	22,780.60	18,877.00	10,909.25	6,459.50	72,383.68
官 費							33,627.375		33,627.375
民 費	2,100.178	1,637.324							3,737.502
国庫補助	2,683.860	1,637.324	21,679.049	44,272.920	23,725.000				93,998.153
地方税					4,994.600	4,611.700		4,408.954	14,015.254
協議費	718.151		21,679.049		1,914.340	12,016.586		2,313.906	38,642.032
合 計	5,502.189	3,274.648	43,358.098	44,272.920	30,633.940	16,628.286	33,627.375	6,722.860	184,020.316
着手年月	10年 4月	10年 4月	11年 7月	11年 7月	13年 7月	13年 9月	13年 7月	13年 7月	
落成年月	10年 8月	11年11月	13年12月	13年12月	13年11月	14年 5月	14年11月	14年 9月	

「土木課諸務掛事務簿」明治16年6月～7月 諸務之部 2番

単位 距離=間、分厘

費用=厘

一 明治十年代の土木費の推移

「雄物川は最近の出水で土手を崩し橋を流していたので、二隻の危なかつしい渡し舟で横切った」など、その指摘は厳しいと言わざるを得ない。「秋田県の首都で、人口三万六千、非常に魅力的で純日本風の町である」秋田町でさえも「多くの人力車があるが、砂が厚くて道路が悪いために、どの方向でも三マイルしか行けない」とされ、しかも秋田町滞在中に「雨が止むことなく降り続け、実に『長雨と大水の災害』が来そうな天候だからである。次々と旅行者が来て、道路が通れなくなつたとか、橋が流されたという話をする」と述べている。明治十五年以前の土木工事について整理した表3を見ると、バードが通つた院内峠は、丁度着手されはじめた頃で、彼女も「院内の宿屋はきわめて心地よい宿であるが、隣室には六人の技師がいた。彼らは私が通つてきた峠を測量して、トンネルが掘れるかどうか調査している」と書いて⁽³⁾いる。十年以前に着手した工事としては、現時点では、八年に仙岩峠の開鑿、九年に秋田土崎間道路の修築を確認出来るだけである。⁽⁴⁾

秋田県会が開設される以前の道路状況などを、概観すれば以上のようになるが、これを受けて、本稿では、明治十年代に土木行政がどのように展開されたかを、「秋田県会会議録」を中心において見ていくことにしたい。これまで、山崎真一郎氏が「秋田県政史」で、会議録を相当詳細に検討し、土木行政を跡付けているが、ここでは県当局が提出する議案の作成過程を見ることで、土木行政の展開過程をさらに具体的に追究することを課題としたい。

十二年度から十九年度迄の土木費の推移を整理した表4を見れば、十四年と十五年だけが原案の五割以下に削減され、これとは逆に十八年には、約一・九倍増になっている。

ところが、十四年と十五年を詳細に検討すると、削減率はほぼ同じでも、その内容は相当違っている。十四年には、土木費総額が原案の四割五分になつたのは、仁井田刈和野間の新道修築費二万五千円が全額削減されたためで、それ以外はすべて原案がそのまま認められているのに対して、十五年の場合、道路費（二八・三パーセント）、橋梁費（七七・五パーセント）、治水費（八三・〇パーセント）と、いずれもが相当削減されているからである。⁽⁵⁾道路では、小松川街道、陸羽街道、酒田街道は二倍から三倍、増加しているが、秋田本荘間をはじめとして十五区間は否決されている。また橋梁では、否決されたのは一ヶ所だけであるものの、全額承認されたのは五ヶ所だけで、残り十二ヶ所は四割五分から九割しか承認されていない。これらと比べると、十一の支流分は否決され、土崎港と雄物川、米代川、子吉川という三大川の幹流分しか承認されなかったとはいえず、治水費の削減率は低く、原案の八割以上が認められている。（表5参照）

治水費は十五年を除けば、原案が削減されることはなく、この八年間を平均すれば、原案の二割二分増しで県会を通過している。次

表4 土木費の推移（12年度～19年度）

年度	科目	原案(A)	A割合	予算高(B)	B割合	B/A	精算高(C)	C割合	C/B	C/A
12年度	河港道路橋梁堤防建築修繕費	39,500.000	19.7	39,500.000	16.4	100.0	39,500.000	16.3	100.0	100.0
	合 計	200,995.665	100.0	241,422.604	100.0	120.1133388	242,530.307	100.0	100.5	120.7
13年度	土木費	40,000.000	12.6	37,743.581	12.8	94.4	37,743.581	12.7	100.0	94.4
	合 計	318,509.094	100.0	294,857.215	100.0	92.6	297,426.284	100.0	100.9	93.4
14年度	土木費	45,490.000	12.1	20,490.000	5.8	45.0	19,401.955	5.8	94.7	42.7
	合 計	375,019.881	100.0	351,247.572	100.0	93.7	335,392.106	100.0	95.5	89.4
15年度	土木費	56,227.083	13.2	26,720.710	7.7	47.5	26,417.537	8.3	98.9	47.0
	町村土木補助費	10,000.000	2.3	12,559.870	3.6	125.6	10,300.905	3.2	82.0	103.0
	土 木 費 計	66,227.083	15.5	39,280.580	11.3	59.3	36,718.442	11.5	93.5	55.4
	合 計	426,821.084	100.0	347,843.992	100.0	81.5	319,593.916	100.0	91.9	74.9
16年度	土木費	20,597.986	5.7	25,875.027	8.0	125.6	24,075.426	7.8	93.0	116.9
	町村土木補助費	11,478.320	3.2	11,478.320	3.6	100.0	11,043.514	3.6	96.2	96.2
	土 木 費 計	32,076.306	8.8	37,353.347	11.6	116.5	35,118.940	11.4	94.0	109.5
	合 計	363,929.620	100.0	322,678.656	100.0	88.7	307,628.688	100.0	95.3	84.5
17年度	土木費	27,680.099	7.9	36,753.347	12.1	132.8	28,623.753	10.0	77.9	103.4
	町村土木補助費	9,034.536	2.6	8,590.428	2.8	95.1	5,235.715	1.8	60.9	58.0
	土 木 費 計	36,714.635	10.5	45,343.775	14.9	123.5	33,859.468	11.9	74.7	92.2
	合 計	350,234.231	100.0	303,636.939	100.0	86.7	285,007.231	100.0	93.9	81.4
18年度	土木費	20,859.960	8.3	39,245.292	15.4	188.1	38,873.990	15.9	99.1	186.4
	町村土木補助費	2,077.000	0.8	4,154.000	1.6	200.0	4,152.079	1.7	100.0	199.9
	土 木 費 計	22,936.960	9.2	43,399.292	17.0	189.2	43,026.069	17.6	99.1	187.6
	合 計	250,124.535	100.0	254,911.479	100.0	101.9	244,755.306	100.0	96.0	97.9
19年度	土木費	21,341.482	6.8	31,685.330	10.0	148.5	31,763.035	10.6	100.2	148.8
	町村土木補助費	7,000.000	2.2	7,000.000	2.2	100.0	6,978.960	2.3	99.7	99.7
	土 木 費 計	28,341.482	9.0	38,685.330	12.3	136.5	38,741.995	12.9	100.1	136.7
	合 計	315,462.524	100.0	317,067.985	100.0	100.5	300,542.502	100.0	94.8	95.3
総 計	12年～19年度迄の土木費計	271,696.610	10.4	258,013.287	10.6	95.0	246,399.277	10.6	95.5	90.7
	12年～19年度合計の総計	2,601,096.634	100.0	2,433,666.442	100.0	93.6	2,332,876.340	100.0	95.9	89.7
	15年～19年度迄の町村補助費計	39,589.856	2.3	43,782.618	2.8	110.6	37,711.173	2.6	86.1	95.3
	15年～19年度合計の総計	1,706,571.994	100.0	1,546,139.051	100.0	90.6	1,457,527.643	100.0	94.3	85.4

「地方税精算報告書」「13年度・14年度 地方税精算報告綴」「県会ニ関スル決議書」明治17年度 3冊ノ内乙
「明治18年度県会書類」 甲乙ノ内 甲 本局第2部、「明治18年度県会予算調」「明治19年度県会書類」 3冊之内 丙
「明治19年度県会書類」 3冊之内 丙、「明治21年度県会書類綴」諸達之部 その他(3)
この他 各年度の「通常会議日誌」

単位 費用＝厘
割合＝%

表5 治水費、道路費、橋梁費の原案と予算高の比較

年度	治水費原案(A)	予算高(B)	B/A	道路費原案(A)	予算高(B)	B/A	橋梁費原案(A)	予算高(B)	B/A
12	11,850.000	11,850.000	100.0						
13	10,767.200	10,767.200	100.0	23,569.271	21,582.852	91.6	5,663.529	5,393.529	95.2
14	7,259.000	7,259.000	100.0	35,313.000	10,313.000	29.2	2,918.000	2,918.000	100.0
15	13,856.300	11,505.000	83.0	35,819.780	10,139.000	28.3	6,551.003	5,076.710	77.5
16	4,231.800	9,231.800	218.2	10,370.596	11,247.196	108.5	5,995.590	5,396.031	90.0
17	7,492.837	12,492.837	166.7						
18	4,164.360	11,953.087	287.0	10,268.200	15,234.272	148.4	6,427.400	12,057.933	187.6
19	5,524.000	4,420.200	80.0	10,065.905	21,442.473	213.0	5,751.577	5,822.657	101.2
計	65,145.497	79,479.124	122.0	125,406.752	89,958.793	71.7	33,307.099	36,664.860	110.1

資料は表5と同じ。尚、12年度と17年度は、道路・橋梁費として纏めて記載されているので（各年度「通常会議会議日誌」）ので、空白にせざるをえなかった。また、県会や土木関係の帳簿を見たが、原案はわからなかった。

に橋梁費を見ると、六年間の平均は一割一分増で県会を通っているのに対して、道路費だけは原案の七割一分弱しか認められていない。約二倍増になった十八年を具体的にみると、阿仁川が新規に追加されたほか、米代川、玉川がそれぞれ三・三倍、二・七倍増となった治水費は、約二・九倍と大幅に増額、来満街道中が約十・六倍、陸羽街道中が二・六倍、阿仁街道中が二・一倍増となった橋梁費は約一・九倍に増額、阿仁街道が約三倍増、本荘街道が一・七倍増となった道路費は約一・五倍、増額されている。予算原案との関係で見ると、県議の関心は「道」よりも「水」にあったとみてもよいと思われる。

ところで、十年代を通じての最大の問題は、仁井田刈和野間の道路改修問題と、土崎港の修築問題であったので、これからはこの二つの問題に力点をおいて、考えて行くことにしたい。⁽⁶⁾

二 仁井田刈和野間の道路改修問題について

この問題は十三年県会での県当局からの諮問から出発するので、次に諮問案の全文を掲げる。

十三年度以降、新タニ開整修理ヲ要スル道路区域及国庫ノ繰替ヲ要求スベキ金額ト、ソノ償還方法

一金七万円

仁井田刈和野外三ヶ処道路開整修繕費

内

金五万三千元

仁井田刈和野間道路

但河辺郡二井田村ヨリ四ツ小屋、柴野新田、椿川、平沢、石田、妙法、種沢、小種村ヲ経テ仙北郡刈和野村ニ至ル、此里数九里二十丁余⁽⁷⁾

金五千元

鷹巣早口間道路

但北秋田郡鷹巣村ヨリ柴村ヲ経、米白川ニ沿フテ早口村ニ至ル、此里数二里七丁余

金六千元

能代飛根間道路

但山本郡能代町ヨリ米白川ニ沿ヒ機織、鶴形村ヲ経テ飛根村ニ至ル此里数四里十八丁余

金六千元

宮麓村道路

但鹿角郡花輪村ヨリ宮麓村ヲ経テ岩手県境ニ至ル、此里数三里廿二丁余

一金 七万円

繰替請求⁽⁸⁾高

内

金老万円

十四年度地方税ヲ以テ償還スヘキ分

金老万円

十五年度地方税ヲ以テ償還スヘキ分

金老万円

十六年度地方税ヲ以テ償還スヘキ分

金老万円

十七年度地方税ヲ以テ償還スヘキ分

金老万円

十八年度地方税ヲ以テ償還スヘキ分

金老万円

十九年度地方税ヲ以テ償還スヘキ分

「仁井田刈和野間ノ道路ハ、峻坂險路多キヲ以テ更ニ路線ヲ転シ、

能代飛根間及鷹巣早口宮麓等ノ数ヶ処ハ、在来ノ線路ニ就キ大イニ開鑿修理シ、郵便線路ノ渉ル処、普ク車馬ヲ通スルノ困難ナカラシメン」がために、と諮問理由を説明してから、質疑となったが、諮問案への反対意見はみられず、主に問題とされたのは、次の三点である。

一 道路費を算出するために、絵図面とか目論見書を作成したと思うが、それらを参考のために見せて欲しい。

二 これら四ヶ所を修繕を提案したのは誰か。

三 借用資金の返済期間と返済金額について、

(イ) 毎年一万円宛七年间での返済は民力の耐ええないから五千円、十四年間にすべきではないか。(七千円、二十年間の意見もあり)

(ロ) 七万円では工事が不足するかもしれないので、十万円借用し、一万円宛十年間で返済すべきではないか。県では人足の賃金を十二銭五厘としているが、これでは安すぎて集まらないので、十八・九銭から二十銭位で見積もるべきではないか。

(ハ) 現在の県議は今議会終了後、解散となるから、七万円の返済方法を決めても責任を持ってないので、その分だけは選挙後の県会の議定によるものとすべきである。

次が回答である。

一 詳細とはいえないが主任者が現地に行って、大凡の目論見や絵

図面を作成しているのでそれらを参考のため提出する。

二 鹿角郡長からの申し出を受けた宮麓村道路を除けば、石田県令である。

三 七年间に返済するという前提があつてはじめて、借用できるのであつて、それ以外では資金借用できる可能性は全くないものと思われる。(十三年「通常会議日誌」第十四号)

次に、これら諮問案の作成過程が推測できる資料を掲げる。

川辺郡仁井田村ヨリ仙北郡刈和野村迄路線取調トシテ、本月十日出張実地ニ付、里程并入費等予算取調候、里程凡九里二十丁余ニシテ入費五万六千二百九円四十五銭五厘ト相成候ニ付、別紙目論見書相添高覧候也

明治十二年一月二十五日

等外四等出仕 真崎清之進

土木課属

泉 慎一郎

「目論見書」を整理したのが表6である。

前年の調査でしかも、金額も三千二百円ほど違うが、里程も同じで通過する村々も同じであるから、これを参考にして諮問案を作成したと考へたい。仁井田刈和野間の道路については、どのようなルートを通すべきか決定できず、この後も土木課長名で十三年九月に河辺、仙北両郡長に次の様な指令を出している。

河辺郡仁井田村ヨリ仙北郡刈和野村ニ達スル新道開鑿路線之義ニ付、客月廿一日丙第四百四号長官御達相成候処、同郡内人民ニ於テモ最早新路線之見込相立可申、工事取調之都合モ有、迅速御取纏メ

表6 仁井田村ヨリ刈和野村へ達スル変更路線目論見

村名	長(間)	工事区域	代金	人足数	賃金	賃金計	合 金
二井田村	520	目長田村境ヨリ	1,847.056	724.0	0.125	90.500	1,937.106
目長田村	15	四ツ小屋村境ヨリ	20.800	775.0	0.125	96.875	117.675
四ツ小屋村	1,875	芝野新田村岩川際ヨリ	4,959.407	3,662.9	0.125	457.863	5,417.270
芝野新田村	1,410	椿川村境ヨリ	4,943.838	2,224.8	0.125	278.100	5,221.938
椿川村	1,260	平澤村境	2,321.330	6,683.3	0.125	835.413	3,156.743
平澤村	607	石田村境ヨリ	944.584	989.2	0.125	123.650	1,068.234
石田村	655	妙法寺村境ヨリ	500.711	1,128.1	0.125	141.013	641.724
妙法寺村	1,246	平尾島村境ヨリ	2,090.495	24,471.9	0.125	3,058.988	5,149.483
平尾島村	1,570	種澤村ヨリ	1,916.800	11,349.4	0.125	1,418.675	3,335.475
種澤村	1,998	左手子村境ヨリ	2,725.315	23,762.0	0.125	2,970.250	5,695.565
左手子村	1,605	小種村境ヨリ	1,196.600	19,552.2	0.125	2,444.025	3,640.625
小種村	1,053	下淀川村境ヨリ	1,081.580	6,750.5	0.125	843.813	1,925.393
下淀川村	1,081	強首村境ヨリ	716.261	11,866.4	0.125	1,483.300	2,199.561
強首村	850	峯吉川境ヨリ	635.000	25,292.7	0.125	3,161.588	3,796.588
峯吉川村	3,150	刈和野村境ヨリ	2,506.000	40,648.9	0.125	5,081.113	7,587.113
刈和野村	1,649	檜岡村境	4,979.599	3,035.9	0.125	379.488	5,359.087
総 計	20,544		33,385.376	182,917.2	0.125	22,864.650	56,249.580

「土木課道路掛事務簿」明治11年12月～12年12月

河辺道路之部 1番

単位 人足＝人数

賃金＝厘

相成候様致度、尚御意見等承度候条、此段御照会及候也

これに對して、河辺郡長齋藤重光は、十三年十一月に「今般当郡船岡村戸長武田茂兵衛外四名より別紙之通見込書ヲ以申立」になつたとして次の「書類」を添えて上申している。

今般丙第四百四号ヲ以御達ニ付、実地測量書可指出之処、不案内ニ付、南秋田郡大町三丁目上原時弥、同郡本町五丁目高橋長左衛門兩人江依頼ス、

別紙実地測量凡見込書及絵図面共奉指上候間、特別之御詮議ヲ以テ、御検査被下度、此段奉願候也

河辺郡船岡村戸長武田茂兵衛

明治十三年九月

外四名(略)

このように道路開鑿に利害を有する村々は、自前で専門家を招聘し、測量見込書を作成するなど、郡長を通して県に働きかけるなど積極的な活動を展開した。

このように路線についてはなかなか定まらず、

一案 仁井田↓戸島↓和田↓境↓峯吉川(羽州街道)

二案 戸島↓平尾島↓中淀川↓湯ノ沢↓峯吉川

三案 四ツ小屋↓芝野新田↓妙法↓小種↓湯ノ沢↓峯吉川

の三案があげられ検討されているが、二案は工事が「難ニシテ断然廃ス可シ」とされ、一案の「本道」と、主に雄物川添の三案が、検討すべき路線として残された。

仙北郡長大野光緝は十三年十一月に「仁井田刈和野両村間路線検

査之儀ニ付、土木課報告之意見上申」で、これら二案を取り上げ、具体的に検討している。「諮問案」を念頭においた「上申」を整理すると表7のようになるが、彼は自分の計算でも経費が安い「本道」案を推さず、「希クハ更ニ所司ニ命シテ二道ヲ実測セシメ其仕様ヲ製シ、周ネク人民ニ諮詢シテ其適応ナルヲ」採ることを求めている。県会での諮問は六月に行われたので、以上あげた資料のなかには、議案の作成には直結しないものも含まれているとおもわれるが、諮問案はこのような過程を経て作成されたものと思われる。

次の鷹巣早口間道路については、表8のような資料がある。諮問案の間数とは五十二間程、また金額でも千八百円程の差があるが、作成された年月からして、これが諮問案に一つの根拠を与えた材料となったものと思われる。

さらに、宮麓村道路については、十二年六月に鹿角郡出張土木御用掛の安島作左衛門が「宮麓村字名月道路江御支出之入費ニ付伺」を出している。それは同村から岩手県に通じる橋梁が昨年七月の洪水で二ヶ所流出した際、小谷野十等属が検査し、目論見書を提出し

表8 鷹巣早口間新道取調 (4792間)

項目	金額	人数	賃金
人足賃	6,066.820	30,334.100	0.200
職工賃	80.850	269.500	0.300
鉄物代	3.680		
木材代	150.996		
田畑潰地買上代	540.000		
総計	6,842.346		

「土木課道掛事務簿」明治13年1月～14年9月
北秋田道路之部 全
単位 金額＝厘

表7 郡長上申案

(1) 本道案

難易	区間	距離	間数	1間当単価	経費
易	仁井田～船岡	5里18町	11880	0.800	9,504
難	峯吉川上淀川の山道	1里	2160	10.000	21,600
難	長坂塚、松坂上下坂、船岡村横山の小坂	1里	2160	10.000	21,600
計		7里18町	16200		52,704

(2) 川添案

難易	区間	距離	間数	1間当単価	経費
易	※別表参照	7里	15120	2.400	36,288
難	妙法、種沢間とウシクビ其他堀割埋立等	1里	2160	10.000	21,600
計		8里	17280		57,888

別表

区間	工事に留意すべき事項
仁井田～四ツ小屋	低湿地 埋立
四ツ小屋～芝野間	長橋
椿川～平沢	平坦であるが坂道を低下と耕地の潰損あり
妙法村	村路には宅地の障碍
湯ノ沢～峯吉川	平坦であるが耕地を損する他、水害の慮あるのでさらに新線を設置する場合は、もっと耕地が潰損する

「土木課諸務掛事務簿」明治14年1月～3月 諸務之部 2番

たが仕様帳が村方に下付されないうちに降雪の時期を迎え、工事が出来なかった。その上この冬は稀なる大雪であつたため、三、四月の融雪期には度々洪水が起り、岩手県管轄の二つの橋も流出し、往来に差しつかえるようになった。この道路は郵便道路にもなつていたので、土木費のうちから更なる支出をお願いしたい、というものであつた。鹿角関係の土木帳簿で、この道路に關係すると思われるものは、これだけで目論見書も絵図も添付されていないが、これが鹿角郡長の申し出の背景にあつたものと今は考えたい。⁽¹²⁾

能代飛根間については、關係資料を見出すことができなかった。

ともかく、この諮問案は原案通り可決されたが、政府の許可を得ることができず、以後この問題は十年代の土木行政の課題の一つとなつた。

十四年県会で県は、「河辺郡仁井田村ヨリ仙北郡刈和野村ニ至ル新道築造費新道築造費」として二万五千円を計上した。

審議がはじまると、五万余円を要する工事がその半分以下で出来るはずはなく、政府に再度建言して「繰替金」を得てから、あらためて考えるべきであるとか、このような「巨額ノ金員ヲ要シ、到底民力ノ耐ヘサル所ナレハ全ク削除セント欲ス」など、削除すべきであるという意見が大勢を占めた。なかには、新道開鑿費の総額を九万八千円とし、うち七万円は再度政府に建言して繰替を得るものとし、残り二万八千円は政府の許可を受けた後に、さらに検討すべきであるとの意見を出す者もいた。またこれを受ける形で、その二万

五千円なり三万円を「予備費」とか「積立金」として貯蓄し、「繰替金」を請求するためにの「備え」とすべきであるとの意見も出された。九万八千円とした根拠は、「通常會議日誌」を見る限り、「物価ノ騰貴セル之ヲ昨年ニ比スレハ、其幾割ナルヲ知ラス」としか述べられておらず、あまり説得力はない。これらの意見に対して、県は「繰替金」を得てから工事に着手するとしているが、本年度からは下渡する土木費は廃止されているから、たとえ再三請求しても認められるはずはない。⁽¹³⁾ 本案は「車馬ノ往来ヲ得ヘカサルカ如キノ路線」改修を「民力」を考えた上で作成したことを理解して、審議してほしい。また「積立金」については、新たに設ける必要はない、と一蹴している。⁽¹⁴⁾ 結局、十四年県会の土木費で否決されたのは、本案だけであつた。(十四年「通常會議日誌」第四号)

十五年県会で県は、仁井田刈和野間道路開鑿費を計上していない。前年度の県会でこの問題が否決されたとき、県は「コノ開鑿一途ニ巨額ヲ要スルヲ以テ、他ノ治水費ノ如キハ痛ク節儉ヲ加ヘ」たので「此土功ヲ廢」したら、「他ノ工事」の増資を考えることを要請したが、認められなかつたので、議案としなかつたのではないかと思われる。(十四年「通常會議日誌」第十二号)

この県会では、先述したように二万九千余円減額されているが、「會議録」はその理由を、町村土木費が新設されたことにより、地方税負担の区域を改正し、治水は「大川港湾」、道路は「四境各港ニ通達スル(国道県道トナルヘキモノ)要処」を支弁するものとし、

其他は町村土木補助費で支弁するものとしたからであると、述べている。(十五年度「通常会議決議録」)

ところでこの六月県会では、注目すべき二つの「建議案」が提出され、可決された。(十五年「通常会議日誌」第三十五号)

「土木費ノ建議」は「明治十二年ヨリ当十五年マテ連年県会ヘ下付セラル、議案中、土木費項目ニシテ橋梁費ヲ除キ道路費、治水費ニ至リテハ一路線一河線ノ名義ニ対シ、金額ヲ掲クル迄ニシテ、其工事ヲ付スルノ箇所明記ナシ」したがって「土木費原案既ニ前件ノ如ク不備ナルカ故ニ、議會ハ其間ニ議ヲ尽ス能ハスシテ、徒ラニ費額減却ノ説ニ傾向スルモ理ノ免カレサル処」である。だから「明治十六年度ヨリ免セラルノ議案ニハ、土木費、区町村土木補助費兩費目ニ就キ、其土木ヲ要スル毎町村ヲ小費目ニ掲ケ、外ニ実地ニ付仕様目論見書ヲ」添えてほしいと、いうものであった。

もう一つの「測量師請求ノ建議」は、「實際ノ緩急ヲ計リ事業ノ難易ヲ考ヘ、漸次ニ土工ヲ施サバルヘカラス、其難易ト緩急トヲ計考スルハ本会其標的ヲ得ルニ苦シム所ナリ、然ルニ濫リニ土工ヲ起スハ又本会ノ尤モ戒ムル所ナリ、依テ敢テ閣下ニ乞フ、測量ノ学ニ詳ラカナル技術師ヲ大政府ニ仰ガレ、本年度ヨリ実測ニ着手シ、確然不拔ノ標的ヲ得テ」十六年度から事業の緩急と民力の可否を考えて土木工事に着手したいと、いうものであった。数年間の審議を通して県議が、内容のある審議を行うためには何が必要かを学び、それをこのような形で具体化したのである。だが捻りある質疑を行う

ためには、県側に要求するだけではなく、自らの力量を高める努力がなされなければならないことは、いうまでもないことである。

十六年県会では、河辺郡二井田村仙北郡刈和野村間道路開鑿費として次の案が提出された。

自明治十六年度至同十八年度地方税土木費中道路費支出予算額
一 金五万七千五百円三銭七厘

此訳

金 壹万九千六百六拾六円六拾七銭九厘	十六年度支出額
金 壹万九千六百六拾六円六拾七銭九厘	十七年度支出額
金 壹万九千六百六拾六円六拾七銭九厘	十八年度支出額

県議は、実測絵図面の提出を請求したが、県は「此道路ノ如キハ其大体ヲ取調ヘタルノミニテ、未タ子細ノ調査ヲ経タルニアラサルハ、実測絵図面ノ如キモ、未タ之レアラサルナリ」と、これを突っぱねた。先の「建議」が全く生かされておらず、「実測ナク細調ナキノ予算ニ対テ之ヲ如何ソスヘキカ、若シ其ノ精確ナラサルニ、議案ヲ議定シテ着手スルニ及ンテハ、乃チ彼ノ舟川新道ノ如ク又由利新道ノ如ク、未タ落成ニ至ラスシテ、更ニ巨額ノ修繕費用ヲ要スルカ如キ」と、さらに具体例をあげて厳しく批判した。県議のなにも「本案」に賛成する者も見られた。「実測ノ未済ト人民ノ困窮」を論拠として「本案」に反対しているが、「実測ノ如キハ強ヒテ此場合ニ必要」はないし「今日ノ如キ不景氣ヲ来ス所以ノモノハ、道路運輸ノ不便ナルニ」あるから、「該道ヲ開鑿スルハ目今ノ最モ急

務」だといふのである。(十六年「通常会議日誌」第二号)

しかし大勢を占めるには至らず、「本案ハ未タ実測ヲモ經ス、最モ亀漏ノ調査ニ属スルヲ以テ、充分ニ成功ノ信用ヲ其間ニ措クニ足ラザレハ、実測ノ上、明細ノ調査ヲ經テ之レニ着手スルモ遅キニアラズ、殊ニ地方経済困難ノ場合、本年度ニ於テ挙行スヘカラサルノ工事ナルヲ以テ本案ヲ否決ス」とされたのである。(十六年度「通常会議決議録」)

またこの質疑が行われる過程で「測量費」を新設すべきであるとの意見が出され、県はこれを受けて、河辺郡二井田村仙北郡刈和野村間道路開鑿測量費として追加議案を提出した。(十六年「通常会議日誌」第廿二号)

一 金九百八十九円十銭 十六年度土木費中

質疑の過程で、人足代金を二十五銭から二十銭に見直したため、百十二円程の減額されたが、測量費八百七十六円六十銭が通過した。

(十六年「通常会議日誌」第廿四号)

十七年県会では、河辺郡仁井田村仙北郡刈和野村間道路開鑿費として、次の議案が出された。

一 金三万七千五百四十三円六五銭八厘

金 壹万貳千五百十四円五十五銭三厘 十七年度支出額

金 壹万貳千五百十四円五十五銭三厘 十八年度支出額

金 壹万貳千五百十四円五十五銭三厘 十九年度支出額

質疑が始まると、「目論見高ハ五万幾ラニシテ、其内一万八千七

百七十一円八十二銭九厘ハ国庫ヨリ補助ヲ得」ることを前提にして

いるが、「若シ政府之ヲ許可セサルトキハ」着手出来ない、したがって「本会ノ議決ニ先チテ許可」を得る必要があると、批判した。これに對して、県は「今年ハ一万余円ノ補助ヲ得ルヲ以テ」と答え、さらに「不景氣ニシテ民力ニ堪エザル」立場からの反對に對しては、「民間ノ不景氣ノ如キ道路ノ險惡ニシテ運輸ノ不便ナルニ源由」と強氣な姿勢を見せている。たしかに前年度までとは違い、例えば、

「牛島村ヨリ峯吉川マテ旧道里数七里三十三町十五間、新道里数八里三十町五十五間五厘ナリ、新道ノ旧道ヨリ延ルコト一里四十間五厘ナリ」など、答弁が具体的になつてきた。県議のなかにも「路線ヲ一定シ測量ヲ確實ナラシメタ」とか「已ニ其ノ測量ヲモ了リタレバ、本年度ニ於テ其支出ヲ議定スヘキハ素ヨリ至当タル」と賛成する多くあらわれ、原案は、次のように修正され通過した。(十七年「通常会議日誌」第三号と四号)

高金五万六千三百十五円四七銭七厘

内

金 二万八千八百五十七円七十四銭三厘 五分国庫補助

残金 二万八千八百五十七円七十四銭三厘 地方税

内

金 九千三百八十五円九十一銭 十七年分

金 九千三百八十五円九十一銭 十八年分

金 九千三百八十五円九十二銭四厘 十九年分

原案は、工事費総額の約三割三分の補助を前提としたものであったが、この修正案では、国庫補助が五割に増えている。これに対し、県は「半額ノ補助ハ到底望ムベカラサルニ近シ、近来各府県ヨリ政府ニ補助ヲ請求スル者頻々織ルカ如シ、故ニ政府ニ於テモ容易ニ補助ハ聞届ラレサル有様ナルカ三分ノ一ナレハトテ、決シテ輕易ノ事ニアラサレトモ是ハ其ノ例モアレハ、強ヒテ政府ニ請フテ其ノ補助ヲ得ント」半額補助は不可能であると断言した。(十七年「通常会議日誌」第十八号) この説明を受けた県会では「地方税ヨリ出スヘキハ、二万四千七百八十九円三十七錢五厘ニシテ、…総高ノ三分ノ一ハ原案ノ如ク国庫ヨリ補助ヲ得ントスルニアリ」と、更なる修正を求め、結局次の修正議案が通過した。(十七年「通常会議日誌」第十九号)

一 金二万四千七百八十九円三十七錢五厘	
金 八千二百六十三円十二錢五厘	十七年支出額
金 八千二百六十三円十二錢五厘	十八年支出額
金 八千二百六十三円十二錢五厘	十九年支出額

ところが、次の十八年臨時県会でも、この「修正議案」と同じ議案が「自明治十七年度至同十九年度地方税土木費中道路費支出予算変更議案」として、提案された。十七年度の精算書には「国庫補助ヲ仰ン為メ請願セルモ、其指令ノ遷延ニ因リ、翌年度ニ延セシニ依¹⁵るとあり、八千二百余円は全く使われなかったからである。異なるのは、十八年度から二十年度にかけて支出するとした点だけである。

議案を提出した県は、「政府ノ下ケ金ハ十九年ヨリ二十一年マテノ三ヶ年ナルニ、本案ハ十八年ヨリ二十年マテノ三ヶ年ニ支出スルモノトセシハ、県庁ニ於テ如何様トモ都合ヲ調ヒ、二十年マテニ工事ヲ落成」したいからだ¹⁶と、懸案をこの機に一挙に解決したいとする強い意欲を示した。(十八年七月「臨時会議日誌」第二号)

質疑がはじまると、反対論者は、「継続事業ナルモノハ府県会規則ニヨリ内務卿ノ認可ヲ受ケサルヘカラサルモノニシテ、之レカ手続ヲ履ミ、其認可ヲ得ルマテ図ラサリキ、多少ノ日月ヲ費シ、本月(七月)十一日ニ至リ、漸ク其成果ヲ見ル」に至ったので「明治十八年度ニ該当スル賦課金」は徴収しなかった。だが今回、認可を得たので、十八年度分の賦課金を徴収せざるを得なくなり「本議案」の下付となったのである。本県会では、十八・九年に「該当スル費額ノ徴収方法議」すべきで、「糞キニ議決又徴収シタル十七年度ノ費途ヲ復議セント」するのは、「権外ノ議事」を行うものであるから、「本案」は議題とすべきではない、と主張した。これに対して「此議案ハ政府ノ指令ノ后レタルヲ以テ遷延、今日ニ至リ漸ク本会ニ下付セラレタルモノナルヲ以テ、決シテ議権ニ関係ナキモノナリ」と「権外ノ議事」であるとの主張を批判し、更に「県庁ニ於テモ、明年国庫ヨリ支払ナルヘキ金ヲ本年ニ繰替エントノ説明」もあるし、「本年ノ工事ハ日間」もあまりないから「本年ハ四千四百円、明年ハ一万三百四十四円六十八錢七厘、明后年ハ一万三百四十四円六十八錢七厘」と、予算案の再修正を具体的に提案した。また県は「権外

ノ議事」であるとの主張は、全く取り上げず、先の精算書の説明と同様に「国庫ヨリ下渡金ヲ願出テタル為ニ、遷延シ」たのであって、この度、継続事業の年度変更を「内務卿」に届けても、認可を得るための時間はさほどからず、心配はないと答弁した。（十八年七月「臨時会議日誌」第五号）

こうして「乾一二七号」が告示された。（「秋田県布達集」八〇）
 河辺郡和田村仙北郡峰吉川村間道路開鑿之義ニ付、本年度第九号ヲ以テ告示置候処、今般臨時県会ノ決議ニ依リ、更ニ明治十八年度ヨリ同二十年度マテ三ヶ年ノ継続ト相改、則支出予算額左之通相定候条、此旨告示候事

明治十八年八月十四日

秋田県令赤川懋助

一金二万四七八九円三七銭五厘

河辺郡和田村仙北郡峯吉川間

道路開鑿費

此訳

金 四千百円

十八年度支出額

金 一万三百四十四円六十八銭七厘

十九年度支出額

金 一万三百四十四円六十八銭七厘

二十年度支出額

このように三年間の予算が決定したので、これ以後の県会では、この問題についての質疑は行われていない。精算書からこの三年間の金額を年度別にあげると、十八年（四千九十四円九十銭四厘）、十九年（一万三百六十四円八十二銭七厘）、二十年（一万三百九十五円十七銭七厘）で、この三カ年を集計すると、二万四千八百五十

四円九十銭八厘となり、表9の金額とは一致しない。しかし、「十八年中河辺郡荒川村大字上淀川仙北郡刈和野村大字峯吉川間坂路変更ノ工ヲ起シ、同廿年年中竣工ヲ告ク、同年同郡荒川村大字境上淀川間通路改修工ヲ起シ、又同年中ニ於テ同郡同村大字境河辺郡船岡村大字舟岡間ノ改修工ヲ起シ、同年中同郡豊島村字豊成坂路ヲ改修シ、続テ同郡仁井田村字横山坂路ノ改修ノ工ヲ起シ、何レモ同年中ニ於テ竣工ヲ告ケ、（以下略）」たのである¹⁷。だが、十九年から二十一年迄の国庫補助を県予算案で見ると、二十年に一万円が計上されているだけで、これが気になる点である。

三 土崎港の改修問題について

十四年県会で、「土崎港湾修繕費」千円が、計上された。理由は記載されていないが、質疑がはじまると、「独り該港ニ限り費用ヲ要スルハ不公平」（十四年「通常会議日誌」第四号）とか「港湾修繕ノ如キハ其地居住ノ人民負担セサルヘカラサルモノ」など反対意見が出された。

表9 仁井田～峯吉川間道路改修

区 間	改修延長距離	幅 員	主な経過地点	着手年月	竣工年月	改修工費
仙北郡峯吉川～同郡荒川村境及河辺郡和田村字神内	1里30丁	4間	淀川、境、船岡	18年9月	20年11月	21,219.160
河辺郡豊島村字豊成～同郡仁井田村字横山	19丁42間 5142間	4間		20年6月 18年9月	20年12月 20年12月	4,162.313 25,381.473

「道路調査書類」 明治33年

県は「該港湾ノ如ハ管内ノ貨物出入ノ要枢ナレハ、一県ノ人民悉ク其益ヲ受ケサルナシ、然ルヲ独リ該港居住ノ人民ヲシテ之ヲ負担セシメン」とするのは「地方税ナルモノ何ナル処ニ於テ支弁ヲ得ヘキカ其性質ヲ知ラサル」と厳しく批判した。(十四年「通常会議日誌」第十二号) 土崎港は、輸出入とも県内の他の諸港を圧倒しており、「管内ノ貨物出入ノ要枢」である。(表10) この点に関する限り、「地域的利害」から自由になる

表10 各 港 輸 出 入

港 名	輸出 (円)	比 率	輸入 (円)	比 率
土崎	357,791	60.0	102,781	49.6
船川	27,869	4.7	7,885	3.8
戸賀	293	0.0		
能代港	61,334	10.3	51,514	24.9
古雪	78,967	13.2	22,579	10.9
松ヶ崎	2,797	0.5	104	0.1
石脇	18,711	3.1	5,901	2.8
平沢	12,283	2.1	6,343	3.1
塩越	21,762	3.7	8,700	4.2
金浦	14,412	2.4	1,264	0.6
	596,219	100.0	207,071	100.0

「秋田県勸業年報」第7回 明治17年

ことができない県議より、官吏が「大局的」な見地から「県政」を見ることでできているように思われる。結局、この案は原案が通過した。

十五年県会で「土崎港湾修築費」として五千円が計上された。「近年港口頻リニ破墜シ、畜ニ荷物運搬ノ便ヲ欠クノミナラス、輸出入ノ妨害ヲ招キ、随テ物品ノ価格ニ影響ヲ及ホスノ情況」にあるのが、その理由であった。(十五年「通常会議日誌」第九号)

だが先述したように十五年県会では、土木費の支弁は「三大川」

に限定すべきであるとの意見が大勢を占めた。この問題に対しても、五千円では十分な工事は出来ず、「一タヒ洪水ニ遇フトキハ亦潰裂収修スヘカラサルニ至ラン」とか「土崎港ニノミ地方税ヲ給シ、他ノ能代等ヲ省ミサルハ不公平」であるとか、厳しい意見が相次いだ。県が「其ノ実況ヲ視察セシカ実ニ非常ノ破損ニシテ、今日ニ於テ若シ修繕ヲ怠ルアラハ如何ナル惨状ヲ現出スルモ知」らないと反論し、「原案」への理解を求めたものの、一次会では否決された。しかし二次会では、「反対論者ノ前会ニ於テ主張セルノ説ヲ要スルニ、表面ヨリスルモノハ縦令之ヲ修築スルモ、一朝怒濤ノ為メ潰裂スルトキハ幾万ノ費用モ水泡ニ属スルヲ以テ、寧ロ之ヲ廃スルニ若カスト、又裏面ヨリスルモノハ、如何ニ地方税ヲ以テ補助スルモ直接ノ利害ヲ有スル人民ニシテ憤発セサレハ、無益ナリト云フニアリ、斯ル議論ノ如キハ民利公益ノ如何ヲ外ニセルモノニシテ不親切ト云フヘキナリ、此ノ場合ニ於テ切ニ各員」が熟考して「原案ニ恢復シテ」「五千円ノ補助費」を支給することを願うとの意見が通り、原案が復活した。(十五年「通常会議日誌」廿九号)

十五年六月に土崎港の有志は、河港普請の請願を行った。

雄物川水流目今非常之変遷ニ及、土崎港浜地ヲ崩壊シ、貿易上百事差閤ヲ生ズ、殆ント商法ノ衰頹ヲ来タシ、其困窮畜ニ当港人民ノミニ止マラス、自他公衆ノ不幸名状ス可カラサル景況ニ立至レルハ、今更喋々具申スルニ及バザルナリ、故ニ大ニ土木ノ工事ヲ興シ、浜地ノ通路ニ及ヒ、繫船場、荷揚場、波止場等ヲ建築シ、河港堅牢ノ

普請、速ニ御着手アラン事ヲ乞フ

一 土功ヲ興スノ費額予算ハ私共ニ於テ詳知スル能ハズト雖トモ、完全ノ工事ヲ竣ソコトヲ願望スルニ依リ、現時金融非常ノ壅塞ヨリシテ商売一般ノ困難ナルモ厭ハズ、港民奮起シテ該費途ノ内ヘ一ケ年金五千円宛本年ヨリ向フ三ケ年間併セテ金一万五千円ヲ差出シ、聊義務ノ一端ヲ表シ、以テ目下窘蹙ノ救済ヲ仰カント懇請スル処ナリ

(中 略)

一 前記一万五千円ノ内半額(即チ七千五百円)ハ、当港回船問屋營業者中ヨリ特ニ出金セルモノニヨリ、本業者ト当港十九ヶ町トノ間

二 別紙ノ通定約ヲ取結ヒ候間、併セテ御認可アラン事ヲ請フ
右之段当港十九ヶ町連合会ニ於テ決議ノ上請願候条、特別ノ御詮義ヲ以至急御裁可ノ程奉願候

穀保町惣代 船木助右衛門
外十八名(略)

土崎港十九ヶ町連合会議決上申

(上 略)

一 右金壹万五千円ノ内十五年度ニ於テ金五千円ヲ徴収シテ、県庁ヘ納メルモノトス、而シテ其出金配賦區別スル左ノ如シ(表11)
右之通当土崎港穀保町外十八町連合会ニ於テ議決仕候間此段上申仕候也

明治十五年六月八日

南秋田郡土崎湊石保町戸長代理 筆者小田島厚蔵

外十六名(略)

秋田県令石田英吉殿

水利土功聯合会ニ於テ決議シタル土崎港拾九ヶ町回船問屋トノ間ニ結定スル条約左ノ如シ

吾土崎港河港水利土功ノ聯合会ヲ開議シテ、浜地通路及ヒ繫船場、波止場等建設ノ儀本県ヘ請願スルニ方リ、本港人民ニシテ応分ノ義務ヲ尽シヘキモノト決心シ、今後三ケ年間ニ徴収スヘキ金額一万五千円ノ半額ヲ、回船問屋營業者組合中ニテ負担スヘキヲ囑セラレタリ、故ニ該營業者ヨリ一ケ年併セテ金二千五百円差出スヘキヲ約諾ス、然シテ回船問屋ニ於テ幾分積立金ヲ為メ、之レカ償却ヲナサハルヲ得サルニ由リ、本港総町ト該問屋トノ間ニ左ノ定約ヲ結ビ、官庁ノ認許ヲ得ルモノトス

第一条 回船問屋營業ニ於テ、取扱輸出

入物品總テ其多寡ニ応シ、手数料ノ内幾分ノ積立金ヲナシ、三ケ年間ニ金七千五百円ニ充タシム、故ニ本港中輸出入物品船舶直接売買及取扱ヲナスモノハ、官

表11 15年度出金配賦區別

徴 収 方 法	金 額
土崎港各回船問屋ヨリ出金	2,500
土崎港各町地価割ヲ以テ徴収	500
土崎港各町戸数割ヲ以テ徴収	500
土崎港各町財産所有者ニ応シ割当	1,500
總 計	5,000

「土木課諸務掛事務簿」明治15年7月〜8月
諸務之部 5番

許回船問屋営業者ニ可限事

第二条 将来回船問屋営業ナサント欲スルモノハ、同業エ組合致積立金規則其他申会規則ヲ遵守スヘキ事 但シ現今回船問屋営業者ト雖モ他日廃業御届済ヲ得ルル上ハ、其責任ヲ解ヘキハ勿論ノ事

第三条（略）
第五条（略）

第六条 此条約履行スルハ、満三ヶ年間ヲ以テ期トス

此締約書二通ヲ製シ、土崎港総町回船問屋ト各一通ツ、
一町持 スルモノ也

明治十五年六月

土崎湊穀保丁外十八町総代金子長蔵

外七名（略）⁽¹⁸⁾

県議のいう「直接ノ利害ヲ有スル人民」は「憤発」して三年間で、一万五千元を負担することを約束し、さらにその費用の徴収方法も明確にしたうえで、請願したのである。

土崎の有志の港湾改修にかける熱意と「測量師請求ノ建議」におされてであろうか、この年の十二月には、県令が内務卿に技師派遣を上申している。⁽¹⁹⁾

羽後国秋田県南秋田郡土崎港修築ニ際シ工師派出之儀上申
羽後国秋田県南秋田郡土崎港之儀ハ、元来流心之屈曲甚タシク、常ニ船舶ヲ妨クルモ、其至難ニ云フヘカサル処ヨリ同港人民ヨリモ再々出願之次第モ有之、依テ其憂ヒヲ防クノ工事ヲ施コサント工師ヲシ

テ実検ヲ得、詳細調査ヲ仰度ト、兼々土木局ヘ照会之處、同局之都合有之差向派出相成兼候趣ヲ以、地方ニ於テ具ニ実測ヲ遂ケ、平面図等整頓之上持参相成度旨回答ニ抛リ、則チ今般主任者実測図携帶出京為致、土木局御雇工師ムドル氏ノ調査ヲ受候処、⁽²⁰⁾何分実地経視不相成候テハ、到底見込難相立趣ニ有之、附テハ最前土木局ヘ照会及候通、工師派出相成候様致度、左候得ハ兼々人民出願ニ対シ信用ハ素ヨリ尚一層奮発之一端ニモ相成可申、果シテ御聞届之上、目今県地雪積之場合ニ付、来春消雪之季ヲ以テ、尚上申可仕候条、宜敷御採用相成度、此段奉願候也

明治十五年十二月

秋田県令 石田英吉

内務卿山田顕義殿

十六年県会には、「土木費中土崎港湾費」として次の議案が提出された。

自明治十六年度至同十七年度地方税土木費中港湾費支出予算議案

一金一万円

此訳

金五千元

十六年度支出額

金五千元

十七年度支出額

質疑がはじまると、「聞ク所ニ抛レハ工師ハ不日到着スル由ナレバ、其到着ヲ待ツテ充分ニ測量ヲ加ヘ精確ナル修繕ヲ加フベシ」
「會テ宮城県野蒜港ニ趣キ、其実地ヲ見聞セシガ実ニ同港ノ如キ、数十万円ノ巨金ヲ消費シテ空シク浪費ニ帰スル場合ニ立至レリ、故

ニ土崎港ト雖トモ工師若シ実地ニ点検ヲナサバ、如何ナル変化ヲ生出セシモ未タ知ルベカラス、幸ニ昨年ノ金員モ未タ支消スルニ至ラズ、現存スルヲ以テ暫ク工師ノ至ルヲ俟ツテ、着手スルモ毫モ支障ナカラント思惟ス」と、工師の測量を基にして議案を作成し、討論した後で着手すべきだとの意見が出された。しかし、これに対しては、「工師ノ見込ハ如何ナランカ其レモ予メ計リ難シ」「若シ差延スガ如キアリテハ大ニ人民ノ信用ヲ失ハシ、故ニ之レヲ俟タス速ニ着手スルニ如カサルナリ」とか「已ニ昨年ニ於テ同地ノ有志者ヨリモ巨額ノ金員ヲ資出セルコトナレバ、地方税ヨリ個計ノ金員ヲ支出スルモ何ノ支障アラン」「時日ヲ費サバ破レタルハ倍シ崩レタルハ愈ヨ崩レテ竟ニ巨額ノ費用ヲ要セザルヲ得ザル場合ニ至ラン」とかの、反対意見が出され、原案が通過した。（十六年「通常会議日誌」第二号）

この後、土崎港湾改修は、県会で質疑されることなかった。県令の上申に応じた政府は、十六年十二月、土木局御用掛古市公威を秋田に派遣した。古市は「逐一実視之上」「計画説明書」を提出した。

その要点は

- 一 土崎市街地ノ下流相染新田村悪水吐口ニ至ルマテ、護岸工事ヲ施コシ、沿岸道路ヲ開クコト
- 二 土崎市街地ノ内、在来ノ物揚場ヲ修築シ、舢舨ノ発着、貨物ノ揚下ヲ便ニスルコト
- 三 相染新田村造船所地内ニ於テ、番船揚場ヲ設ケ併テ新造船進

表12 土崎港湾修築精算総計表

(1) 工事費精算

工事名	経 費	備 考
沈床	5,092.851	
荷揚場	2,979.006	292坪9分7厘
船卸場	1,457.248	270坪8合7夕 外ニ81坪2合4夕
堤防	8,539.943	長 419間
水抜石管	340.079	2ヶ所
沈床敷川埋	808.581	
雑使消品	1,029.466	
諸雑費	2,327.341	
追工事	104.936	
合計	22,679.451	
収入総額	22,958.050	
残金	278.599	

※別表 土木費中土崎港湾費

年度	予算高	精算高
15年度	5,000.000	5,000.000
16年度	5,000.000	830.235
17年度	5,000.000	4,979.025
18年度	669.765	669.765
合 計	15,669.765	11,479.025

(2) 収入精算

項 目	金 額
三菱共同両会社献金	2,800.000
協議費	8,790.991
雑収入	12.041
収入総額	11,603.032
協議費支出分	11,479.025
残余高	124.007
地方税支出分 ※	11,479.025
総 計	22,958.050

「土木課事務簿」明治18年3月～同19年3月 土崎修築之部 3番
※別表参照

水ノ用ニ供スルコト

四 対岸ニ沈床水制ヲ設置シ、適度ノ流積ヲ定メ乱流ヲ防キ、深淺ノ差異變動ヲ減シ、船舶ノ繫泊進退ヲ便ニスルコトの四点で、次にこのために行うべき工事方法について詳しく説明している。紙数の関係で省略せざるを得ないが、「此計画タル元来工費三万円を目途トシテ、之ヲ定ム、而シテ予算額ハ二万九千九百余円ニ達ス、蓋シ適當ノ予算ニシテ」と記している。⁽²¹⁾

こうして古市の計画に基づいて、工事が進められ、十八年に工事は一応竣工した。

土木課長城戸融は、「土崎港湾修築工事ハ、曾テ御達之通り一ト先ツ打切」とし「費用積算」は、「別ニ上申及ヒ置キ候通り」協議費ニ対スル予算収入額ハ、別紙仕訳ノ通り」「百二十四円余ノ残額」がある。本来であれば「地方税ト間接連帯ノ工費ニ付、一旦打切相成候上ハ、割戻ス可キ正當ノ順序ニ候得共、該港荷上場工荷物取扱所ヲ設ケ無之、雨天際ハ頗ル不便ニ付、右残金ヲ以テ、別紙図面ノ通り、荷物取扱所ヲ設ケシメ候様致度」との、伺いのなかで、修築の完成を報告した。(表12)

これで、雄物川の港口の川岸の修築を主な目的とした工事は完成したが、収入は、地方税、土崎協議費ともに一万四千四百七十九円余で、古市が設計して算出した金額から見れば、七千円も減額されている。土崎港の本格的な修築は昭和に入ってからであった。

おわりに

本稿の意図は、土木関係議案の作成過程を見ることを通して、土木行政の展開をできるだけ具体的に見ることにあったが、その通りに論旨が展開されてはいない。議案作成の基本資料などを特定できず、どちらかといえば、その周辺にあると思われる資料しか、使うことができなかったからである。その他、十五年に新設された「町村土木補助費」については、問題として設定することさえ、できなかった。生活者の立場からすれば、「里道」への補助が、どのようにして議案化され、どのような議論を通して、事業化されたかが、一番関心があることは容易に想像できることである。また、新聞記事、特に「投書」などを見ることで、新聞購読者層に限定されるとはいえ、彼らが県の土木行政にどのような関心を示していたかについて、言及することも重要な視点であったが、そこまでは追究できなかった。

だか、取り上げるべくして、取る上げることができなかったのが、予算と精算の問題である。十五年県会⁽²²⁾で、十三年度「精算報告」が大きな問題となった。⁽²³⁾

「土木費中雄物川支流旭川治水費ノ予算額ハ、僅カニ九十円九十七銭ナルヲ、今其決算ヲ見レハ二千四百十二円十四銭三厘ノ巨額ヲ要スルニ至ル、執行者ニ於テ如何ナル取斗ヲナセシヤ」との質問に、「旭川治水ノ時ハ、恰モ御巡幸以前二際セルヲ以テ、十分ナル洲浚

表13 13年度精算

河 川 名	予算高	精算高	支 出	金 額	支 出	金 額	支 出
雄物川幹流	3,268.966	3,003.157		265.809	旭川へ流用		
米白川幹流	2,632.175	2,880.351		2,632.175	米白川幹流	60.527	子吉川幹流ヨリ流用
子吉川幹流	1,200.855	678.393		166.773	子吉川幹流	327.506	石澤川ヨリ流用
馬場目川幹流	169.812		米白川幹流へ流用				
雄物川支流旭川	90.970	90.970		265.809	雄物川幹流ヨリ流用	785.064	子吉川幹流ヨリ流用
雄物川支流太平川	60.643	60.643	雄物川支流旭川へ流用				
雄物川支流岩見川	388.149	388.149	雄物川支流旭川へ流用				
雄物川支流玉川	545.843	545.843	雄物川支流旭川へ流用				
雄物川支流旭川	278.980	278.980		275.665	旭川へ流用	3.315	皆瀬川へ流用
雄物川支流皆瀬川	388.149	388.149		388.149	皆瀬川	188.491	子吉川幹流ヨリ流用
米白川支流阿仁川	879.408	879.408		35.814	皆瀬川へ流用		
米白川支流藤琴川	262.823	262.823		17.837	米白川幹流へ流用	20.186	皆瀬川へ流用
子吉川支流石澤川	327.506	327.506	子吉川幹流へ流用				
子吉川支流徳澤川	272.921	272.921		184.114	子吉川幹流へ流用	8.297	防沢村橋へ用立
総 計	10,767.200	10,767.200					

河 川 名	金 額	支 出	金 額	支 出	金 額	支 出
雄物川幹流						
米白川幹流	169.812	馬場目川ヨリ流用	17.837	藤琴川ヨリ流用		
子吉川幹流	184.114	徳澤川ヨリ流用				
馬場目川幹流						
雄物川支流旭川	60.643	雄物川支流太平川ヨリ流用	388.149	岩見川ヨリ流用	545.843	玉川ヨリ流用
雄物川支流太平川						
雄物川支流岩見川						
雄物川支流玉川						
雄物川支流旭川						
雄物川支流皆瀬川	3.315	平鹿郡旭川ヨリ流用	20.186	米白川支流藤琴川ヨリ流入	35.814	米白川支流阿仁川ヨリ流用
米白川支流阿仁川						
米白川支流藤琴川						
子吉川支流石澤川						
子吉川支流徳澤川						
総 計						

河 川 名	金 額	支 出	土木課精算
雄物川幹流			3,003.157
米白川幹流			2,880.351
子吉川幹流			678.393
馬場目川幹流			0.000
雄物川支流旭川	275.665	旭川ヨリ流用	2,412.143
雄物川支流太平川			0.000
雄物川支流岩見川			0.000
雄物川支流玉川			0.000
雄物川支流旭川			0.000
雄物川支流皆瀬川			635.955
米白川支流阿仁川			843.594
米白川支流藤琴川			224.800
子吉川支流石澤川			0.000
子吉川支流徳澤川			80.510
総 計			10,758.903

等ヲナセシニヨリ、斯ル巨額ヲ要スルニ至ル」と、答えている。

(十五年)「通常会議日誌」(第三号)如何なる理由があろうとも、県の議定を経て確定した予算額が、執行段階で無視されれば、県の権限の縮小に直結する。したがって、簡単に認めることができるはずはなく、この問題は参事院の裁定を請うまでに紛糾した。裁定は、県令は、審議して確定した予算額を超えた支出してはならないと、県の主張を認めるかたちで終わった。⁽²⁴⁾ 県の権限を問題としているわけではないので、この点についてはこれ以上言及しない。

問題は次の点にある。実際は二千四百余円と予算額を二十七倍も上まわっているのに、「十三年度精算報告書」は、予算額通りの精算額にしていることである。ところが、「土木課諸務掛事務簿」を整理した表13は、「精算書」とは全く違い、旭川治水費は、質問の中であげられた金額と合致する。とすれば、「精算報告書」は、必ずしも信用できず、史料批判抜きでの使用は聊か危険である。精算額が予算原案作成の前提になるだけに、これは看過できない問題であるが、問題提起しかできないのが現状である。

註

- (1) これ以後、土木関係規則が次々と公布されるが、紙数の関係でいずれも最初のをあげた。例えば、「道路掃除ノコト」は「道路掃除下水疎通之儀」(十年十月)↓「道路掃除規則」(十一年三月)↓「道路掃除規則追加」(十一年四月)↓「道路掃除規則」(二

十年三月)となり、次第に「法」として整備されてくるが、これらの「規則」に見られる理念は、最初の規則のなかに含まれていると考えてよい。

- (2) 『日本見聞記』(みすず書房、一九七七年)

- (3) 『日本奥地紀行』(平凡社、一九七八年)

(4) 十三年「通常会議日誌」第十四号 明治十三年「秋田県通常会議日誌」第一四号と表記されているので、その通り書くべきであるが、明治と秋田県は省略した。また、なかには「秋田県通常県会日誌」などとされている場合もあったが、ここではすべて上記の記載で統一した。(以下同じ)

- (5) 理由は二の「仁井田刈和野間の道路改修問題について」のなかで言及する。

- (6)

巡察使として来県した田中不二麿も土木行政の課題が、仁井田、刈和野間の道路修築と土崎港の改修問題であると認識していた。

「本県内河川大ナルモノハ米代、雄物、子吉ノ三川ニシテ毎歳若干ノ修繕費ヲ要ス然レトモ今日事業ハ多クハ小修補ニ過キス漸次永遠堅牢ノ工ヲ起サントシ今日其計画中ナリ港湾ハ土崎、能代ニ在リ共ニ港口壅塞シテ船舶ノ出入ニ便ナラス；殊ニ米穀ノ出入等主トシテ此二港ニ由ラサルヲ得ス然ルニ土崎ノ如キ偶汽船ノ繫泊スルアルモ遠ク港外ニ纜ヲ留ム其不便甚シ之ヲ以テ地元町村ヨリ一万五千円客年地方税ヨリ五千円ヲ支出シ又本年県会一万円ノ費用ヲ議決シ近日修築ニ着手スト云フ；道路ハ峻ヲ夷シ迂ヲ直クセル所其工事少カラスト雖モ平生ノ修補ノ於テ未完カラサルモノナリ然レトモ本地方ヨリ東京ニ到ルノ路線ニシテ河辺郡仁井田村ヨリ仙北郡川和野村ニ到ルノ間ハ山径車馬ノ不便アリ本年ヨリ向三年ヲ期シテ工事ヲ起サントス是亦必要ノ土功ナリ；」へ「明治十五・十六年 地方巡察使復命書」(上巻)↓

- (7)

先述したバードは、「月曜日の朝に雄物川を下ってここに到着した。

(8)

水上を九時間で案に旅行できたが、陸上であれば、まる二日もかかったろう」と記し、神宮寺から秋田へは舟で入ったので、仁井田刈和野間の道路については、直接的には語っていない。

十四年度～十九年度では、一万円不足するが、ここではそのまま引用した。なお、議定された諮問議案では、二十年度迄となっている。

(十三年「通常会議日誌」第十六号)

(9)

「土木課道路掛事務簿」(十三年一月～十四年十月) 河辺郡道路之部全

(10)

「土木課諸務掛事務簿」(十四年一月～三月) 諸務之部二番

羽州街道を「本道」としている。

(11)

「土木課道路係事務簿」(十二年一月～十四年七月) 鹿角郡道路之部全

(12)

太政官布告四十八号の第三条で「地方税規則ヲ以テ支弁スヘキ府県土木(即チ河港、道路、堤防、橋梁建築修繕)費中官費下渡金ハ来

ル十四年度ヨリ廃トス」とされ、土木費に関して国庫補助は「法的」には廃止されたのである。しかし、国庫補助は行われ(次表)、この布告は「法律と行政上の裁量によって実質上骨抜きされたのである。ここにはひとつの意味がひそんでいるように思われる。すなわ

ち、府県の側にとってみれば、国庫補助を自らの権利として受け取るのではなく、政府の行政上の裁量にかかわっていた。脆弱な地方財政をみるならば、道路行政を国庫補助なくして行うことは非常な困難をとまなうであろう。まさに、明治十三年太政官布告第四十八

号第三条は、存在することに意味があった。こうして、中央政府主導型の道路行政を生み出す構造が次第に形成されるのではないか。

法律上は国庫補助を廃止し、行政上の裁量によりそれを認めていく方法を梃子としつつ、明治十五年以後、政府は、地方支配の強化を押し進めていくのであろう。」(居石正和「明治前期の道路行政と

国庫補助―明治十三年太政官布告第四十八号と車税問題―」「社会

科学」第三十七号) 府知事県令と内務省高官との間の個人的な関係で「国庫補助」が決まることもあり得るとの指摘を、自由民権運動が高揚した十三年十一月の政治状況のなかで読むと、この視点を含めて、当時の政治状況を再考してみることが必要だと思われる。

(13)

「十七年度地方税支出精算報告書」(「地方税精算報告書」明治十二年度～同十九年度所収)

三年間の精算額は「地方税精算報告書」明治十二年度～同十九年度所収の各年度の「地方税支出精算報告説明書」に拠った。

「道路調査書類」明治二十八年 なお、改修工事は大野郡長のいう「本道案」を基本に行われた。

明治十年代の秋田県土木行政の展開

土木費と国庫支出 単位：千円

	土木費総額	国庫支出額	国庫支出額指数
明治12年	6,111	1,471	100.0
13年	7,509	2,278	158.8
14年	8,030	338	23.0
15年	9,456	739	50.3
16年	9,250	1,035	70.4
17年	9,108	1,245	84.6
18年	10,182	2,156	146.6
19年	10,208	1,809	123.0
20年	9,786	1,983	134.8

資料は注13参照

(14) 原案の二万五千元とか、それに五千元を足した三万円を「予備費」などとする。

(15) 「十七年度地方税支出精算報告書」(「地方税精算報告書」明治十二年度～同十九年度所収)

(16) 三年間の精算額は「地方税精算報告書」明治十二年度～同十九年度所収の各年度の「地方税支出精算報告説明書」に拠った。

(17) 「道路調査書類」明治二十八年 なお、改修工事は大野郡長のいう「本道案」を基本に行われた。

(18)

(19)

「土木課諸務掛事務簿」明治十五年自七月至八月 諸務之部五番
「土木課事務簿」明治十五年自九月同十七年至八月土崎港修築之部
一番

(20)

ムルドルは、明治十二年来朝したオランダ人の内務省御雇土木工師
で、運河、灌漑、港湾などに功をあげ、二十三年に帰国した。(土
木学会編「明治以後本邦土木と外国人」参照)

(21)

(19)の資料と同じ。古市が十六年十二月に予算額を二万九千九百
余円とした根拠は明確にできない。金額は一致しないが、現時点で
は次のように考えることができるだけである。十六・七年度の一万
円、前年の残余金約四千八百十五円、土崎港町からの一万五千円を
加算したものではないかと、思われる。なお四千八百十五円は、
「聞ク所ニヨレハ、昨年ノ決議額ハ僅ニ百八十四円三十四銭七厘ヲ
費セルノミナレハ」とあるので、十五年の予算高五千円からの差額
を充てた。(十六年「通常会議日誌」 第二号)ただ、「昨年ノ」
決議が十五年度を指しているかはどうかは、検討しなければならな
い。この点については、「おわりに」で言及する。なお、古市は当
時土木局御用係であった。(「内務省人事総覧」第一巻、社団法人
東北建設協会発行「東北地方における土木事業近代化の先覚者像」
参照)

(22)

「府県会ハ毎年通常会議ノ初メニ於テ、地方税ニ係ル前年度ノ出納
決算ノ報告書ヲ受ケ、府知事県令ニ説明ヲ求メルコトヲ得」(「府
県会規則」第六条)

(23)

十三年度は十三年七月より十四年度六月迄であった。「其年七月ヨリ
翌年六月迄ヲ一周年度トシ」(「地方税規則」第四条)

(24)

「秋田県政史」下巻参照

記録史料群の内的秩序の復元に関する一考察

柴田知彰

はじめに

一 階層構造の経年変化

二 記録史料群の内的秩序

1 組織性と時間軸上の連続性

2 史料整理の諸原則の再確認

三 内的秩序の復元と目録編成

1 個々の史料群に残る内的秩序

2 二つの内的秩序を復元する編成

3 目録編成実践例の分類・整理

結びにかえて

はじめに

近年、欧米の記録史料科学の影響により、整理の際に記録史料群の内部構造を反映させる方法が、国内でも確実に普及しつつある。記録史料科学的な整理論は、一九八〇年代に安澤秀一、大藤修、安藤正

記録史料群の内的秩序の復元に関する一考察

人ら各氏の先駆的著作により提唱⁽¹⁾され、史料調査論や保存修復論などの部門にも多大な影響を及ぼした⁽²⁾。そして、一九九〇年代後半には「国際標準記録史料記述 一般原則」(以下、ISAD(G))が、日本にも紹介された⁽³⁾。記述標準化による国際的交換が目的であると同時に、史料群の階層構造を反映させたマルチレベル記述を特徴としている⁽⁴⁾。欧米史料整理論の一つの到達点とも見ることができよう。しかし、標準化の波が寄せつつある現在においても、史料群の内的秩序の把握が十分なものだったか未だ検討の余地が有るように思われる。内的秩序を階層構造のみから考えたため目録編成に困難をきたした例は、過去にも少なくない。

安藤氏は、「記録史料科学的な記述法的前提には、記録史料群のとらえ方に関する独自の認識論があり、それにもとづいた編成論が存在する」と述べている⁽⁵⁾。記述の前提には編成論が在り、その編成論は史料群の実体をどのように把握するか認識論に基づいている。本稿では、いま一度、認識論の段階に立ち戻って史料群の内的秩序を再検討し、その上で目録編成における復元方法を呈示してみたい。

史料認識論が整理論にどのような関連を持ち得るかの議論は、鈴江英一氏も言われた通り、国内では緒についたばかりである。⁽⁵⁾しかし、全ての史料整理の大前提であり、議論を徹底しておく必要が有るだろう。

一 階層構造の経年変化

史料認識論に基づいた整理論では、史料群の内的秩序を目録編成に反映させることが最も重視されている。記録史料の図書との違いは、作成母体の活動や機能から生成した内的秩序の存在に求められている。⁽⁷⁾

こうした考え方は、欧州での近代公文書館の発達過程において形成されてきた。⁽⁸⁾一八世紀末、フランス革命直後に設立された国立文書館は、欧州最初の近代公文書館であったが、史料整理においては図書館的な主題別分類を続けていた。その後、史料と図書の生成過程の違いが意識され、一九世紀前半には、同館で「フォン（fonds）の尊重」の原則が打ち出された。フォン（fonds）は、同じ出所を持つ史料群を指す。この原則は、同世紀後半、プロシアの国立文書館において、「出所の原則」として「原秩序尊重の原則」と共に整備された。フランスのシステムが、フォンの内部では依然として主題別分類だったのに対し、プロシアでは、作成母体の活動や機能をより正確に反映させる方法が採られた。史料群の階層構造（組織

性）が発見され、史料整理に取り入れられたのである。

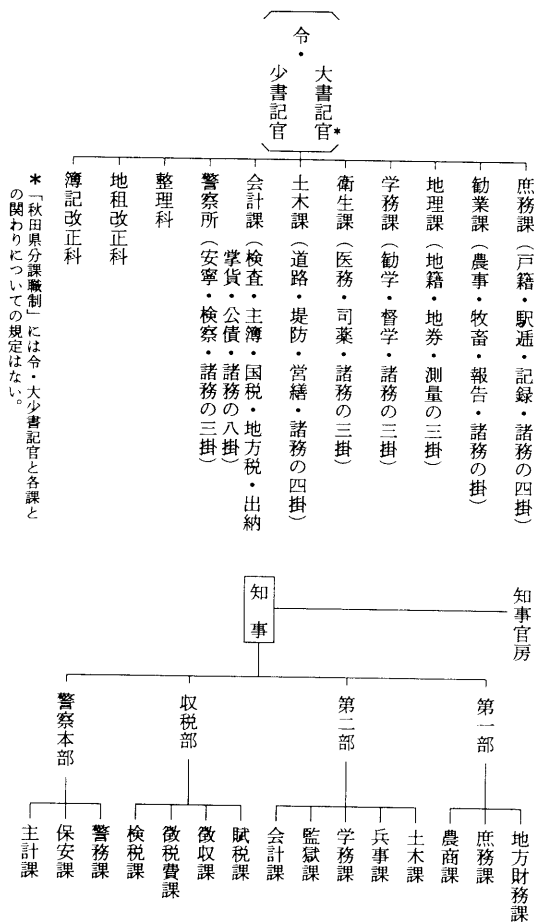
一九世紀後半に確立された史料整理の理論は、二〇世紀前半、イギリス国立文書館のヒラリー・ジェンキンソンが著した『文書館学概論』において体系化された。⁽⁹⁾ジェンキンソンは、史料群の階層構造を非常に厳密に考えた。そのため、一九六〇年代以降、ジェンキンソン方式に対する批判から、階層構造の適用を緩和する動きも見られた。⁽¹⁰⁾

しかし現在においても、欧米の記録史料学では、史料群の内的秩序を階層構造の面から把握する傾向が支配的のようである。⁽¹¹⁾ISA D（G）も記述標準化が主目的ではあるが、階層構造を復元するマルチレベル記述をもって、図書館界の「国際標準書誌記述」（ISBD）との相違点としている。⁽¹²⁾

日本では、一九八〇年代以降、欧米の史料整理論の導入により、形態別、主題別など従来型の人為的分類法に革新が求められた。⁽¹³⁾その後、史料群の内的秩序が注目され始めたが、欧米の整理論の影響で、やはり階層構造を中心に考える傾向である。⁽¹⁴⁾史料群の階層構造は、作成母体すなわち出所の組織的な活動を反映して生成する。しかしながら、出所の組織機構は必ずしも一定ではなく、時間の経過に伴い改編されることも有り得る。組織機構が改編された場合、史料群の階層構造にも影響が出てくる。

秋田県庁文書群を事例に取り上げてみよう。秋田県庁は明治四年の開庁以来、現在に至るまで一三〇年近い長期間にわたり機能し続

図1 明治11年と22年の秋田県の職務分課



*「秋田県分課職制」には令・大少書記官と各課との関わりについての規定はない。

け、幾度もの機構改編を経てきた。その間に作成された県庁文書群は、一つの記録史料群として扱われねばならない。しかし、明治十一年と二十二年の約一〇年間を比較してすら、職務分課に図1のような大きな変化がある。まして、大正、昭和戦前・戦後、平成の県庁組織では更に大きな変化があり、一つの固定した階層構造に当てはめるのは不可能に近い。

出所の機構改編に伴う階層構造の変化は、行政機関の文書群に関

して指摘されてきた。古くは一九七一年刊行の『史料館所蔵史料目録』第一七集において、原島陽一氏がこの問題に触れている。⁽¹⁶⁾近年は竹林忠男氏が、階層構造を基準に行政文書を目録編成する際の「最も一般的な問題」と述べている。⁽¹⁷⁾鈴江英一氏も「組織体の文書では、元来が組織の改変、文書引継による出所の複合は避け難い」とし、これを「経年変化」の名称で呼んだ。⁽¹⁸⁾ISA(D)(G)について論考した森本祥子氏と梅原康嗣氏も、この経年変化への対応を今後の検討課題としている。⁽¹⁹⁾

経年変化は、行政機関の文書群でのみ起こる問題ではない。西向宏介氏は、備後国尾道橋本家文書を対象に商家の経営帳簿組織の復元と目録編成を試みた。⁽²⁰⁾橋本家文書の帳簿組織には、藩政期の経営拡大や明治期の銀行事業進出による経営組織の改編が反映されている。西向氏も経年変化の目録上への反映方法を検討課題とし、「商家文書に限らず、農村文書や近代の県庁文書などにも当てはまる問題」と述べている。⁽²¹⁾経年変化は決して特殊な事例ではなく、どの分野の記録史料群にも一般的に起こり得る問題と言えよう。

欧米や豪州の文書館でも、以前から経年変化への対処法が講じられてきた。アメリカ国立文書館では、一九四一年の改革で、省庁の機構改編に対応し出所の原則に一定の融通性が持たせられた。²² イギリスでは、一九六〇年代に入り、ジョンキンソン方式の限界が強く指摘され始めた。一九七〇年代には、国立文書館で、史料群に対する階層構造の厳密な適用が緩められ、シリーズの連続性を重視した整理に転換された。²³ オーストラリアでは、現在、同一業務のシリーズで文書を管理する方法が定着している。²⁴

経年変化が起きた場合、欧米や豪州では、階層設定に融通性を持たせるか、階層設定自体を行なわないかの方法が採られてきたようである。竹林氏が紹介する「京都府庁文書（昭和二十一年～三十年）」の目録編成は、階層設定に融通性を持たせる方に近い。「一連のシリーズを形成している事業や事務が、機構改革等によってA課からB課へ移った場合、組織や業務の変更にかかわらず元の担当課であるA課に所属させるという方法」である。²⁵ 階層設定を調整し、階層構造の大枠を崩さずシリーズの連続性をも維持しようとする意図と理解される。

比較的短い年代域の史料群であれば、右のようなコントロールも破綻が少ないであろう。しかし、一〇〇年を超える年代域の史料群で、その間に数多くの組織改編を経ているような場合はどうであろうか。恐らく史料群の階層構造の秩序を混乱させるものと予測される。現在の組織機構から階層設定し過去の文書をあてはめても、同

様の事態が予測される。記録作成時の階層構造を崩さず、同機能の文書間の連続性をも維持するのは、経年変化の多い史料群については無理が有るようである。

経年変化が起きた場合、階層構造の秩序のみでは、同機能の史料の連続性を整理できなくなる。記録史料群の内部構造には、階層構造とはまた別次元の秩序が存在するものと考えられるからである。では、別次元の秩序とは何か。認識論において、史料群の内的秩序を分析し直すことから洗い出してみよう。

二 記録史料群の内的秩序

1 組織性と時間軸上の連続性

最初に記録史料群 (archives) につき、従来の定義を確認してみよう。ジャン・ファヴィエ氏の『文書館』では、次のように定義されている。²⁷

「文書とは、個人あるいは法人、私的あるいは公的機関が、その活動の結果を編成し、将来の必要を考慮して、受け入れ、構成した書類の集まりである。」

ISAD(G)では、記録史料群の総体としてのフォンドが次のように定義されている。

「特定の個人、家族、組織体がその活動や機能を果たす過程で、有機的に作成・蓄積されたり使用されたりした記録の総体。形態

や媒体にはかわらない。」

記録史料群の成立には、個人や家族または組織体の活動や機能が反映されていることが分かる。特定主題につき説明し主張する目的で作られる図書とは異なる²⁸⁾。

とすれば、史料群の内的秩序を知るには、個人や家または組織体の活動や機能の特徴を明らかにする必要があるだろう。その特徴の第一としては、組織性が挙げられる。個人や家または組織体の活動や機能は、外界に働き掛けるか外界から影響を受けることが極めて多い。そのため、外界の政治や経済および社会や環境などとの関わり方に応じて分化・組織化される。個人や家または組織体それぞれの目的や規模などの違いで、外界との関わり方には差が有る。商家であれば、商取引分野において、経営規模に応じ機能を分化・組織化する。地方自治体の行政機関であれば、地域行政の全般に関与するため、広範囲な分野にわたって機能を分化・組織化する。商家の場合は経営組織、行政機関の場合は職務分課として、有機的な組織機構が形成されるのである。

そして特徴の第二として、時間軸上の連続性が考えられる。個人や家、組織体は時間軸上の存在でもある。ゆえに、その活動や機能も時間軸上の存在であり連続性を持つ。活動や機能は、それ自体の終了または停止の時まで日々継続し、途中で担当組織が変わろうと途切れることはない。表1は、秋田県庁の土木行政における鉄道関係担当の変遷である。担当の名称や主管課は数回変っているが、鉄道

表1 鉄道関係事務の主管課係の変遷

施行年月日	部 課 係	鉄道に関する分掌	法令番号	出 典
明治26.11.29	内務部第二課土木係	鉄道ニ関スルコト	訓令甲第156号	明治27年「県令全書」 訓令甲第113号
明治27.7.24	内務部第二課鉄道事務係	鉄道ニ関スルコト	訓令甲第113号	「秋田県処務細則」 (明治27年「県令全書」)
明治29.3.31	内務部第二課鉄道事務係	鉄道ニ関スルコト	訓令甲第49号	「秋田県処務細則」 (明治29年「県令全書」)
明治30.6.24	内務部第二課庶務係	軌道及私設鉄道ニ 関スル事	訓令甲第102号	「秋田県処務細則」 (明治30年「県令全書」)
明治31.4.1	内務部第二課庶務係	軌道及私設鉄道ニ 関スル事	訓令甲第64号	「秋田県処務細則」 (明治31年「県令全書」)
明治32.6.20	内務部第二課調査係	軌道及鉄道ニ関ス ル事	訓令乙第62号	「秋田県処務細則」 (「庁中令規」)
明治34.4.1	内務部第二課土工係	軌道及鉄道ニ関ス ル事	訓令甲第26号	「秋田県処務細則」 (明治34年「県令全書」)
明治36.11.30	内務部第二課土木係	軌道及鉄道ニ関ス ル事	訓令甲第50号	「秋田県処務細則」 (「庁中令規」)
明治38.4.25	第一部土木課土工係	軌道及鉄道ノ敷設 ニ関スル事	訓令甲第23号	「秋田県処務細則」 (「庁中令規」)
明治40.7.15	内務部土木課	軌道及鉄道ノ敷設 ニ関スル事項	訓令甲第52号	「秋田県処務細則」 (明治40年「県令全書」)

*「秋田県処務細則」の全面改正と鉄道事務主管課係に関わる部分改正を採録

関係の業務は引き継がれ連続している。ここに時間軸上の連続性が存在する。建築関係でも河川関係でも同様である。また、家や組織体では、活動や機能が一個人の寿命を越えて長期間継続している場合も多い。前述した備後国尾道橋本家の経営活動などは、その例である。

個人や家、組織体の活動や機能には、組織性と時間軸上の連続性が存在する。その結果作成・蓄積された記録史料群の内的構造にも、組織性と時間軸上の連続性が反映されるものと考えられる。史料群の組織性すなわち階層構造の存在については、『文書館学概論』の中で既に明らかにされている。

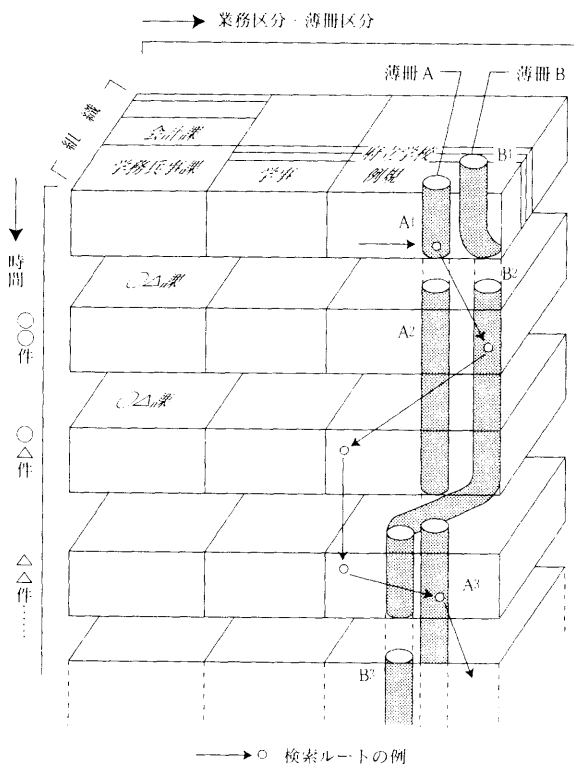
時間軸上の連続性（以下、連続性と略）の存在は、表1の鉄道関係担当で作成された簿冊群が、内容的に一貫した繋がりを持つことから確認できる。

表2は、表1の年代域に作成された「鉄道之部」の簿冊群である。「鉄道

表2 鉄道関係事務主管課係の事務簿

資料番号	年 代	資 料 名	備 考
山1215	明治18～27年	明治二十年代鉄道関係書類	
7916	明治26～30年	第二課鉄道事務係事務簿	鹿角郡小坂村鉦山鉦業人藤田組ヨリ鉦業用軌道布設願之件 全
7912	明治30～36年	第二課事務簿	鉄道之部、雑款之部 全
5476	明治38～42年	内務部土木課事務簿	鉄道、道路、治水、雑款 全
5917	明治42～45年	内務部土木課事務簿	鉄道之部 全
6091	明治44～大正2年	内務部土木課事務簿	鉄道之部 全

図2 「水野モデル」



「部」は、県内に私鉄路線や工事用軌道、または森林鉄道の敷設を許可したり、地元陳情を鉄道省へ進達した公文書などを綴った簿冊群である。内容的に一つのシリーズとしてまとめられる。これは、他の「営繕之部」や「河川之部」でも同じであり、同機能から作成された簿冊群は一つのシリーズまたはサブ・シリーズを構成する。そして担当組織が改編され簿冊表題が変わると、古い簿冊から新し

い簿冊への内容上の連続性は存在する。

水野保氏は、経年変化の有る行政機関の文書群において、特定テーマの史料を検索するルートを図2のような形で示した。⁽³⁰⁾ 図は鈴江氏により復元されたもので、「水野モデル」と呼ばれている。⁽³¹⁾ モデルは、経年変化を画期として組織機構を何期かに分け、同機能の業務の引継ぎを丸柱で示している。この丸柱が、同時に文書の連続性をも表している。丸柱上にある文書群は、同機能の業務で作成されたシリーズであり、時間軸に沿って配列される秩序を持つ。

時間軸上の連続性は、組織性と並ぶ記録史料群の内的秩序として認識されるべきだろう。この連続性の内的秩序は、記録史料群の出所を確定する際に一つの目安にもなる。ある史料群を別の史料群から区別する基準として、互いの文書に連続性が有るか無いかの判断も重要である。具体的には、県庁文書と一緒に郡役所文書が配架されている場合を考えれば良い。秋田県では、大正十一年（一九二二）三月の郡制廃止後、郡役所の公文書が県庁に移管された。現在、秋田県公文書館の公文書書庫には、県庁文書と共に七郡役所の公文書が配架されている。⁽³²⁾ 郡役所文書が県庁に移管されたのは、参考資料として使用されるためであった。大正十二年度において、県庁組織内に郡役所の機能を引き継ぐ地方機関は設けられていない。郡役所の機能は郡制廃止と共に終了し、県庁の機能に直接継続することは無かった。⁽³³⁾ ゆえに、郡役所文書の内容も、大正十二年度以降の県庁文書の内容には連続しない。郡役所文書は、県庁文書とは別個の史

料群として扱われる。

ただし、連続性の内的秩序は出所確定の絶対的な基準ではない。複数の行政機関が合併して一つになった場合でも、業務の引き継ぎが行われていれば文書に連続性が存在する。その逆の場合も同様である。そのようなケースでは、組織性の内的秩序も合わせて判断し、出所を確定しなければならないだろう。

また連続性の内的秩序によって、記録史料群の状態は二つに大別できる。一つは、出所の活動・機能が継続中で、現在以後も記録作成が継続する状態である。謂わば「開かれた状態の記録史料群」であり、全体の数量や年代域などは流動的である。もう一つは、出所の活動・機能が終了または停止し、現在以後は記録作成が連続しない状態である。こちらは「閉じられた状態の記録史料群」であり、全体の数量や年代域などは基本的に固定できる。前述の秋田県庁文書の場合は「開かれた状態の記録史料群」、郡役所文書の場合は「閉じられた状態の記録史料群」と言えるだろう。

以上述べた通り、連続性の内的秩序は、史料群を整理する際の基準として重要である。時間軸上の秩序であり、組織性の内的秩序とは異なる次元のものである。それゆえに、組織性の内的秩序に従属しなくとも、独立の秩序として使用され得る。オーストラリアで、シリーズ・レベルの連続性を主体に史料整理が行なわれていることが良い例である。

記録史料群は、組織性と連続性の二つの内的秩序を謂わば「座標

軸」として存在している。内的秩序が右記に限られるとは断定できないが、現時点で考えられる最大のもはこの二つであろう。⁽³⁴⁾ 安藤氏は、アーカイブズの本質を「『史料群の階層構造』という内的秩序Ⅱ有機的統一性」を持つこととしている。⁽³⁵⁾ これは、組織性の内的秩序の存在を指しての言と思われる。とすれば、「有機的統一性」より「有機的組織性」と呼んだ方が適切ではないだろうか。「有機的統一性」はむしろ全体を表わす言葉である。そしてアーカイブズのいま一つの本質として、「『史料群の時間軸上の連続』という内的秩序Ⅱ有機的連続性」も加えるべきである。アーカイブズの本質は、「有機的組織性」と有機的連続性を持つ有機的統一性⁽³⁶⁾と考えるおけば良いだろう。

その上で記録史料を図書と比較してみれば、性質の違いがより明瞭になる。図書が特定主題の説明を目的に刊行されるのに対し、記録史料は出所の有機的な組織的活動の結果、作成される。また、図書が基本的には一冊ずつ内容完結するのに対し、⁽³⁶⁾ 記録史料は有機的に増え続け連続してゆく。図書と対比する際には、時間軸の要素も必要である。管見の限りにおいて、記録史料群の内的秩序につき、時間軸の推移を要素に加えて明確に呈示しているのは鈴江英一氏のみである。⁽³⁷⁾

さて次に、二つの内的秩序について、時間軸の推移との関係も明らかにしておきたい。まず、連続性の内的秩序の場合は、時間軸の推移による影響を受けない。時間軸の推移に沿った秩序であるから

当然と言えよう。これに対し組織性の内的秩序の場合は、時間軸の推移の影響を受ける。

前述した通り、個人や家、組織体の活動や機能は、外界の政治や経済および社会や環境に対応して組織化される。ところが外界の状況は一定ではなく、時間軸の推移に伴い変化してゆく。外界の状況が変化すると、個人や家、組織体の方でも外界との関わり度の合いに応じ組織を改編する必要がある。高橋務氏は、明治二十年代前半までの秋田県庁の職務分課の変遷を、国の地方制度の改正に基づき四期に区分している。⁽³⁸⁾ 地方制度は、政治や経済、社会や環境の変化に応じて改正された。前述した西向氏も、文化文政から天保期にかけての尾道橋本家の経営組織拡大を、広島藩の財政難を背景とした尾道湊の衰退状況から説明している。⁽³⁹⁾ 時間軸の推移に伴う外界の変化により組織機構が改編されれば、当然、作成される記録の組織性も影響を受けることになる。

時間軸の推移と二つの内的秩序の関係も、史料整理の際には考慮されねばならない。

2 史料整理の諸原則の再確認

記録史料群の内的秩序を組織性と連続性と考えると、史料整理本来の目的はその復元に在ると言えるだろう。史料整理の成果である目録も、二つの内的秩序を基礎に置き作成されるべきである。

では右の観点から、従来の史料整理の諸原則につき、目的と位置付けを再確認してみよう。全史料協の『文書館用語集』では史料整

理の原則として、「出所の原則」と「原秩序尊重の原則」、そして「原形保存の原則」の三つが挙げられている。⁽⁴⁰⁾この内、二大原則とされてきたのが、「出所の原則」と「原秩序尊重の原則」である。今日、世界的に史料整理の基本原則として認められている。

ICAの『文書館用語辞典』では、二つの原則をそれぞれ次のように定義している。⁽⁴¹⁾

「出所の原則」 Principle of Provenance

同じ出所 provenance (記録 records / 史料 archives) を業務遂行の過程で作成し、蓄積し、保存してきたところの事業所・機関・組織ないし個人) を持つところの記録、史料は、他の出所を持つ記録、史料と混合させてはならないという原則

「原秩序尊重の原則」 Principle of Respect for Original Order

一つの出所を持つ史料群は、(史料相互の間に) 存在する関連性や、(元の) 検索番号を保存するために、それを生んだ事業所・機関・組織によって行われた整理をそのまま残すべきである、という原則

二つの原則のうち、史料群の内的秩序の復元に近いのは「原秩序尊重の原則」のようである。この原則により尊重される「原秩序」とは、史料群の内的秩序と同一のものであろうか。安藤氏は、「ある特定の記録が他の記録とどのように関係づけられて発生せしめられ、機能したかが発生母体が設定した記録の位置関係(配列方式や

保管場所)の中に明確に示されている場合」の位置関係を「原秩序」であるとしている。⁽⁴²⁾傍線の部分が、本稿中の「記録史料群の内的秩序」の概念に相当する。安藤氏はこれを「記録史料群の体系的構造」と表現している。⁽⁴³⁾「原秩序」は、内的秩序が書架などの現配列に反映されている状態を指すと考えて良い。物理的な状態の秩序であり、⁽⁴⁴⁾内的秩序を復元するための「手掛かり」として位置付けられる。

いかなる史料群の生成においても、組織性と連続性の内的秩序が座標軸として存在する。それらは、記録作成者や整理者の手により、記録媒体や位置関係などに物理的な形で残される。⁽⁴⁵⁾内的秩序の二次的な反映とも言えるだろう。二次的に秩序を反映する場合には、記録作成者や整理者による方法の違いが出てくる。が、基本的な形としては、次の四通りを想定できる。

- ① 記録媒体自体に内的秩序に関する情報が記載されている形
- ② 記録媒体の配列など位置関係に内的秩序が反映されている形
- ③ 記録媒体自体に内的秩序に関する情報が記載されると共に、配列など位置関係にも内的秩序が反映されている形
- ④ 記録媒体自体にも位置関係にも内的秩序が反映されていない形

右記①については、県庁文書の表紙に「明治七年 第一課土木係事務簿 営繕之部」などと記されている例が挙げられる。②は、筆筒の引出しや長持の中に文書が秩序立てて分類され保存されている例などである。このうち、②または③が史料群の現状に見られる場合を「原秩序」と呼ぶべきであろう。②または③が史料群の原状に見

られたとしても、保存期間中に崩れている場合には「原秩序」にならない。

「原秩序尊重の原則」は史料群の内的秩序の復元を目的とし、史料調査や整理の現場において物理的な位置関係である「原秩序」を保存する方法論である。「原秩序」を分析する史料整理の過程で、史料群の組織性と連続性の内的秩序が解明されるのである。⁽⁴⁶⁾

次に、二大原則のもう一方である「出所の原則」について考えてみよう。「出所の原則」には、「同じ出所を持つところの記録、史料」を「他の出所を持つ記録、史料」と混合してはならないとある。原則には方法のみが記され、その目的は示されていない。が、原則の目的は、史料群の内的秩序を保護することと考えるのが至当であろう。同一出所の史料群に他の出所のものを入れれば、内的秩序が混乱してしまう。それを防ぐために、「出所の原則」が考えられたものと推察される。

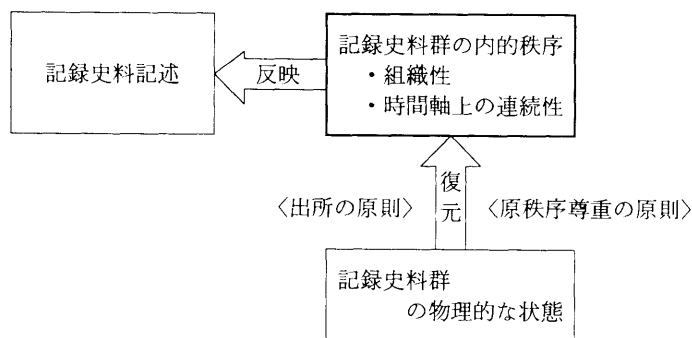
「出所の原則」がフォンド・レベルにのみ適用されると解釈すれば、史料群の組織性と連続性の内的秩序をまるごと保護することになる。安藤氏の解釈のように、サブ・フォンド以下各レベルに適用されるとすれば、主に組織性の内的秩序を保護することになる。いずれとしても、「出所の原則」もまた、史料群の内的秩序の復元を目的とした方法論と位置付けられる。

さて、ここで問題視すべきは、これまで二大原則として「出所の原則」と「原秩序尊重の原則」が繰り返して強調されながら、それら

方法論の前に在るべき史料整理の本来的な目的が明示されなかったことである。先に紹介した『文書館用語辞典』でも、「原秩序尊重の原則」の前半に若干それらしい表現が見られる程度で、「出所の原則」では全く触れられていない。このような状態であるため、原則の解釈に差が出たり、二つの原則の関係が明瞭でなかったりするのだろう。

史料整理の二大原則は、最初に史料群の内的秩序を分析した上で、その復元の方法論として体系的に作られたものではない。現場の史料整理の経験から、それぞれ生み出されてきたものである。⁽⁴⁸⁾各原則の内容に経験則的な表現が多分に見られるのも、その経緯に因るものと推察される。とすれば、内的秩序の復元を史料整理の目的に据えた上で、改めて二大

図3 内的秩序を中心とした関係



原則をその方法論として位置付けければ良い。

図3は、史料群の物理的状态から内的秩序を復元し、史料記述に反映させる過程を示したものである。記録作成母体の組織構造と史料群の内的秩序、目録の構造とは全く同一ではなく若干ズレが有るとも考えられるが、基本的にはこのような関係に在ると見て良いだろう。「出所の原則」と「原秩序尊重の原則」は、物理的状态から内的秩序を復元する際の方法と位置付けられる。図の関係においては、「史料群の内的秩序をどのように認識しているか」が核心になると考えられる。核心たる認識が正確でないと、二大原則を用いても史料群の物理的状态から内的秩序を正確には復元できない。二大原則により史料群の物理的状态を整理する際も、二つの内的秩序の復元を念頭に置くべきであろう。

目録表現の方法は、編年体、発給者別、主題別など多様であるが、史料生成の構造に即した目録（基本目録）の体系に包摂し得るとされている。⁽⁹⁾それゆえ、史料生成の構造を二つの内的秩序により認識することは、あらゆる目録表現の根本にもなると言えよう。

三 内的秩序の復元と目録編成

1 個々の史料群に残る内的秩序

記録史料群は、組織性と連続性を内的秩序として持つ。しかしながら、実際に個々の史料群を整理してみれば、秩序の記録媒体等へ

の反映には差が見られるようである。組織性が明瞭であり、経年変化も含めてきれいに秩序を復元できるケースも有る。が、対照的に組織性が不明瞭で、辛うじて史料の連続性のみを迎えるケースも少なくない。なぜ、史料群によって、このような差が生じるのだろうか。

組織性と連続性とは、内的秩序の構成要素としては同格に扱われるべきである。しかし、復元作業の難易度となると、両者には大きな違いが有る。⁽⁵⁰⁾連続性の内的秩序であれば、行政文書でも家文書でも、復元はそう困難なことではない。史料の残存範囲において、ほぼ明らかにできる。これに対し組織性の方は、史料群の状況によって十分に解明できない場合が出てくる。個々の史料群に残る内的秩序は、組織性の状況如何に大きく左右されるようである。

史料群により組織性の明瞭さに差が生じることは、二つの要因から説明することができる。第一の要因は、作成母体の分野による組織機構の精粗、成熟度の違いである。一般に、近代行政文書は近世の家文書などに比べ、組織性が明瞭であると言われている。また、同時期の近代行政文書であっても、府県庁文書と戸長役場文書とでは、組織性に大きな差が見られる。作成母体そのものに一次的な性質として、組織性の傾向差が内在していると言えよう。

第二の要因としては、内的秩序を記録媒体などに二次的に反映させる際に生じた個別差が挙げられる。前述もしたが、同じ分野の史料群でも記録作成者や整理者によって、内的秩序の反映方法に違い

が出る。例えば、同時期の府県庁文書であっても、各府県の文書編纂基準の違いにより、簿冊表題に反映された組織性には若干の差が見られる。⁽⁵¹⁾

こうした傾向差や個別差に加え、史料群の保存期間中に外的要因によって原秩序が崩される場合も有る。災害、戦火、移転、文書整理などなど。それら要因の有無により、史料群の物理的な状態には大きな差が出てくる。個々の史料群に残された内的秩序、特に組織性は、決して一様の状態ではない。それゆえ、復元方法を一律に論ずることも、あまり現実的ではないと思われる。

龍野直樹氏は『記録史料学と現代』⁽⁵²⁾の書評において、ISAD (G)のマルチレベル記述をそのまま日本の家文書に適用することに疑問を呈している。行政文書とはまた異なり、家文書は「それぞれに個別の内容・構造」を持ったため、との理由による。家文書であっても、家業の種類や記録作成者の性格によっては、組織機構が明確に反映されている事例も有るかも知れない。しかし、一つの方法をあらゆるケースに適用しようとするれば、確かに無理が生じる。

内的秩序を目録編成で復元するならば、史料群の状態に応じた方法を何通りか用意しておくことで、柔軟な対処ができるものと思われる。

2 二つの内的秩序を復元する編成

a 編成方法の選択肢

組織性と連続性、二つの内的秩序を目録編成において復元する方

法は、理論上では何通り考えられるだろうか。編成⁽⁵³⁾について考える際、第一章で述べた階層構造の経年変化が問題となる。

経年変化への対処方法を考えるには、どのような場合にそれが発生するかを分析する必要がある。経年変化の発生は、記録史料群が時間軸上の存在であることに大きく関わっている。史料群の内的秩序である組織性と連続性とは、時間軸の推移に対してそれぞれ異なる性質を持つ。第二章1節で説明した通り、連続性が時間軸の推移の影響を受けないのに対し、組織性はその影響を受けやすい。時間軸の推移に伴って、出所を取り巻く外界の状況が変化した際、出所の組織機構もそれに対応して改編される。その結果、史料群の組織性の内的秩序にも変化が起こる。これが経年変化の発生である。

経年変化の無い史料群であれば、組織性と連続性の内的秩序は共に一貫性を保ち得る。ゆえに、一つの編成上で二つの内的秩序を復元することが可能である。これに対し経年変化の有る史料群では、組織性の内的秩序は変化するが、連続性の方は一貫性を保つ。その場合、一つの編成上で二つの内的秩序を復元することは不可能である。検索媒体の機能に関わらず、編成それ自体は固定したものである。経年変化に対し史料群を編年で区分すれば、その区間の階層構造は保護されるが、同機能の文書の一貫した連続性は分断されてしまう。反対に同機能の文書の連続性を重視し過ぎると、階層構造を復元できなくなる。⁽⁵⁴⁾ゆえに二つの内的秩序を復元する編成方法としては、次の四通りが考えられるだろう。

①組織性の内的秩序を編成上で復元し、連続性の内的秩序は編成外の方法で復元する

②連続性の内的秩序を編成上で復元し、組織性の内的秩序は編成外の方法で復元する

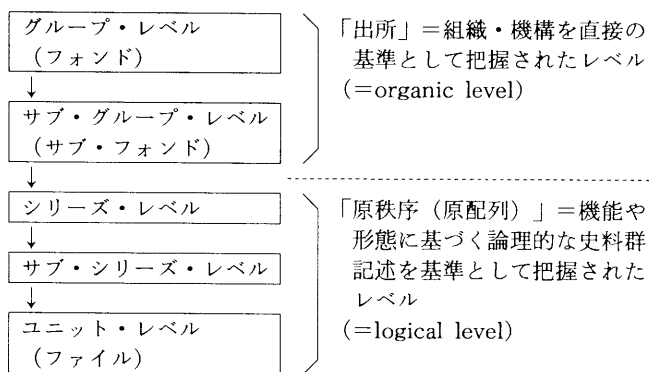
③組織性と連続性の内的秩序を別々の編成上で復元する

④組織性と連続性の内的秩序を編成外の方法で復元する
経年変化の有る史料群で、二つの内的秩序を共に復元しようとするば、基本的に編成方法は①④のどれかを選ぶことになる。人間の理解可能な認識構造に添った編成である限り、右の枠から出ること(36)は考えられない。

四つの方法のどれを選択しても、組織性と連続性の内的秩序の復元という同じ目標点に到達する。どの方法も平等な選択肢として存在するため、一つの方法を絶対視する必要は無い。実際に目録を編成する際に、最も適すると判断された方法を選べば良いのである。

選択の際には、史料保存機関または担当者個人の整理方針、その他諸条件も関係しているだろう。また、ISAD(G)を運用する場合、記述標準化と電子情報の交換という目的が選択肢を規定する可能性も有る。だが、やはり個々の史料群の状態が、選択肢に大きく関わってくるものと考えられる。経年変化の多い史料群であっても、組織性が明瞭で時期区分も明確に分かれれば、①か③の方法を適用できる。反対に時期区分が明確でなければ、②か④の方法を適用すべきだろう。実際の史料整理の場においては、一つの編成方法に拘ら

図4 記録史料群の構造認識(1)



ず、柔軟に選択を行なう姿勢も必要になる。

では経年変化の有る史料群で、二つの内的秩序を正確に復元する編成は、それぞれのように設定すれば良いのだろうか。考える前提として、史料群において、組織性と連続性の内的秩序が存在する階層レベルを分析してみたい。階層レベルについては、以下、

フォンド、サブ・フォンドなどISAD(G)中の用語を便宜上使用することとする。階層レベルを示す適切な用語が他に無いためであり、ISAD(G)自体の改変を意図しないことを予めお断りしておく。

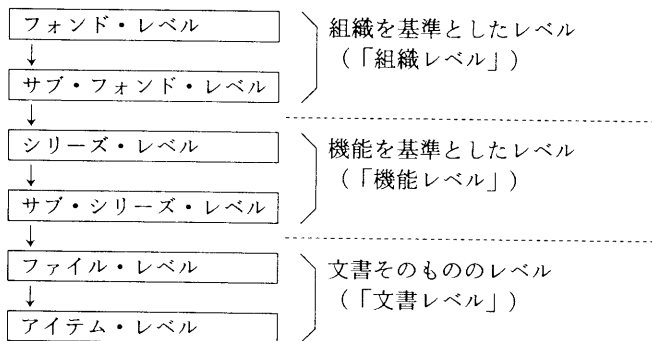
安藤氏は、史料群の階層構造を図4のように示し、上位レベルと下位レベルの間に認識の差が有ることを指摘している。(36)フォンドや

サブ・フォンドは、安藤氏の指摘する通り、文書そのものではなく組織機構を表すレベルである。だが、シリーズ以下の認識については、安藤氏と見解が多少異なる。

シリーズとサブ・シリーズは、同一機能であることを表すレベルである。県庁文書で言えば、建築関係とか、その中の県庁舎新築関係とか、具体的な仕事内容でまとまる単位である。このレベルは組織を基準とせず、機能を直接の基準として設定される。この点は、安藤氏の見解の通りである。

しかしながら、その下のファイルとアイテムは機能を基準にしたレベルとは言えない。ファイルとアイテムは、物理的な「文書そのもの」を表すレベルである。上のレベルが組織や機能の「秩序」を表しているのとは、決定的に異なる。サブ・シリーズとファイルの間で、もう一線が画されるものと考えられる。史料群は、安藤氏の示した二段構造より、むしろ右の三段構造で認識

図5 記録史料群の構造認識 (2)



されるべきだろう。

簿冊一冊、文書一件などのファイルやアイテムに対して、組織性の内的秩序を与えるのが、フォンドやサブ・フォンドなど組織を基準としたレベルである。そして、時間軸上の連続性の内的秩序を与えるのが、シリーズやサブ・シリーズなど機能を基準としたレベルである。図5のように、組織を基準としたレベル（以下、「組織レベル」と、機能を基準としたレベル（以下、「機能レベル」）の下に、文書そのもののレベル（以下、「文書レベル」）が置かれる形になる。

それゆえ、「文書レベル」を、「組織レベル」か「機能レベル」どちらの支配下に置くかで復元される内的秩序の種類が決まってくる。その基本形は次の二通りになろう。

A 組織性の内的秩序を復元する方法

「組織レベル」の下に「機能レベル」と「文書レベル」を従属させる

B 連続性の内的秩序を復元する方法

「機能レベル」の下に「文書レベル」を従属させる

経年変化の無い史料群であれば、Aの方法を適用することで、組織性と連続性の内的秩序を両方とも復元できる。上位の「組織レベル」に変化が無いため、Aの方法の中にBの方法も収まるためである。

これに対し経年変化の有る史料群では、AとBの方法を別々に適

用しないと二つの内的秩序を復元できない。「組織レベル」では、時間軸の推移に伴い経年変化が起こり得る。それにより、一つの史料群の中に、経年変化を境に複数の「組織レベル」が生ずることとなる。各「組織レベル」は同一の構造ではない。そのため、複数の「組織レベル」を一緒にしてAによるマルチレベル記述を行なえば、組織性の内的秩序が混乱してしまう。複数の「組織レベル」に対しては、経年変化を境に史料群を区切らないとAの方法を適用できない。ゆえにAの方法を適用すれば、「機能レベル」以下も経年変化を境に区切られる。西向氏も、前述の尾道橋本家文書について、経年変化に対する時期区分の必要性を述べている。⁵⁷⁾

しかし「機能レベル」は、時間軸に沿った秩序を持ち、経年変化に関わらず一貫した連続性を保っている。この連続性を復元するとすれば、「機能レベル」を区切らない形でBの方法を適用するしかない。Bの方法はAの方法の中に収まらなくなる。とすれば、経年変化が起こる「組織レベル」の影響下から「機能レベル」を解放し、連続性を維持する方法が有効と思われる。具体的には、「組織レベル」を取り払いシリーズ・レベルからの編成にするか、あるいは「組織レベル」を大らかに設定するかの形が考えられる。

b 階層レベル設定の再検討

経年変化の際に組織性の内的秩序を保護しようとするれば、フォンドを時期区分しなければならない。しかしながら、その場合、サブ・フォンド以下の階層構造体が、時間軸上に複数生ずることとなる。

しかも、それぞれ異なる時点の階層構造であり、同時には存在し得ないものである。さらに、フォンドはISAD(G)等で「記録史料群の総体」と設定されているため、各時点の階層構造の最大単位を表すレベルが無くなる。

「フォンド fonds」は、フランス語圏で古くから「記録史料群」を意味する用語として使用されてきた。⁵⁸⁾ 一九八五年に、カナダのアーキビスト・ビュローの記述標準化ワーキング・グループが、記録史料群を意味する様々な用語の包括概念としてフォンドの使用を提案した。その後、一九九〇年にカナダで記述標準のRAD⁵⁹⁾に採用され、一九九四年のISAD(G)にも採用されることとなった。フォンドは、いまや「記録史料群の総体」を意味する用語として、世界的に定着しつつある。

しかしながら現在のフォンド概念が、時間軸上の連続性を十分に意識した上で設定されたものかどうかには、疑問を持たざるを得ない。前章で述べたように、記録史料群は時間軸上の存在でもある。フォンドは「記録史料群の総体」と設定されているが、時間軸の概念が曖昧であるため、経年変化の際には階層レベルに矛盾が生じるようである。フォンド以下の階層レベル設定については、組織性の内的秩序に時間軸上の連続性も加えて再検討が必要ではあるまいか。

ISAD(G)を例にとれば、本文の「2 多元レベルでの記述の規則」と付録の「フォンド内のレベル設定のモデル」を見る限り、フォンド以下の階層構造は同時点のものか、異なる時点のものも含

むか、明確な説明がされていない。組織性の内的秩序を正確に描写するとすれば、同時点の階層構造体に、異なる時点で存在した異なる階層構造まで含めるべきではないと思われる。⁽⁸⁰⁾ 同時点で存在しなかった階層構造を混ぜれば、記録作成時の内的秩序を正確に描写したものにほならない。「組織レベル」で経年変化が起きた場合、時間軸上に複数の階層構造体が並ぶと考えた方が良好だろう。具体例を挙げれば、前述した尾道橋本家文書の場合、近世期の経営帳簿群と明治三十二年の銀行経営に伴う内政改革後の経営帳簿群では組織が様変わりし、別に階層構造体が成立するものと考えられる。⁽⁸¹⁾

しかし、一つの史料群に複数の階層構造体が成立すると、「記録史料群の総体」と「階層構造の最大単位」は必ずしもイコールではなくなってくる。「記録史料群の総体」は、複数の階層構造体の集合として存在する形になる。各「階層構造の最大単位」の上に「記録史料群の総体」を置いて考えねばならないだろう。「記録史料群の総体」と「階層構造の最大単位」とは概念として区別されるべきである。「階層構造の最大単位」は、特定の「組織レベル」の下に従属する「機能レベル」と「文書レベル」しかカバーできない。

経年変化の無い場合は、「記録史料群の総体」と「階層構造の最大単位」とが重なり合う。だが経年変化の有る場合は、時間軸上に複数の「階層構造の最大単位」が存在するため、「記録史料群の総体」とは重なり合わなくなる。RADやISAD(G)は経年変化時の配慮が不充分であり、「記録史料群の総体」と「階層構造の最大

単位」の区別が曖昧なままフォンドの語で括ったものと推察される。

「記録史料群の総体」と「階層構造の最大単位」とを区別して定義する場合、適切な用語の選択も検討されなければならない。しかし、これから先の論を進めるため、本稿中に限り「記録史料群の総体」を「ビッグ・フォンド」、「階層構造の最大単位」を「スモール・フォンド」と仮称する。それぞれの定義は、ISAD(G)のフォンドの定義を参考に、次のように設定し直してみたい。

「ビッグ・フォンド」

特定の個人、家族、組織体の活動と機能が継続した全時間域において、組織的に作成・蓄積されたり、使用されたりした記録史料群の総体

「スモール・フォンド」

特定の個人、家族、組織体の活動と機能が、一定の組織・機構に基づき継続した期間内において、組織的に作成・蓄積されたり、使用されたりした記録史料群の階層構造の最大単位

経年変化の有る史料群と無い史料群を比較すると、ビッグ・フォンドとスモール・フォンドの関係は大きく異なる。図6の概念図は、その違いをモデルで表現してみたものである。スモール・フォンドはピラミッド状の階層構造を形成すると考えられるので、単略化して三角形に図示表現した。経年変化の無い史料群の場合は、(big fonds ≡ small fonds) の関係になる。これに対し、経年変化の有る史料群では、(big fonds ≡ small fonds① + small fonds②)

+ small fonds③ + small fonds④ + small fonds⑤) となる。
また、(big fonds ⊃ small fonds①, small fonds②, small fonds③, small fonds④, small fonds⑤) ともなる。ビッグ・フォンドとスモール・フォンドとは、集合と部分集合の関係に在ると考えれば良いだろう。⁽⁶²⁾

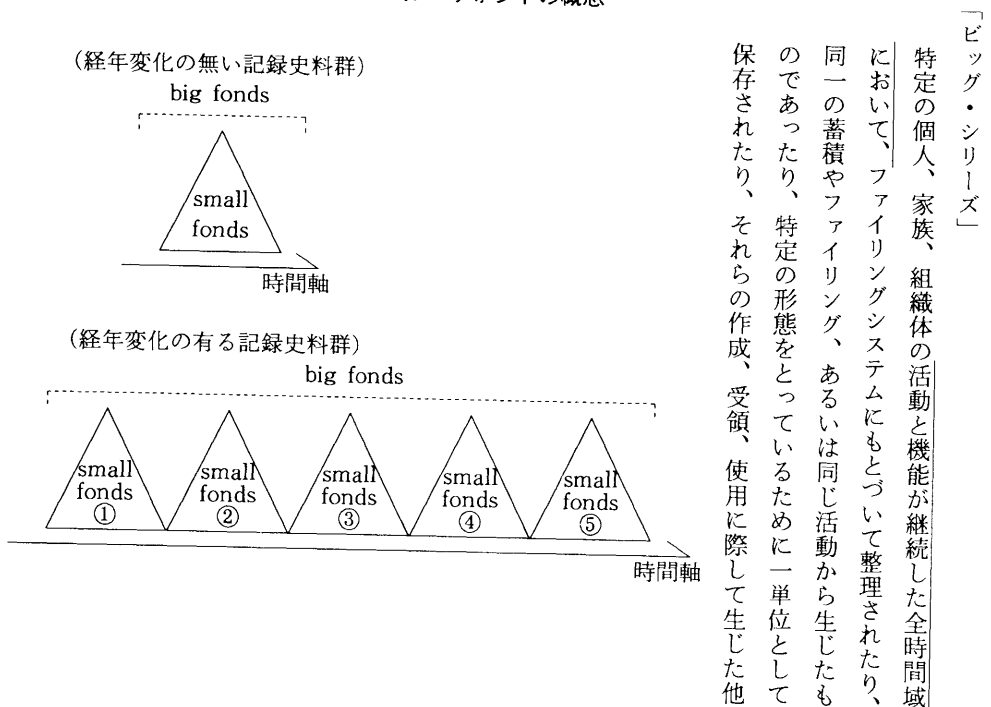
経年変化の有る史料群では、各スモール・フォンド毎にマルチレ
ベル記述を行なうことで、記録作成時の階層構造をそれぞれ保護で
きる。記録が現在も作成され続けている史料群の場合、基本的には
最新のスモール・フォンドのみが流動的な形になる。

組織性の内的秩序を保護するため、ビッグ・フォンドを経年変化
を境に各スモール・フォンドに区分した場合、シリーズ以下の「機
能レベル」も分割される。各スモール・フォンドの中に、分割され
たシリーズやサブ・シリーズがそれぞれ存在する形になる。

一方、史料の連続性を維持するためには、ビッグ・フォンドの全
年代域を一貫した「機能レベル」の設定が必要になる。経年変化時
の編成を想定するならば、一貫した「機能レベル」と分割された
「機能レベル」を指す用語も、一応区別を付けた方が良い。そこで、
これも本稿中に限り、前者を「ビッグ・シリーズ」および「ビッグ・
サブ・シリーズ」、後者を「スモール・シリーズ」および「スモー
ル・サブ・シリーズ」と仮称することにした。 「ビッグ・シリー
ズ」と「スモール・シリーズ」については、ISAD(G)のシリー
ズの定義を参考に、次のように設定できる。

記録史料群の内的秩序の復元に関する一考察

図6 ビッグ・フォンドとスモール・フォンドの概念



のなんらかの関連が相互にあるために、ひとつのまとまりとして管理されている記録

「スモール・シリーズ」

特定の個人、家族、組織体の活動と機能が、一定の組織・機構に基づき継続した期間内において、ファイリングシステムにもとづいて整理されたり、同一の蓄積やファイリング、あるいは同じ活動から生じたものであったり、特定の形態をとっているために一単位として保存されたり、それらの作成、受領、使用に際して生じた他のなんらかの関連が相互にあるために、ひとつのまとまりとして管理されている記録

ビッグ・シリーズとスモール・シリーズの関係もまた、集合と部分集合になる。またビッグ・フォンドは、各スモール・フォンドの集合体として成立する一方、各ビッグ・シリーズの集合体としても成立する。このことから、組織性と時間軸上の連続性とは、それぞれ単独でも史料群の編成基準たり得ることが分かる。

3 目録編成実践例の分類・整理

前節では、二つの内的秩序の復元を理論上で考え、それに伴いフォンド以下の階層レベルの再検討を行なった。経年変化の有る史料群において、二つの内的秩序を復元する編成方法は、次の四通りであった。

- ①組織性の内的秩序を編成上で復元し、連続性の内的秩序は編成外の方法で復元する

- ②連続性の内的秩序を編成上で復元し、組織性の内的秩序は編成外の方法で復元する

- ③組織性と連続性の内的秩序を別々の編成上で復元する

- ④組織性と連続性の内的秩序を編成外の方法で復元する

本節では、理論の検証のため、国内外の目録編成の実践より数例をサンプルにとり、右の四方法の枠で分類・整理を試みる。

- ①については、史料群を時期区分して記録作成時の階層構造を保護する一方、組織変遷表などで連続性を追跡する方法が考えられる。国内では、『史料館収蔵史料目録』第一七集の愛知県および群馬県庁文書目録が、この方法で作成されている。単年度建制順の編成で、解題に各県庁の組織変遷表を付けた形になっている。『北海道所蔵資料目録 簿書の部』第一～四集も単年度建制順であり、近い形と言える。

- ②については、現在、群馬県立文書館や沖縄県公文書館で進められているISA D(G)による県庁文書の整理が実践例となる。群馬では、戦後の県庁文書群を全て、特定時期の文書分類表に準拠した階層構造にあてはめる実験が行なわれた。⁶⁴⁾ 沖縄では、各時期の文書分類表に直接準拠せず、独自に設定した階層構造に過去の文書群を全てあてはめる方法を採用している。これにより一つの階層構造を枠組みに借りて、史料群全体の連続性の内的秩序が復元される。記録作成時の階層構造は、別に作成された組織変遷表により復元される形になる。連続性の内的秩序を維持するため、組織性の復元を編成

上では大らかに考え、別途の手段をもって正確に表現する方法である。ISAD(G)についてもISARR(CPF)⁽⁶⁵⁾を併用すれば、記録作成時の階層構造を明らかにできる筈である。

またオーストラリアでは、組織改編の多い行政文書をフォンド以下の単位で管理する難しさから、シリーズを中心に管理する方向に転換された。これも「組織レベル」から「機能レベル」を解放し連続性を維持した事例と見做せる。アメリカにおいて、インベントリーやレジスターなどの目録がシリーズを基本単位に記述されていることも、同様の考え方によるのだろう。

③については、一種類の編成上での復元は不可能である。しかし、組織性を復元する編成と、連続性を復元する編成の二種類を同一史料群について用意すれば、両立は可能になる。検索媒体が印刷目録であれば、複数冊の目録が必要とされる。利用者は複数冊の目録の間が往き来して検索することになる。検索媒体がコンピュータであれば、二種類の編成を一台の機器で検索することも可能であろう。

秋田県公文書館では、戦前県庁文書群の検索のため、閲覧室に「公文書目録(年代順)」と「同(内容別)」を置いている。電算処理により機械的に配列した目録で、構造分析に基づいたものではない。しかし、年代順は前節「ビッグ・フォンド」の単年度ごと時期区分、内容別は「ビッグ・シリーズ」の集合体に相通ずる性格を持つている。戦前の秋田県庁文書群は、組織機構の改編に応じて、比較的明確な時期区分が作成段階で行なわれている。現在の目録二

種類も構造分析に基づいて編成し直せば、二つの内的秩序をそれぞれ復元した形に発展する可能性を持つ。

④については、管見では国内での実践例を確認していない。国外では、イギリス国立公文書館のカレント・ガイドが参考事例となるだろう。⁽⁶⁷⁾このガイドは、各省庁の組織と機能の変遷・各クラスの概要記述・索引の三部構成となっている。各クラスの概要がシリーズの概要に当たるらしい。検索により目的の史料の含まれるクラスが判明したら、クラス・リストを見て史料を特定するのである。組織性と連続性の内的秩序を、史料の目録であるクラス・リストから分離して呈示した形と理解できる。

結びにかえて

本稿では、記録史料群の内的秩序として、組織性に加え時間軸上の連続性を呈示してみた。史料生成の構造を二つの秩序から把握することで、より合理的な整理が可能になるものと考えられる。

経年変化に際し、階層構造の変化と史料の連続性を目録上で矛盾なく編成することは、欧米でも長い間、解決困難な課題とされてきた。今日のコンピュータ技術の発達は、この課題に解決の糸口を見出してくれるかも知れない。が、編成方法の基礎的な考え方は、検索媒体が印刷目録でもコンピュータでも同じである。安藤氏は、目録記述の自動化につき「記録史料群の内的構造(体系的秩序)に

関する情報」を如何に適切に処理するかを問題とした。そして、リチャード・C・バーナーの「自動化システムの採用を急ぐよりも、自動化すべき手作業システムを確立することの方が先決である」との言葉を引用している。⁽⁶⁸⁾ 検索媒体としてコンピュータの機能を活用するにしても、史料群の内的秩序を正確に反映する編成方法が、前提として確立されていなければならない。それは、記述標準化を進める際の前提にもなる。

さて本稿では、二つの内的秩序を復元する編成方法について、従来の実践例を分類・整理したものの、主に理論面での呈示にとどまった。秋田県庁文書群による編成実験の結果については、稿を改めて報告することとしたい。それにより、本稿で再検討した階層レベルの設定についても、具体的な事例をもって示せるものと思われる。

最後に、本稿作成にあたり、海外の文書館に関し多くの情報を提供して戴いた埼玉県立文書館の森本祥子氏、全般的な御指導を戴いた国文学研究資料館史料館の鈴江英一氏、コンピュータの機能について貴重な御示唆を戴いた沖縄県公文書館の豊見山和美氏に深謝をいたします。

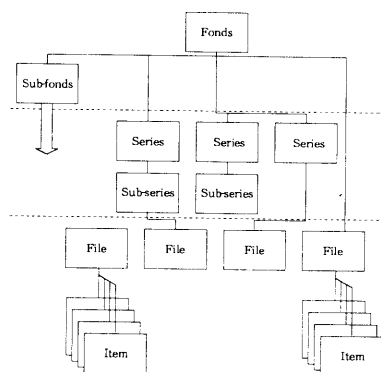
註

- (1) 安澤秀一『史料館・文書館学への道―記録・文書をどう残すか―』(吉川弘文館、一九八五年)、大藤修・安藤正人『史料保存と文書館学』(吉川弘文館、一九八六年)、安藤正人「史料の整理と検索

手段の作成」(国文学研究資料館史料館編『史料の整理と管理』岩波書店、一九八八年)、大藤修「史料所在調査法」(同)

(2) 一九九〇年、茨城県牛久市小坂の斎藤家文書に対し、高橋実氏を中心とする牛久市史編さん委員会近世史部会が記録史料学的な整理論に基づく概要調査を行なっている。(牛久市史編さん委員会近世史部会編『牛久市小坂・斎藤家文書概要調査報告書』牛久市、一九九三年)

(3) 森本祥子翻訳・青山英幸解説「史料ふあいる2 国際文書館評議会記述基準特別委員会編 国際標準記録史料記述 一般原則」(『記録と史料』第六号、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、一九九五年九月、以下、「史料ふあいる2」)、ISAD(G)は、General International Standard Archival Descriptionの略。国際文書館評議会(ICA)により、一九九四年に公表された。記述の標準項目を六分野二六要素に定め、史料群の階層構造に従い全体から個別へ、左記のマルチレベルで記述を行なう。(「史料ふあいる2」より)



- (5) 安藤正人『記録史科学と現代アーカイブズの科学をめざして』
(吉川弘文館、一九九八年)二一九頁
- (6) 鈴江英一「史料整理論の再考―近現代史料整理論ノートIII―」
(『史料館研究紀要』第三一号、国文学研究資料館史料館、二〇〇〇年) 以下、鈴江「ノートIII」と略
- (7) 大藤・安藤、前掲書 一三二～一三四頁
- (8) 大藤・安藤、前掲書 一二五～一二七頁
- (9) 同 一二六～一二七頁、ヒラリー・ジェンキンソン『文書館学概論』(A Manual of Archive Administration 一九三二年)
- (10) 同 一三九～一四一頁
- (11) 小林蒼海「各国における評価選別・目録作成について」(第五回都道府県・政令指定都市公文書館実務担当者研究会義用資料、一九九七年) International Council on Archives『Dictionary of archival terminology』(K・G・Saur1984)の「arrangement」の項は、「アーカイブズ資料の整理・分類 arrangement (仏 classement) は、『出所の原則』Principle of provenance 及び『原配列尊重の原則』Principle of respect for original order に基づいて、それらのアーカイブズ資料を作り出した組織の機構や機能が反映されるように行なわなければならない。」と説明されている。
- (12) ISBDは International Standard Bibliographic Description の略。書誌情報の国際的な交換を目的に、記述要素の標準と表示の順序が定められている。(日本図書館協会用語委員会編『図書館用語集』改定版、社団法人 日本図書館協会、一九九六年)
- (13) 欧米史料整理論が受け入れられた下地として、一九六〇年代以降、色川大吉、鈴木賢佑、鎌田永吉ら各氏により唱えられた従来の人為的分類法に対する批判があった。(高橋実「記録史料調査論の現段階」『作新学院大学紀要』第一〇号、二〇〇〇年)
- (14) 安藤前掲書と鈴江「ノートIII」は、史料認識論から整理論に迫った国内では数少ない研究成果であるが、史料群の内的秩序については階層構造を中心とした把握である。
- (15) 高橋務「明治前期秋田県職務分課の変遷について」(『秋田県公文書館研究紀要』創刊号、一九九五年三月)明治十一年十二月六日「秋田県分課職制」は「府県官職制」(明治十一年太政官第三十二号達)下で、二十二年三月二十八日「秋田県処務細則」は「地方官官制」(明治十九年勅令第五十四号)下で改正が行なわれた。
- (16) 『史料館所蔵史料目録』第一七集(文部省史料館、一九七一年三月)一三四～一三六頁、原島氏は群馬および愛知県庁文書目録作成において、部課変遷の目まぐるしさから部課基準の分類をあきらめ、編年分類とし同一年代の中で部課編成順配列を行なった。
- (17) 竹林忠男「行政文書の整理と編成―史料整理基本原則の適用とその問題点―」(『記録と史料』第五号、一九九四年九月)竹林氏は、京都府立総合資料館収蔵の京都府庁文書は京都府庁文書、区務所文書などを論考の対象とした。
- (18) 鈴江「ノートIII」
- (19) 森本祥子「国際標準記録史料記述(一般原則)適用の試み―行政文書の場合―」(『史料館研究紀要』第二九号、国文学研究資料館史料館、一九九八年)、梅原康嗣「国際標準記録史料記述等による児玉勝子史料目録作成の実験について」(『第一回公文書館専門職員養成課程修了論文集』国立公文書館、一九九九年)
- (20) 西向宏介「商家文書における経営帳簿組織の復元と目録編成―備後国尾道橋本家文書を事例として―」(『広島県立文書館紀要』第四号、一九九七年)、「近世近代における尾道豪商の経営活動と文書」(『同』第五号、一九九九年)
- (21) 西向「商家文書における経営帳簿組織の復元と目録編成」
- (22) 大藤・安藤、前掲書 一五六頁

- (23) 同 一四〇～一四一頁
- (24) 森本祥子「ISAD(G)を読むー記録史料記述の国際標準化のめざすものー」(『特定研究「記録史料の情報資源化と史料管理学の体系化に関する研究」研究レポート」第二集、国文学研究資料館史料館、一九九八年三月)
- (25) 『京都府立総合資料館所蔵 行政文書簿冊総目録』第二集(京都府立総合資料館、一九八七年)
- (26) 竹林、前掲論文
- (27) ジャン・ファヴィエ著・永尾信之訳『文書館』(白水社、文庫クセジュ、一九七一年)一一頁
- (28) 大藤・安藤、前掲書 一二七頁
- (29) 大藤・安藤、前掲書 一三九～一四〇頁
- (30) 水野保「明治三二年を中心とした台湾総督府の文書管理制度ー検索利用上の視点をまじえてー」(『台湾総督府文書目録』第四巻、ゆまに書房、一九八八年)
- (31) 鈴江「ノートⅢ」
- (32) 大正十一年当時、秋田県内には、鹿角、山本、北秋田、南秋田、河辺、由利、仙北、平鹿、雄勝の九郡役所が置かれていた。このうち、南秋田と平鹿郡役所以外の七郡役所の公文書が保存されている。
- (33) 上條宏之氏は、郡役所の後史として、昭和十七年(一九四二)六月十二日の勅令第五七三号による地方事務所などを挙げている。(上條宏之「郡役所文書」『日本古文書学講座』第九巻近代編Ⅰ 雄山閣、一九七九年) しかし、郡役所とその廃止後二〇年を経て設置された地方事務所との間に、機能上の連続性は考えられない。
- (34) 三次元の空間域における個人や家族または組織体の活動については、組織性の内的秩序の中に大体収めることができる。これに、第四次元の時間域における連続性の内的秩序が加えられる。記録史料群が時空世界に生成するものである以上、五次元以上の秩序を考える必要は無い。
- (35) 大藤・安藤前掲書 一二九頁
- (36) 上下巻やシリーズものの場合でも、編集計画の時点で全体の巻数が決められており、記録史料のように有機的に増え続けていくことは無い。月刊誌や週刊誌の場合は、各号ごとに内容完結している。
- (37) 鈴江英一「市町村役場文書における目録記述の試みー近現代史料整理論ノートⅡー」(『史料館研究紀要』第二十九号 国文学研究資料館史料館、一九九八年)、「ノートⅢ」
- (38) 高橋務、前掲論文 明治四年の「県治条例」、八年の「府県職制並事務章程」、十一年の「府県官職制」、十九年の「地方官官制」を画期として、秋田県の職務分課の変遷を時期区分している。
- (39) 西向「近世近代における尾道豪商の経営活動と文書」 文化文政から天保期にかけて、広島藩内では銀札相場の下落と諸物価の急騰で尾道の有力商家においても経営破綻の危機を迎える家が続出した。金融と地主経営の二本立てであった橋本家は、この時期に質流れとなった不動産を集積し経営拡大を行なった。
- (40) 『文書館用語集』六七頁、また「原形保存の原則」は保存修復の四原則の一つとしても分類されている。
- (41) 大藤・安藤、前掲書 一二五頁
- (42) 安藤、前掲書 一二〇頁
- (43) 同
- (44) 同 安藤氏は「原秩序の中に記録史料群の体系的構造を解明する重要な糸口がある」と述べている。
- (45) 梅原氏は「史料目録を作成する作業とは、史料を整理した人の意識を再構成する作業」であると述べている(梅原前掲論文)。史料群の組織性と連続性を記録媒体や位置関係などに反映させる場合、作成者または整理者の意識が介在することになる。それゆえ組織性と連続性をどの程度意識したかにより、物理的な反映の度合いに個別

差が生じてくる。

- (46) 鈴江、前掲論文。鈴江氏は、現在、国内で「原秩序尊重の原則」が多義的に解釈されているとして、①原秩序の復元、②現状の保存、③二重原則の採用の三つを挙げている。①の解釈は、本稿で言う「史料群の内的秩序」の復元までを目的としている。②の解釈は、安藤氏の説や本稿での解釈に近い。③の解釈は、記録発生源の秩序と文書主管課による集中管理の結果としての秩序が生じた場合、文書館の書架上の配列は後者、目録編成は前者の秩序によるべきものである。

- (47) 安藤、前掲書 一一頁。安藤氏は、「出所原則は本来、組織体内部の部局にも適用されるべき」と述べている。

- (48) 大藤・安藤、前掲書 一二五～一二六頁。「出所の原則」は、フランス国立文書館で、一八三九年から一八四一年にかけ「フォーンの尊重」の原則として打ち出されたのが始まりである。「原秩序尊重の原則」は、一八八一年にロシア国立公文書館長のハインリッヒ・フォン・シベルによって、「国家文書館内における文書館秩序編成に関する規則」の中で初めて使われた。

- (49) 鈴江「ノートⅢ」

- (50) 西向宏介氏（広島県立文書館）の指摘による。

- (51) 明治期の秋田県庁文書の表題は、基本的に「〇〇課〇〇係事務簿〇〇之部 〇番」の形である。表題に、出所のサブ・フォンド以下サブ・シリーズまでの秩序が記されている。これに対し、同時期の群馬県庁文書の場合は、サブ・シリーズから表題が付けられている。
- (52) 『記録と史料』第九号（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、一九九八年）

- (53) 「編成」と「記述」の厳密な定義については、国内でも諸説が有るようだが、本稿中では「編成」を「目録における項目の設定・配列、目録構成」の意味で使用する。

記録史料群の内的秩序の復元に関する一考察

- (54)

大藤・安藤、前掲書 一四二頁。安藤氏は「『シリーズ・レベル』を重視するあまり『グループ・レベル』ひいては『出所』そのものを必要以上に軽視することになっては、史料整理の根本原則が崩れてしまう」と述べている。

- (55)

鈴江「ノートⅢ」では、目録は「一般に理解可能な認識構造に添って史料の情報を配列し、利用者の検索の求めに応ずる」ものと考えられている。二つの内的秩序を一つの編成上で復元することは、「水野モデル」のような三次元の立体図を使用すれば可能である。しかし、一般に人間が論理的秩序を認識するためには、二次元の平面図に置き換えることが必要になる。

- (56)

大藤・安藤、前掲書 一三二頁

- (57)

西向「商家文書における経営帳簿組織の復元と目録編成」 西向氏は「時期区分したうえでそれぞれの時期の組織体の構造に合った文書の配列を考えるべきか」と検討の必要を述べている。

- (58)

安藤、前掲書 二二三頁

- (59)

同 一八〇～一八一頁、RADは Rules for Archival Description の略

- (60)

「出所の原則」が史料群の内的秩序の保護を目的とすれば、空間域ばかりでなく、時間域に対しても適用されるべきと思われる。同じ組織体の史料であっても、異なる時間域に存在した異なる階層構造のものを混ざれば内的秩序の混乱につながる。

- (61)

西向「近世近代における尾道豪商の経営活動と文書」

- (62)

ビッグ・フォンドを時期区分する際、時代の変化により政治や経済および社会や環境が大きく変わり、対応して出所の組織機構が大きく改編された時が目安となる。しかし、ごく部分的な係の新設や廃止または改称など小規模な改編にとどまる場合は、記述部分の組織歴等で処理しても良いと思われる。時期区分を行なうのは、サブ・フォンド以下に著しい改編があった時が適当と考えられる。ゆえに、

ビッグ・フォンドを時期区分する間隔は、出所の組織に影響を及ぼす外界の変化が激しい場合には短くなり、逆の場合には長くなると予測される。今後、時期区分の目安については、具体的な編成実験を積み重ねた上で検討されなければならない。

(63) 『北海道所蔵資料目録 簿書の部』第一～四集（北海道総務部文書課、一九六一～一九六三年）

(64) 小暮隆志「国際標準記録史料記述の適用試験―群馬県立文書館所蔵文書を素材として―」（平成十一年度「公文書館専門職員養成課程」講義資料 国立公文書館）

(65) 安藤、前掲書 一九〇～一九三頁、IS A A R (C P F) は International Standard Archival Authority Record for Corporate Bodies, Persons and Families の略。「団体・個人・家のための国際標準記録史料オーソリティ・レコード」。一九九五年十一月にパリで開催されたICAの記述標準特別委員会で成案が採択され、翌年にICAから発表された。IS A D (G) の細則として定められ、記録史料群の出所に関する情報記述の標準化を目指すものである。そのインフォメーション・エリアでは、組織構造やその変遷（団体の場合）、履歴や国籍（個人の場合）、家業や家系図（家の場合）などにつき記述要素が示されている。ゆえにIS A D (G) にIS A A R (C P F) をクロス・レファレンスすれば、経年変化が有っても組織機構の変遷を追跡することは可能である。

(66) 大藤・安藤、前掲書 一五三～一五七頁、「インベントリー」は、二十世紀初頭のアメリカで、図書館的カード・カタロギング方式に換わり史料群単位の集団記述方式として登場した。国立文書館の一九四一年の改革で、その記述を原則としてシリーズ単位とすることが採用された。その後、議会図書館史料部で、家史料や個人史料の整理にインベントリー方式が採用され「レジスター」と呼ばれるようになった。今日、「インベントリー」は公文書史料、「レジスター」

は家や個人の史料に用いられるが、基本的な性格は同じである。

(67) 梅原、前掲論文

(68) 安藤、前掲書 一七三～一七四頁

付記 本稿は、平成十一年度「公文書館専門職員養成課程」に提出した修了論文を、大幅に加筆し改題したものである。

（公文書課専門員 しばた ともあき）

秋田藩の系図史料について

——系図史料の整理と系図目録の編集——

佐藤 隆

はじめに

一 系図史料について

1 系図史料の概要

2 秋田藩の系図編纂

二 系図史料の整理について

1 系図史料の整理方法

2 企画展「秋田藩の家臣団」について

3 系図目録Ⅰの編集と概要

三 諸士系図と元禄家伝文書について

1 諸士系図について

2 元禄家伝文書と秋田藩家蔵文書について

おわりに

はじめに

秋田藩における系図編纂の画期は、元禄期と文化期に求められる。それぞれの事情としては、前者は「佐竹家譜」編纂のための修史事業の一環として、後者は「国典類抄」編纂に応じて家臣の家格を把握するためであった。あくまでも系図の編纂は副次的なものであったが、提出された系図は写されたり、そのままとめられたりして、それらが現在当館に大量に残されている。

系図は自家の正当性を証するため個人的に作成される場合がほとんどであり、往々にして偽系図が存在し、その信憑性の吟味がまず必要となる。しかし秋田藩に残された系図の場合、信憑性の吟味が藩が行い、裏付けとなる家蔵の古文書類の確認の上、系図を編纂しているため、その内容に関してはほぼ間違いがないといつてよい。したがって当館の系図史料を整理し利用しやすく提供することは、各家のルーツを探る素材を提供するだけでなく、藩政期の家臣団についての一級の史料を提供することになる。そこで、当館では四冊目の目録として系図目録の刊行を準備した。

本稿は、現在編集集中の系図目録に関して解題となるべく意図したが、系図史料の整理の問題点について、また系図史料を素材にした今年度の企画展に関しても触れたい。

これまで当館の系図史料に関しては、当館研究紀要第四号の伊藤勝美「秋田藩の諸士系図について」と同第六号の加藤昌宏「『元禄家伝文書』に関する一考察」の二編が出されている。また、系図編纂と密接に関わる秋田藩の修史事業に関しては、根岸茂夫氏の論考がある。

また、系図そのものの目録として、秋田県立秋田図書館編『系図・家譜・家伝目録』（一九八二年刊）がある。これは、現在は当館に移管されている県立図書館旧蔵史料のうち、整理番号二八〇（伝記）、二八八（家譜・家伝・一般）、二八八・二（系図）、二八八・三（家伝・家史）に分類されている五三七五点を、姓氏の五〇音順に配列したものである。

一 系図史料について

1 系図史料の概要

一般的な系図とは先祖からの名を連ねて線で繋いだ、いわゆる縦系図（堅系図）あるいは横系図を思い浮かべる。しかし系図には様々な形式があり、近世までは一様ではなかった。

系図とは、広辞苑によると「先祖からの代々の系統を書きしるし

た表。系譜。家譜」とあり、また日本史辞典類では、「血縁・師弟・相伝などの関係を記した図」（岩波日本史辞典）、「個人間の伝承関係を始祖から書き連ねた表」（角川日本史辞典）、「先祖から代々の血統・家系や、諸職・技芸の相伝の次第などを記したもの。狭義には野縁を用いて血縁関係を図示したものをいう」（山川日本史広辞典）とある。

これからいえることは二点あり、第一に必ずしも血縁関係をあらわさずともよいことである。当館には武道の継承を示す系統図などかなりの数が残されているが、秋田藩士の系図をまとめるという目的上、ここでは血縁関係を記したものに絞る。

第二に、必ずしも線があるかないが系図かどうかの区別にはならないということである。豊田武氏は日本史小百科『家系』の中で「系図および系譜という語は、一般に先祖代々の由緒・来歴などを記したものととして、ともにほぼ同義に受けとられているが、系図が系線をもって図示したものとするなら、系譜は文章による注記などを含む点に違いがある」と解説している。しかし、前記のように広辞苑では系図と系譜・家譜を同義に扱っており、平凡社日本史辞典でも系図の項に「系譜、家譜などとも言われ、由緒書にも通じており」と述べられている。また、最近網野善彦氏や飯沼賢司氏によって提唱されている系譜資料学（あるいは系譜史料論）によると、系図・家譜・由緒書等を総称する名称として系譜を使用しているようである。一方、太田亮氏は系図の種類として一〇種類をあげ、書下

表1 系図史料一覧(総計5, 180点)

I 系譜・家伝関係史料一覧(288分類)

計4, 891点

史料群名	整理記号・番号	点数	主な史料
佐竹文庫 (宗家)	AS288-1~80	214	佐竹家譜ほか
	AS288.2-1~118	227	佐竹系図、改選諸家系譜ほか
	AS288.3-1~217	508	先祖に関する覚(石井氏~山下氏)
佐竹文庫 (西家)	AO288-1~74	114	小場氏由緒書、一字御書付ほか
	AO288.2-1~83	86	秋元氏系図~渡部氏系図
	AO288.3-1~6	7	森喜兵衛由緒之覚ほか
佐竹文庫 (北家)	AK288-1~45	45	石川氏由緒書~臼井係兵衛由緒書
	AK288.3-1~3	3	高瀬氏口上書ほか
戸村文庫	AT288-1~2	2	御系譜並御法名記ほか
	AT288.2-1~2	2	高屋氏系図ほか
	AT288.3-1~9	12	柴田氏由緒ほか
東山文庫	AH288-1~55	55	佐竹御歴代表ほか
	AH288.2-1~51	60	宇都宮系図~鷲尾氏系図
	AH288.3-1~59	81	秋田家由緒概略
郷土資料	A288-1~26	23	御系図並御家譜ほか
	A288.2-1~3233	3237	文化提出系図、諸士系図、 元禄家伝文書ほか
	A288.3-3~86	215	吉成氏系図、石井氏関係文書ほか

(註) 288: 系譜・家伝・紋章、288.2: 系譜・系図、288.3: 家伝・家史

II 系図史料一覧(288分類以外)

計289点

史料群名	点数	史料群名	点数	史料群名	点数
県A	12	渡部斧松文書	4	小田野家文書	2
県B	179	秋林文庫	2	高橋家文書	1
岡文庫	5	長岐文庫	1	鎌田家文書	2
大津文書	2	弥高文庫	5	林家文書	5
湊文書	6	貴重書	3	吉成文庫	8
落穂文庫	22	混架資料	11	ASその他	5
安東家文書	9	佐々木家文書	4	郷土資料その他	1

風の系図、系譜、無線の系図などを含めて系図と分類した。⁽⁵⁾

すなわち現在のところ系譜と系図には明確な定義がなく、線のあ
るなしが系図か系譜かの区分ではないといえる。本稿では、いわゆ
る系図以外に家譜・由緒書・伝来文書等を含めた総称として系図と
し、それらの史料群をまとめて系図史料と分類しておく。

当館に残された系図史料をまとめてみると表1のようになる。総
数は五一〇点であるが、枝番をカウントしておらず、例えば諸士
系図は一一八一家の系図が収録されているが史料点数では二五冊と
なっており、文化提出系図は名字ごとに番号がつけられているが分
家を含めた史料総数はその二倍以上にのぼるなど、実数としてはこ
れをかなり上回るとみられる。

また、表1のIは、図書館旧蔵史料のうち十進分類されているも
ので二八八に分類されているものをすべてあげたが、それらは必ず
しも系図とはいえないものも含まれている。表1のIIは系図とはつ
きり分類されるもののみカウントしている。

系図史料のうち九四%はすでに県立図書館時代に整理されており、
さらにそのうち三分の二(六二・四%)が郷土資料の文化提出系図・
諸士系図・元禄家伝文書としてまとめられていることになる。これ
らの史料は前記の『系図・家譜・家伝目録』として目録にまとめら
れているが、伊藤氏の指摘するように、⁽⁶⁾ 姓氏ごとになっているがさ
らに家ごとのまとまりが不明確な点、さらに当然の事ながら図書館
旧蔵史料のみが対象である点に問題がある。

藩に提出された系図と思われるものは、郷土資料以外に佐竹文庫の宗家（整理記号A S）・県庁旧蔵史料（県A・B）、そのほか落穂文庫（落）・東山文庫（A H）の一部とみられる。佐竹文庫の北家（A K）と西家（A O）は藩への提出前に所預として集めた分とみられ、その他の個人文庫（各家伝来史料群）の分は個人の家に伝来する系図とみられる。したがって、当館所蔵の系図の伝来としては、全てが藩に提出された分という訳ではないが、その区別は明確ではなく、また館蔵史料の目録という性格上、すべての系図を整理の対象とした。

ただし、表1の史料のうち、明らかに系図でないもの、例えば「佐竹家譜」やその引証本、「秋田藩家蔵文書」の青印状の発給控でもある「被仰渡控」、また、大名家の系譜集である「改選諸家系譜」などは、目録編集の際に対象外とした。

系図史料を扱う際の最大の問題点としては、史料の厳密性があげられる。角川日本史辞典では「系図には付会・虚偽や矛盾が多く、十分な史料批判が必要」とあり、山川日本史広辞典でも「中世後期・近世には、家系・由緒を粉飾するために系図の売買や偽作も行われたので、利用には厳密な史料批判が要求される」と述べられている。広辞苑には「系図買い」「系図知り」「系図立て」が立項され、系図がいかかわしい事をその語源とする（特に「系図知り」はそのものズバリ「諸家の系図を偽作する者」の意である）。平凡社日本史辞典で系図の項を執筆した網野善彦氏は「系図には、伝と事実と

が混在しており、それを弁別することがまず必要」として「系図・系譜・由緒書は言わばその作成者にとつての歴史叙述の一形態であり、まず、伝承と事実との厳密な弁別の上に立って、偽作の動機、内容、その背景となる社会の思潮を含め、広い視野から研究する方法を確立する必要がある」と述べている。また、太田亮氏も家系調査にあたっての注意として、「常に冷静に自家の利益を没却してすべてに正しい判断を下す」あるいは「調査はすべて科学的方法にのっとる」と述べている。

いずれにしても系図史料はいままでは自家の祖先のルーツ探しの二級史料としてみられてきていたが、今後は歴史資料の重要な一つとして利用していくことが問われるようになってきており、そのような意味でも系図目録の刊行は意義が大きいと考えられる。

2 秋田藩の系図編纂

秋田藩の系図編纂に関連する出来事を年表でまとめると表2のようになる。おおむね次のようにまとめることができる。

慶長七年（一六〇二）九月、常陸から国替となった佐竹氏は秋田に入部する。初代藩主・佐竹義宣は、父義重をはじめ北・東・南・小場などの一族や重臣を、六郷・角館・松山・十二所など領内の拠点に配置し、自らは土崎湊に入った。これら領内に配置された有力家臣が、所預として各地を支配していくことになる⁸⁾。

元和六年（一六二〇）の一国一城令によって久保田以外の支城は廃止されたが、所預・組下持の置かれた大館・湯沢・横手・松山・

表2 系図提出・編纂関係略年表

藩主	和暦（西暦）	出来事	※典拠史料（整理番号）
①義宣	慶長5(1600) 慶長7(1602)	〔関ヶ原の戦い〕 佐竹氏秋田入部	※「義宣家譜」、「国典類抄」前篇軍部2
②義隆	寛永20(1643) 寛文年間 寛文5(1665) 寛文10(1670)	〔幕府による「寛永諸家系図伝」の編纂〕 幕紋改め、家中系図の書上（系図類は元禄期に焼却か？） →家老戸村義国中心、実務担当根田俊与 ※「佐竹惣系図」奥書（AO288.2-1） 「佐竹家中総系図」編纂（根田俊与） 戸村義国死去→系図取りまとめ中断	
③義處	元禄9(1696) 元禄10(1697)	系図・古文書・古記録・覚書の提出命令 大和田時胤・中村光得の常陸調査 文書所の設置（文書改奉行・岡本元朝） →「元禄家伝文書」の収集・吟味、秋田史館の青印状発行	※「国典類抄」前篇嘉部38 ※「金砂日記」（14-117）
④義格	宝永6(1709)	佐竹一門への分流証文・分流系図の下付 「秋田藩家蔵文書」のうち諸士文書45冊編纂 ※「御文書并御書物帳目録受取渡目録」（AS029-1） →岡本元朝・中村光得・吉成藤兵衛らに論功行賞	
⑤義峯	享保5(1720) 享保10(1725) 享保12(1727)	「佐竹系図」完成（木村松軒清書） 藩政改革（今宮義透中心）→文書所が記録所となり縮小 「佐竹家譜」23篇、「諸士系図」25冊完成	
⑧義敦	明和3(1766) 安永7(1778) 安永8(1779)	文書提出命令→提出形態を竖帖に統一 久保田城本丸焼失 被仰渡（文書再提出）	※「明和年中御書物再吟味之節扣」（県A-89） ※町触控4（A317-57-5）
⑨義和	寛政4(1792) 寛政8(1796) 文化2(1805)	〃（系図吟味等） 〃（文書返却等） →明和～寛政年間提出の文書に青印状を添え返却 被仰渡（系図提出）	※〃13（A317-57-14） ※〃16（A317-57-17） ※「御青印控草稿」（県A-124） ※「被仰渡控帳」（AS280-3-14）
⑩義厚	文化13(1816) 文政2(1819) 天保5(1834)	「国典類抄」前編232冊完成 「国典類抄」後編242冊完成 「御亀鑑」115冊完成	
⑫義堯	明治4(1871) 明治6(1873)	〔廃藩置県〕 「士族卒明細短冊」の編纂	※「管内布達留」（公文書11038）

角館・十二所・院内・刈和野・角間川の九ヶ所は、給人町として家臣を配置した。久保田が佐竹氏の城下町として整備されていく一方、これらの町も武家町として徐々に整備されていった。

五四万石の常陸時代に抱えていた大量の家臣は、二一万石の秋田の地にすべて従って来たわけではなく、下級の武士や一族で常陸に残された者も多かった。また、中世に秋田を支配していた秋田氏や小野寺氏などに仕えていた家臣の中にも、そのまま秋田に残り新しい領主である佐竹氏に仕えた者もいた。

秋田藩の家臣団は、分限帳によって知ることができる。ある時点での家臣団全員を石高とともに記したものが分限帳である。⁽⁹⁾寛永・宝永・明治期の分限帳から、秋田藩の家臣は当初一〇〇〇人前後であり、その後二〇〇〇人近くに増加していったと考えられる。⁽¹⁰⁾それらの一族の過去の歴史を知ることができなのが系図である。

その後、寛永期に始まる幕府の系図編纂の動きが、各藩の系譜編纂、藩士の系図収集を促してゆく。幕府の系図編纂の動きと各藩への影響について、網野善彦氏は次のように述べている。⁽¹¹⁾

「江戸幕府が確立すると、幕府は大名・旗本等に系図・家譜の書上の提出を求め、一六四三年（寛永二〇）「寛永諸家系図伝」を完成させた。これは、統治者としての将軍が、主従関係の親疎、家臣の忠功や親族の実情を把握するための事業であったが、同時に史料としての系図の集成の意味があり、さらにこれに次ぐ事業として一八一二年（文化九）「寛政重修諸家譜」が編纂された。」

・・・こうした幕府の事業に呼応して、諸大名家でも家臣の家譜・系図の集成が進められ、細川家の「先祖附」、尾張徳川家の「士林浜沖廻」をはじめ、多くの「先祖書」と言われる系譜集が編集された。それは歴史編纂の事業の一環でもあり、新井白石は「藩翰譜」を編し、徳川光圀の「大日本史」編纂の史料として収集された系図は「諸家系図纂」にまとめられ、塙保己一も「群書類従」の系図部に多数の系図を収めている。そしてこれらの事業の基礎史料となった膨大な系図・家譜は、幕府・諸大名の文庫等に蓄積されたのである。⁽¹²⁾

また、飯沼賢司氏は、幕府の系図編纂に関連して諸藩が家臣の系図を提出させた例の一つとして、秋田藩をあげている。⁽¹³⁾

秋田藩における系図編纂の動きは、まず家老の戸村義国を中心に寛文年間に始まった。系図・幕紋を偽作して華美に飾り立てたり、嫡庶を争ったりするものが多くなったため、それらを改めることを目的とした。入部後半世紀経ち、久保田を始め各地の武家町も整備され、家臣団を把握する必要性に迫られたためであろう。しかし、この事業は戸村義国の死去とともに中断し、その当時の系図は残されなかった。

その後、佐竹家自身の家譜の編纂の必要から、岡本元朝を中心にした元禄期の系図編纂が始まり、本格的な系図や家蔵古文書の収集が行われることとなった。その事業は秋田藩の修史事業として、貴重な史料群を後世に残すことになる。

反徳川の大名として転封された佐竹氏にとって、秋田入部以前の記録はほとんど残されていなかった。自身の系譜を編纂しようとする時、その基となるべき史料は、故地である常陸に残された記録と、家臣が家蔵している古文書・系図類であった。

佐竹家の家譜の編纂を命じられた岡本元朝は、家臣に家蔵の古文書と系図を提出させるとともに、旧領の常陸に大和田時胤と中村光得を派遣して古文書調査をさせた。この常陸行の記録が「金砂日記」であり、集められた系図・由緒書などを整理したのが「元禄家伝文書」として整理されている史料群である。

藩士への文書の提出命令は、元禄九年（一六九六）から十三年にかけて度々出され、収集された文書は、岡本元朝自らが文書改奉行として整理・吟味し、藩から認められた文書は写し取られ、秋田史館（文書所）から青印状¹⁴が発給されて、原本は所蔵者に返却された。それらの写を所蔵者別に編纂したのが「秋田藩家蔵文書」である。

元禄期に提出された家臣の系図は、享保十二年（一七二七）五月に「諸士系図」としてまとめられた。同時に義光家譜から義處家譜までの「佐竹家譜」¹⁵二三篇も編纂され、元禄以降の修史事業がここに完成した。しかし、岡本元朝のあとをうけて家老に就任した今宮義透の藩政改革によって、文書所も改編縮小されることとなった。

「諸士系図」は、一一八一名の藩士の系図を、イロハ順に並べて二五冊に編纂したものである（内訳は表3を参照）。偽系図を排除し藩士の嫡庶を詮議するため、文書の内容や真偽を厳しく検討した

上で、改めて系図として再編してあるため、家蔵文書と同じく史料としての信頼性は高い。例えば、不明確な天皇以来の系譜を削除し、確実な家祖から始め、仕官時や入部時の記録も簡潔に記載されている。また、入部以降に分かれた分流は嫡流とともに一つの系図に書かれ、品印（嫡流）と。印（分流）で区別されている。ただし、一門（分流）や陪臣は別の編纂となっており、引渡や廻座の有力家臣が含まれていない家もある。

さらに、秋田藩では元禄から一〇〇年以上経って、各家の実態に合わせて、もう一度系図を提出させた。長い月日の間に、代々分家し多数の家に分かれる家もあれば、絶家する家もあり、また嫡庶争いもかなりおこっていたためである。系図提出の際、元禄期では不統一であった系図の形態を、堅閉紙に横系図と統一し、分家・陪臣を問わずすべての家に提出をさせた。

明和三年（一七六六）に始まる文書提出命令は、久保田城本丸の焼失などもあり、その後度々出され、最終的には文化二年（一八〇五）の被仰渡¹⁶によって、家中の系図の提出が行われた。現在これらの系図は、五〇音順に整理され、郷土資料にまとめられている。ただし、同じ名字の家はアトランダムに整理されている¹⁷。

これまでまとめられた家中の系図や家蔵文書類を体系的に再編纂し、項目ごとにまとめたものが、秋田藩の歴史編纂物の最高峰ともいべき「国典類抄」¹⁸である。さらに、その一五年後には、九代藩主義和の一代記である「御亀鑑」が編纂された。

表3 諸士系図所収名字一覧

巻	頭文字	人数	収録氏名	() は同姓の人数
1	イ 上	6 5	石井(33)、岩橋、石垣(2)、飯村(2)、出、石橋(2)、井山、伊藤(13)、今泉(2)、泉(8)	
2	イ 下	5 6	石川(18)、泉田、岩倉、今井、岩屋(2)、糸井(4)、石塚、岩間、井口、生澤、磯部、飯塚(2)、岩堀(3)、池田(2)、稲河、石山(2)、石崎、伊勢、井上(2)、今村(2)、稲葉、石森、石澤、磯野、岩崎(2)、伊坂、碓子	
3	ロ ハ	1 4 8	六郷 羽石、萩庭、原田(2)、芳賀(13)、半田、橋本(5)、羽生(2)、橋(2)、坂、林(6)、波多野、長谷部、濱野、濱田、畑、幡江(3)、原、針生、萩尾(2)、八文字	
	ニ ホ	1 0 1 7	西野(3)、西村(2)、仁平、丹生、西宮(2)、西島 細井(2)、細野、細谷、北條(3)、堀尾、星野、堀口、堀田、細田、本間、細越、星、堀江(2)	
	ヘ ト	1 2 8	逸見 遠山、土肥、豊間(2)、豊田(8)、戸嶋(2)、豊嶋、富岡、富岡、土野塚(2)、鍋田、戸崎、飛田、戸澤、富澤、富長、東條、常代、富山	
	チ ヌ	4 5	茅根(2)、筑和、千代 沼井、布川、沼田(3)	
5	オ	8 9	岡本(3)、小貫(3)、小野寺、大越、大山(3)、岡(2)、太田(3)、笈川、大久保、大窪(4)、大和、岡見、小栗、小貫山、大和田(2)、小室、岡田、小田内、大内、大関、及部、大野(3)、岡村、大貫、岡崎、太縄、大縄(3)、大塚、小野(2)、大井(3)、小篠、小野崎、大槻(2)、大森(3)、小柳、隠明寺、落合(3)、大黒、大河、大澤(2)、大沢、長塚、小河、小川、大瀬、忍、小高根、小高(2)、小瀬、大友(2)、荻津、小勝、大部(2)、大島、折笠、大泉、大谷、面河、大鐘	
6	ワ	3 2	和田(3)、亘理、和久、渡部(15)、渡邊、若林(2)、若木(3)、綿引、和知(5)	
7	カ	6 6	河又(2)、加藤(7)、片岡(9)、高増、糟谷(2)、金沢(2)、金澤、川尻、川上、川崎(2)、門脇、柿岡、掛札、片庭、川野(4)、幸丸、鎌田、神原、蟹沢、貝塚、金光、軽部(2)、神吉、神谷、川口、川和田、勝山、川村(2)、片野(2)、神長、加藤田、柏、金子(2)、鹿子畑、金丸、川原田、菅、片山、神部	
8	ヨ	2 5	横田、吉原、吉成(8)、淀川、横倉、吉田(4)、横山(4)、吉村、横塚、吉澤、吉場	
9	タ	7 5	玉生、田代、田中(8)、田崎(3)、武石(3)、棚谷(2)、高根(2)、高瀬(2)、瀧、竹内(2)、竹貫(2)、田所(3)、高橋(8)、高階(8)、館、館、館岡、丹(2)、高畠、竹田、武田(2)、高山、高木、田名部(3)、丹内、立原、田口(3)、瀧沢(2)、高杉(2)、田畑、高宮(2)、高田(2)、高屋、高根沢、武村、田伏、谷川原、田村(2)、瀧田	
10	ソ ツ ネ	2 8 2 0	添田(2) 辻、築地、土屋、綱木、津村、眞谷、椿田、角田 根本(17)、根元(2)、根岸	
11	ナ	5 8	中川(3)、中田(9)、滑川(3)、生田目(2)、中村(7)、長山(6)、長崎、那小屋、中谷、那珂(2)、長瀬(2)、内藤(2)、永井(3)、鍋倉、南部倉、成田(2)、長峯、中安、長澤、中嶋、中島、奈良、長岡、長沼(2)、中野、奈良岡、長嶋	
12	ム ウ	7 2 2	迎、村山(2)、村野、村上、村井、武藤 梅澤、宇都宮、宇垣、宇佐美、宇佐見、牛丸、上松、鶴沼、打越、白井(2)、宇野(3)、上原、宇名、植田、内海、内田、瓜生、運藤、薄葉	
13	ノ ク	5 2 6	野尻、野上(2)、登坂、延生 黒澤(3)、黒沢(5)、鯨岡、黒子、久賀谷、國安(2)、國井、草刈、栗田、熊谷(4)、熊澤、工藤(2)、倉光、栗原、國谷	
14	ヤ	4 9	箭田野、矢田野、八木(2)、山縣、山方、八島(2)、桑(2)、山口(2)、野内(7)、山崎(9)、八代(2)、山本(2)、谷田部(2)、八木下、安野、山邊、谷見、八柳、山田(3)、柳橋、安土(4)、山内、谷口	
15	マ	2 7	松塚、前澤、眞宮、町田、松本(4)、松浦、益子(8)、松岡、益戸、幕内、松山、槇尾、増淵、曲木、斑目	
16	ケ フ	1 2 7	経徳 福原、船尾、舟尾、福田(2)、古尾谷、深谷(3)、福地(4)、藤井、舟木、船木、船山、藤崎、古田、船坂、深見、深堀、藤田(3)、古澤、船田	

17	コ	5 4	駒木根(2)、後藤(5)、小田部(2)、小室(4)、金(2)、根田、籠谷、古字田、小泉(4)、小介川(2)、近藤(6)、小林(4)、小礪、小幡、小松(5)、小湊、小峯(2)、小池(2)、小澤、児玉(2)、小菅江、國分、小西、小淵、小味淵
	エ テ ア	1 0 3	江田、江畑(2)、江尻、遠藤(5)、江橋 手賀、寺山、寺崎
18	ア	6 2	赤坂(2)、赤須(3)、赤津、朝日、安藤(2)、安東(2)、阿久津、會田、赤尾関(2)、安達(3)、浅原、荒川、青柳(10)、秋本、跡部、浅野(2)、秋山(2)、愛沢、相澤、阿部、安部、厚木、秋保、新田目、浅利(2)、青野、安間、青山、鮎川、芦田(2)、清河、安嶋、阿野、赤澤、荒井、阿王、安保、荒澤、我妻(2)、青木
19	サ	5 5	佐藤(8)、澤畑(4)、佐伯、坂本(3)、斎藤(7)、齋藤(4)、斎野、澤川(6)、櫻田(3)、佐々木、篠島、篠森、澤部、佐野、境田、神、澤尻、佐瀬、佐谷、佐良土、坂下、佐貫、酒主
20	キ	3 2	北村、桐澤、岸(3)、貴志、木内(2)、木村(4)、吉川(4)、菊地(7)、菊池(5)、菊田、桐原(2)、木野
21	ユ ミ	2 2 1	雪、湯野澤 水谷、三森、三村、宮村、御廐、皆川(2)、三浦、永野、御代、水戸部、宮澤、宮本、湊、箕輪、溝口、三栗谷、宮崎(2)、宮木、宮原
22	シ	4 8	信太(3)、椎名(5)、清水(5)、鹽(3)、白土(2)、完戸(2)、東海林(2)、志賀(7)、下川、下河邊、下田、柴山、白坂(2)、秦(4)、茂内、柴、篠原、島森(3)、白石、七里
23	ヒ モ	2 1 1 8	匹田、平野(2)、樋口(2)、平塚(4)、廣瀬、平澤、平井(2)、人見、平元(3)、平山、日野、蛭田(2) 森川、望月、茂呂、茂文(2)、持地、森田(5)、諸橋、諸岡、本宮、本橋、諸越、森戸、本山
24	セ	2 7	瀬谷(6)、芦田、瀬尾(2)、清野、妹尾(4)、関(10)、関口(3)
25	ス	5 4	須田(6)、菅谷(2)、鈴木(17)、須藤(6)、杉村、介河、介川(2)、杉山(7)、菅又、杉田、菅原(2)、菅波、須川、杉野、菅生(3)、杉沢、陶

表 4 士族卒明細短冊リスト (全26冊)

	整理番号	町 名	号数		収録人名	複製本
1	11512	秋田町分	第2号	イ〜ニ	伊藤〜西嶋	1巻
2	11513	秋田町分	第3号	ホ〜オ	細井〜大澤	2
3	11514	秋田町分	第4号	オ	大山〜大室	3
4	11515	秋田町分	第5号	オ〜ワ	岡〜脇坂	4
5	11516	秋田町分	第6号	ワ〜カ	加藤〜貝田	5
6	11517	秋田町分	第7号	カ〜タ	河津〜瀧尾	6
7	11518	秋田町分	第8号	タ〜ネ	高橋〜根本	7
8	11519	秋田町分	第10号	ウ〜ヤ	宇都宮〜八代	8
9	11520	秋田町分	第12号	フ〜コ	深見〜小出	9
10	11521	秋田町分	第15号	サ〜キ	境田〜木田	10
11	11522	秋田町分	第16号	キ〜シ	岸本〜柴山	11
12	11523	山本部分	第19号		今立〜山崎	12
13	11524	山本部分	第20号		松野〜煤田	12
14	11525	大館十二所分	第21号		青柳〜安藤	13
15	11526	大館十二所分	第22号		石井〜館	14
16	11527	角館分	第24号		岩橋〜林	15
17	11528	横手分	第26号		石井〜長瀬	16
18	11529	横手分	第27号		長崎〜関	17
19	11530	横手岩崎分	第28号		鈴木〜須田	17・18
20	11531	角館分	第29号		柴田〜杉山	19
21	11532	湯沢院内分	第30号		石井〜古谷	20・21
22	11533	本荘並湯沢院内分	第31号		井手〜布川	22
23	11534	本荘分	第33号		牧〜須田	23・24
24	11535	亀田分	第34号		桑嶋〜音澤	25・26
25	11536	亀田分			工藤〜管尾	28・29
26	11537	矢島分			井上〜須田	27

明治四年（一八七一）の廃藩置県で、秋田藩は、由利郡と鹿角郡を加え秋田県となったが、その藩士は士族や卒と位置づけられた。秋田県は、士族・卒への家禄の支給のため、その台帳作りの必要に迫られた。そのため、明治六年一月の布達第八号で、管内の士族・卒の姓名・禄高等を、短冊状の美濃紙に記させ戸長に提出させた。提出された短冊をイロハ順に二枚ずつ台紙に貼り付けて、町ごとに整理したものが「士族卒明細短冊」である。旧秋田藩領以外に、岩崎・亀田・本荘・矢島分も含まれているが、鹿角・仁賀保分や秋田町第一号などは欠本となっている（各巻の内容は表4参照）。また、同時に卒の系譜について提出させた「卒家譜」もあり、各町のさらに細かい住居地ごとにまとめられている。

明細短冊は、系図と違い先祖までたどることはできないが、三代前まで氏名と役職が記されているため、文化提出の系図とつながることになる。さらに、諸士系図まで遡ることができると、江戸期から明治初年までの系譜がつながることになる。

二 系図史料の整理について

1 系図史料の整理方法

系図史料の整理は、次の三段階で行った。

1. 系図史料の確定
2. 系図のデータ取り

3. データの編集

1では、表1にある系図と思われる史料をすべて点検し、総数五六二八点を確認した。その後、明らかに系図でないもの一三四点を除き、総系図史料数五四九四点と確定した。さらに分冊の都合上、それらを元禄期中心と文化期以降に二分し、前者が三六五九点、後者が一八三五点となった。

2では、次にあげる一三項目を記載した「系図調査カード」によって、一点ずつ調査し、データベース（桐）に入力した。

- ①整理番号／②資料名／③表題（↓資料名の記載の通り）
- ④提出者（最終記載者）（↓実名がわかる場合書く）
- ⑤提出者住所／⑥仕官先／⑦生年・出仕年／⑧知行高
- ⑨提出年月日／⑩紋（幕紋）（↓家紋名のみ）
- ⑪寸法・丁数（↓実際には調査せず）
- ⑫形式（↓系図、由緒書（覚、口上など）の別）
- ⑬備考1：…入部の際の記載、入部以後の嫡流の実名（列記）
- 備考2：…上記以外の記載事項
- 備考3：…特記事項（末尾に覚がある場合「覚あり」とする）

なお、この調査項目は、最も記載事項が多く様式が統一している、文化提出系図から抽出したものである。

3ではまず、これらの系図史料を目録として有機的に構成するために、どのようにするかが検討された。まず、収録点数、情報量から分冊にすることを決定し、分冊の方法は時期によって分けること

とした。具体的には、第一分冊が文化期以前、第二分冊が文化期以降、第三分冊を士族卒明細短冊とした。

第一分冊には、統一された様式ではほとんどの家を網羅した文化提出系図を含まないこととしたので、どのような構成とするかが次に問題となり、元禄期の提出系図をもとに藩によって編纂された諸士系図を軸に構成することとした。

諸士系図の整理については、次の一五項目で行った。さらに各家に関連する系図史料、および各系図の中に記載されている分流（最大一四家）にそれぞれ関連する系図史料を、照合してまとめた。

①枝番／②名字／③本姓

④最終記載者（↓嫡流である〇印の最終者）

⑤嫡流（↓嫡流の〇印の実名を列記）

⑥入部（仕官）前の記載事項／⑦入部（仕官）時の記載事項

⑧入部（仕官）後の記載事項／⑨その他の記載事項／⑩分流関係

⑪住所／⑫仕官先／⑬知行高／⑭幕紋

⑮関連史料（↓系図史料で当該家に関連するものを列記）

2 企画展「秋田藩の家臣団」について

系図史料の調査を行っている段階で、平成十二年度の企画展示が古文書課担当としてまわってきたため、系図史料調査の成果を盛り込んで、展示内容を企画した。テーマは「秋田藩の家臣団―系図の編纂と分限帳―」とし、期間は前期が八月二十九日～九月二十二日、後期が十月二十四日～十一月十八日であった。

企画展示に関する館内の起案のために作成した展示の概要が、最もコンパクトに展示の趣旨を述べているので次に載せる。

「今年は関ヶ原の戦いから四〇〇年目である。この戦いの結果、常陸の大大名で鎌倉以来の名族である佐竹氏は、滅封の上秋田へ転封となった。その家臣団は、常陸以来の家臣もあれば、秋田転封前からの地元出身者もあり、戦国の流浪の果てに佐竹に仕えた者もいる。

それらの系譜を明らかにするために、秋田藩ではしばしば藩士に系図を提出させた。元禄期の系図編纂は、秋田藩家蔵文書や佐竹家譜等の編纂物を生み、藩士の系図の集大成として諸士系図を完成させた。また、文化期の系図編纂は国典類抄の編纂へとつながった。これらの編纂物は秋田藩政史研究のみならず、全国的にも貴重な史料群と言える。

この系図編纂の二つの時期を中心に、明治初年の秩禄処分のため士族卒明細短冊の編纂を加え、系図編纂のあり方や系図そのものの考察を通して、これまであまり明らかにされてこなかった、秋田藩の家臣団の実態に迫ろうとするものである。

また、当館に大量に残された系図群は、秋田藩士のルーツをたどる際の必須の史料であり、利用頻度も高い。今回の展示では、系図の調べ方についてのコーナーも設け、今後の利用の便も図りたい。

なお、この展示は系図目録編纂のための史料整理の成果に基づ

くものである。系図目録は今年度末の刊行を予定している。」

展示構成は次の通り（各コーナーの簡単な説明は巻末彙報及び企画展リーフレット・秋田県公文書館だより第一三号を参照）。

- I 佐竹氏の秋田入部
- II 秋田藩の家臣団十（小コーナー 系図の編集）
- III 元禄期の系図
- IV 文化期の系図
- V 明治期の系図
- VI 系図の調べ方

十（小コーナー 有力家臣の紹介 梅津氏⁽²¹⁾・渋江氏⁽²²⁾）

特にIでは、「日本六十余州国々切絵図⁽²³⁾」の出羽国、佐竹氏の秋田入部時の久保田築城に関連する国替当座絵図⁽²⁴⁾など、今回初めて紹介する史料を展示した。また、佐竹家譜、国典類抄、秋田藩家蔵文書、梅津政景日記等、普段は複製物での閲覧であり、原本を見る機会がほとんどない、秋田藩の一級史料も展示した。

最後にVIでは、今後自家の系図を調べるため当館を利用する際の注意点などにも触れた。以下はそのコーナー解説文である。

「系図の調べ方」公文書館で系図を調べる

公文書館には、秋田藩士の系図類が大量に残されている。そのほとんどはコピー本があり、閲覧室ですぐに手に取ることができるようになっている。何種類もあるので、目録を確認したり、カウンターの職員に尋ねるようにしてもらいたい。

ただし当館の系図は秋田藩士のものであり、秋田藩領以外の由利郡や鹿角郡の他藩の藩士の方は含まれない。また、藩士以外の農民や町人の系図はないので、その点は注意してほしい。

系図をたどるための江戸期の三大史料は、過去帳・分限帳・宗門人別帳といわれる。過去帳は菩提寺に、宗門人別帳は村の肝煎の家に保管されているため、それぞれ地元を調査する必要があるが、分限帳は藩で作成するものであり、当館に数種類が保存されている。分限帳には姓名と石高が記載されているだけであるが、藩士すべてが記載されているため、その時期の系図のない藩士の確認もできる。

秋田藩士の家系であれば、系図と分限帳を併用することで、そのルーツに迫ることができるであろう。」

会期中、一〇〇〇部ほど用意したリーフレットはすべてなくなり、後期は一日一〇部ずつしか提供できない状況であった。系図を調べ利用者もかなりの数に上り、大変好評を博した展示となった。自家の先祖に関する関心はかなり強いようであり、当館の利用者拡大につながったといえる。

3 系図目録Iの編集と概要

1節で述べたとおり、系図類として整理した史料総数で五四九四点であった。これから文化期以降の分一八三五点を第二分冊にまわし、今回の目録に収録する分は三六五九点となる。そのうち、系図のある系図は二四二六点で六六%を占めている。それ以外は由緒

表5 系図目録Ⅰの体裁

○Ⅰ・Ⅲ部の体裁

番号	名字
整理番号	資料名
	〔表題1 / 表題2〕
	形式/ 提出年月日/ 提出者名
	〔住所: 仕官先: 知行高: 紋: 〕
備考1	(当主の実名の列記) ○○* - △△※ - □□☆
備考2	(特記すべき記載事項、*※☆に関連する記載事項)
備考3	(その他の事項等)

○Ⅱ部の体裁

整理番号	資料名
枝番	名字
	〔本姓〕
	(嫡流の実名の列記) ○○* - △△※ - □□☆
	* (入部前の記載事項)
	※ (入部時の記載事項)
	☆ (入部後の記載事項)
	その他の記載事項
	分流関係
	〔住所: 仕官先: 知行高: 幕紋: 〕
関連史料	品 (最終記載者) (関連史料)
	○ (分流1) (関連史料)
	}
	○ (分流14) (関連史料)

書や伝来文書などである。

系図目録Ⅰでは、これらの史料を「諸士系図」を軸として、それぞれに関連史料を付記したものを中心として、編集することとした。「諸士系図」二五冊以外に同時期に作成されたと思われる「佐竹分流系図」²⁶二冊、「陪臣系図」二冊を加え、全部で一二七五家、関連の系図史料は二五六〇点となった。

しかし、秋田藩の上級武士層である引渡・廻座²⁶についてみると、引渡一五家のうち岡本・宇都宮・箭田野の三家のみが諸士系図にあり、廻座五三家(引渡の分家も含む)のうち、酒出・宇留野・今宮(分家)・小田野・小瀬の四家が佐竹分流系図、和田・小貫・赤坂・福原・玉生・舟尾・中川・細井・小野寺・信太・黒沢・疋田・八木の一家が諸士系図にあり、あわせて六八家のうち二〇家しか載せられていない(「系図目録Ⅰ」Ⅰ部目次を参照)。また、当然佐竹宗家や一門(北・東・南・小場)は諸士系図にはない。

そのため、佐竹家分や引渡・廻座分を別扱いとしてⅠ部とし、諸士系図分をⅡ部、その他をⅢ部として構成することとした。登録史料数はⅠ部が四一家五四六六、Ⅲ部が二二一家五五九点(家どうしの重複三点、Ⅱ部との重複六六六)となった。史料の性格が異なるため、ⅠⅢ部とⅡ部の体裁は違う形となった(表5参照)。

ⅠⅢ部あわせて一一〇五点の形式の内訳をみると、系図が四一六で三八%を占め、由緒書一五〇点、伝来文書二〇八点、覚七一点、口上書四五点で、その他が二一五点となっている。

三 諸士系図と元禄家伝文書について

1 諸士系図について

系図目録にまとめたデータから、諸士系図と元禄家伝文書についてまとめておく。まず、諸士系図についてである。

「諸士系図」（佐竹分流系図・陪臣系図を含めた二九冊、以下同じ）は総計一二七五家で、各家の系図中に分流として記されている一八八家をあわせると二四六三家となる。正確には別系図になっているうち、四七家分は他家の分流である旨の記載があるので、嫡流の家は実質一二三八家であり、その分流が一二三五家となり、嫡庶はほぼ同数である。

元禄期のすぐ後の宝永五年（一七〇六）の分限帳²⁷によると、足軽などを除くと秋田藩の家臣数は一七五六人であり、諸士系図が藩士をほぼ網羅していると思われる。しかし、前述のようにすべての藩士を載せていないのは明らかである。

諸士系図で住所の記載のあるもの（久保田以外）を拾ってみると、横手一三四（二四二）、大館七〇（一四一）、湯沢六九（八三）、角館六四（九二）、十二所四一（九五）、角間川三六（四四）、松山二一（五九）、刈和野一六（二一）、院内一〇（一五）となっている。括弧内に宝永五年石高控の人数を併記した。記載漏れも考えられるが、かなりの数が諸士系図から漏れているとみてよい。

次に、仕官先で多い順にあげると、大番一〇一（うち頭が五）、

鷹匠一六、大工一〇（うち頭が二）、料理人九、歩行八（うち頭が一）・刀番・茶屋坊主が各五、膳番四（ほかに台所役）、馬乗・疊刺・壁塗・画工が各三、医者・細工人・抛人が各二、中間頭・狂言師・馬医・染師・右筆・研師・土圭坊主が各一となっている。家老、御相手番、勘定奉行などの記載もあるが、一般の諸役は記載されておらず、特記すべきもののみを記載したと思われる。その内容から、分限帳の足軽身分の家からも取り上げられていることがわかる。

したがって、諸士系図はすべての藩士を取り上げておらず、由緒の明確な家を足軽身分まで広げてまとめたものと考えられる。そして、由緒が明らかであっても上級武士は、編纂責任者であった岡本ほか数名を除いて、すべて省かれている。分流系図が別に編纂されている点から、引渡・廻座に関しては別に編纂する計画があったのかもしれないが、それを裏付けるものはない。宝永六年（一七〇七）の目録²⁸には、諸士系図が「御旗本在々諸士系図」と記されており、諸士はすべての藩士の意ではなく、旗本の諸士であったことがわかる。そして諸士系図がすべての藩士を網羅していないことが、すべての家から同様式で系図を提出させようとした、文化期の系図提出へつながるひとつの要因ともなったと考えられる。

諸士系図の他の項目をみると、本姓は藤原が二八一、源が一四一、平が一三一、橘が八となっている。記載のない家がかなりあるが、概ね四姓の比率はこの程度であろう。

また佐竹氏の家臣として常陸からの転封に従って来た家が、七三

四家で全体の五八%を占める。そのほか、もと岩城氏の家臣二九、芦名(葦名)氏の家臣三七、結城(白川)氏の家臣二六、宇都宮氏の家臣二二で、これらは佐竹の家臣となって秋田に来たものもあれば、流浪して秋田に来てから佐竹の家臣となったものもいる。もともと秋田に在住していたのは、小野寺氏家臣三六(うち二九は角間川在住)、秋田(安東)氏家臣一四、戸沢氏家臣一二、由利在住が一九で、計八一家(六%)である。近隣からは、最上氏家臣が五五、伊達氏家臣七、上杉氏家臣二、南部からの移住九、仙台からの移住五、津軽からの移住二、庄内からの移住二、山形からの移住一となっており、計八三家(七%)である。このほか雲州や筑紫出身で流浪の末に秋田に来たという記載もみられる。珍しい例では、一代で、北条氏政・武田勝頼・真田昌幸・上杉景勝・最上義光・駿河大納言忠長と、滅亡する家を渡り歩き、最後は湯沢に幽閉され、のちに子の代に恩赦で秋田城下に移ったという家(小野寺桂之助家)もある。

元禄家伝文書が諸士系図編纂の基礎資料となったことはすでに指摘されている。⁽²⁹⁾ 元禄家伝文書の系図関係史料二五〇〇点⁽³⁰⁾のうち、諸士系図にある家に関連する史料は二〇五六点で八二%である。諸士系図の諸士が秋田藩士とイコールにならないのと同じく、元禄家伝文書はイコール諸士系図とはならない。ちなみに残りの四四四点の内訳は、系図一六六点、伝来文書一八一点、由緒書五三点、その他四四点となっている(具体的な内容は「系図目録Ⅰ」ⅠⅢ部を参照)。

引渡・廻座などの上級武士の過半を欠く諸士系図の限界といえる。

では、上級武士を含めた家臣の家蔵古文書を編纂した秋田藩家蔵文書と元禄家伝文書の関係はどうなっているのだろうか。次節で取り上げる。

2 元禄家伝文書と秋田藩家蔵文書について

これまで、元禄期に集められた藩士の系図・由緒書等が「元禄家伝文書」(以下家伝文書)として整理され、文書所の吟味を受けて、正統と認められたものを臨写し「秋田藩家蔵文書」(以下家蔵文書)がまとめられた、といわれている。⁽³¹⁾ とすれば、家蔵文書の大半が家伝文書と一致するはずであり、正統と認められない文書も含む家伝文書より家蔵文書の方が少ないはずである。

しかし文書総数は、家伝文書が系図を含めて二五〇〇点、家蔵文書が三九七四点で、まず家伝文書が家蔵文書をすべて含んでいないのは明らかである。家蔵文書と家伝文書が一致するものは家蔵文書のうち七九三点(家伝文書では文書一点に何通も書いてある場合があるため五三四点となる)で、全体の二〇%にすぎない。県庁旧蔵史料(県B)など他の史料群で家蔵文書と一致する文書は二五五点(県Bが二二点、佐竹宗家文書のAS二八八・三分類に三点)しかない。巻ごとの詳細は表6を参照。

勿論、家蔵文書はすべてが享保期までに編纂された訳ではなく、文化新出文書なども含んでいる。そこで享保期までの編纂状況を示していると思われる、第一巻の文書目録に載っている四五巻分のみ(表6では丸数字で表示)を計算してみると、文書数三二七〇点に

表6 秋田藩家蔵文書と元禄家伝文書ほか

巻	A	B	C	巻	A	B	C	巻	A	B	C
②	14	8	8	②②	60	6	6	④②	79	31	31
③	95	23	19	②③	35	6	6	④③	96	30	30
④	82	4	4	②④	75	4	4	④④	82	23	23
⑤	122	46	43	②⑤	61	47	47	④⑤	120	51	51
⑥	85	20	20	②⑥	143	0	0	④⑥	46	23	23
⑦	81	61	60	②⑦	41	0	0	④⑦	70	0	0
⑧	77	11	10	②⑧	57	0	0	④⑧	75	47	39
⑨	55	27	26	②⑨	33	1	1	④⑨	99	5	5
⑩	178	2	2	30	49	0	0	⑤⑩	81	20	19
⑪	13	2	2	31	69	1	0	⑤⑪	87	4	4
⑫	120	33	33	32	38	0	0	⑤⑫	80	8	8
⑬	30	10	6	33	57	7	7	53	66	2	2
⑭	126	85	85	34	57	1	1	54	37	1	1
⑮	53	19	19	35	59	0	0	55	57	2	2
⑯	32	0	0	③⑥	26	2	2	56	40	0	0
⑰	106	45	45	37	38	0	0	⑤⑦	27	2	2
⑱	69	12	12	38	52	1	1	⑤⑧	64	2	0
⑲	25	0	0	39	24	0	0	⑤⑨	80	0	0
⑳	89	32	32	④⑩	113	40	40	60	24	0	0
㉑	41	0	0	④⑪	47	16	16	61	37	0	0

巻：家蔵文書の巻数

○：家蔵文書第1巻の文書目録にある巻名

A：家蔵文書のその巻の収録文書数

B：系図史料中に写のある文書

C：Bのうち元禄家伝文書にある文書

対して、家伝文書に同じものがあるのが七八三点で二四％となっている。少なくとも家伝文書の四倍が家蔵文書として編纂されていることになる。

さらに細かくみていくと、文化期に編纂された第三八巻「文化新出御旗本在々家蔵文書」に、一点だけではあるが、一致する家伝文書がある。元禄期に提出された伝来文書が、その時点では不備であったか、文化期に再び原本が提出されて編纂し直されたかしたのであろう。

すなわち家伝文書は家蔵文書の基資料であるとはいえない。家蔵文書編纂のためには、現在の家伝文書に含まれる伝来文書の四〇五倍の文書が集められたのである。家蔵文書の原本は提出者に返却されたのであるから、家伝文書は原本と写の双方が提出されて原本が返却されて写が残されたもの、家伝文書に写のない家蔵文書は原本のみが提出されたもの、と考えることができるのではなからうか。

家伝文書にある伝来文書の写は六〇〇点であるが、そのほぼ九割が家蔵文書にとられている（五三四点、八九％）。残り六六点が家伝文書にあって家蔵文書にないものであるが、そのうち三五点は諸士系図にとられている家に関連する史料であり、家蔵文書・諸士系図ともに関連しない伝来文書は三一点（五・二％）となる。これは、鈴木満氏が被仰渡控帳から分析した、家蔵文書の承認文書数に対する留置文書数の割合にはば匹敵する⁽³³⁾。留置文書から何点かは文化新出として採用されたりしたものもあると思われるが、おおむねその

ま写真は残され、家蔵文書には採用されなかったであろう。

伊藤勝美氏は青印状の発給される元禄十一年から原本提出が強まったとし、鈴木満氏は元禄十年八月の覚を原本提出の命令とみているが、いずれにしろ写でもよかった文書の提出が、原本提出となっていたのであり、提出の形態は①写のみの提出、②写と原本の提出、③原本のみの提出が考えられる。また、提出文書すべてが原本になっていた訳ではなく、宝永期にも写が提出されている例を前掲加藤論文が報告している。

さらに一点ずつの厳密な検討が必要と思われるが、大雑把にいて前記のうち①と②が家伝文書として残され、そのうち②が家蔵文書と家伝文書が一致し、③が家伝文書にない家蔵文書となっていたのではなからうか。

おわりに

秋田藩の系図史料の基本史料である元禄家伝文書、諸士系図、秋田藩家蔵文書をみると、相互に関連してはいるものの、単純に元禄家伝文書の系図・由緒書から諸士系図が編纂され、同じく伝来文書から秋田藩家蔵文書が編纂されたとはいえないことがわかる。まだまだ解明されねばならない点が多いが、今度刊行される系図目錄三冊がその解明に大きく貢献するものと思われる。

奇しくも網野善彦氏が「近年・・・ようやく系図・系譜の本格的

研究の進展する気運が生まれつつあるが、残された史料の膨大さに比べ、研究の空白は大きい」と述べているように、系図史料の研究はまだ緒についたばかりである。個別研究が徐々に進められている状況であり、その一つの材料として系図目錄が生かされていく事が求められている。さらに網野氏は「系図についてはその内容の利用にとどまり、系図・由緒書の史料としての性格、特質を明らかにし、その史料批判の方法を追求するような史料学的な研究は、十分に展開されているとはいえない」として、単に内容にとどまらない史料学的研究の必要性を述べている。今回の目録は、資料名だけを整理したのではなく、その内容もデータとしてできるだけ取るようにしており、目録からだけでも史料一点ずつの概要が分かるように工夫したつもりである。系図史料の今後の大いなる利用を期待したい。

これからの古文書課の史料整理の最大の課題は、史料群としての「秋田藩庁文書」(より大きくは「佐竹家文書」)の再整理である。「秋田藩における系図は、藩士個人の根本史料であるだけでなく、秋田藩の修史事業に関わる基本史料でもある。また、中世文書的基本的史料群の一つである秋田藩家蔵文書、佐竹家の歴史をまとめた佐竹家譜、秋田藩の歴史の集大成である国典類抄などの成立とも大きく関わっている。秋田藩庁文書の整理・研究は、すなわち秋田藩政史研究そのものといってよい。系図研究ばかりでなく、今後の秋田藩政史研究に系図目錄が役立つことを願って稿を閉じたい。

註

- (1) 「元禄期の秋田藩の修史事業」(『栃木史学』第五号、一九九一年)
- (2) 日本史小百科『家系』九二 古い豎系図から横系図へ
- (3) 平凡社日本史事典「系図」の項(網野善彦氏執筆)
- (4) 例えば、網野善彦「系譜・伝承資料学の課題」(古文書研究第五〇号、一九九九年)、飯沼賢司「系譜史料論」(岩波講座日本通史別巻三、一九九五年)など。特に飯沼氏は系図・家譜・由緒書等の編纂された系譜史料の他に、人名などの編纂されない系譜史料や、墓や人骨までも系譜史料の範囲としている。
- (5) 太田亮氏は『家系系図の入門』で系図の種類を次の一〇種類としている。
- 1 書下風の系図 2 世数書系図 3 本系帳風の系譜 4 門文
5 氏文風の系譜 6 譜図と譜第 7 補任帳、交名帳、歴名帳
8 豎系図 9 横系図 10 無線の系図
- 本文前掲の伊藤論文(『研究紀要』第四号)
- (6) 前掲(5)『家系系図の入門』
- (7) 秋田藩領は現在の秋田県域のうち(南北)秋田郡・山本郡・河辺郡・仙北郡・平鹿郡・雄勝郡の六郡であり、鹿角郡は南部領で、由利郡は岩城藩・本荘藩・生駒領・仁賀保領・天領などが入り組んでいる。
- (8) 秋田藩は要衝の地と藩境の押さえとして、十二所・大館・松山・刈和野・角館・横手・角間川・湯沢・院内の九ヶ所に所預・組下持を置いて、家臣を配置した。
- (9) 分限帳とは平凡社日本史事典に「近世大名の家臣の禄高、役職、名などを記した帳面」とある。分限帳は近世大名の家臣の禄高・役職・名など記した帳面で、家臣団の軍事的配属、日常行政的配属を示したり、役金や米の賦課、知行地割付の際の台帳とする目的で作成されたと考えられる。秋田藩の分限帳は、久保田と在町ごとに、知行高順に家臣名が記されるのが一般的である。詳細は『公文書館だより』第一〇号資料紹介「秋田藩の分限帳について」を参照。
- (10) 本文前掲の加藤論文(『研究紀要』第六号)
- (11) 前掲(3)と同じ
- (12) 前掲(4)飯沼論文で「幕府の編纂した系図・家譜は大名と幕府に關係する支配者層に限定されるものであったが、幕府は各大名の提出した家譜に対して事実關係を問ひ合わせしたため、大名諸家は家臣の家譜とのすり合わせが必要となり、豊後佐伯藩など家臣に家譜の提出を行わせることもあった。一八世紀から一九世紀にかけて、萩藩・熊本藩・薩摩藩・土佐藩・秋田藩などは、藩祖や藩の歴史を編纂する事業などにもない、家臣の所持する文書や家譜や系図の提出を行わせている」と述べている。
- (13) 三代藩主佐竹義處の命により、中村光得・大和田時胤が、江戸より常陸へ佐竹家の旧記や故実を収集するため旅行した際の往来日記である。各地の旧跡や寺院の故事來歴を記している。書名の金砂は、佐竹秀義の居城跡が所在した地名からとられている。混架資料の一四一一七など写が数種類ある。他に「金砂紀行」がある。前掲(1)根岸論文を参照。
- (14) 青印状には「後代之龜鑑」たるべき旨が記載され、年月日の下に「秋田史館」の丸い青印が押された。青印状は各家へ発給されて原本が藩に残らないため、当館に残されているものは少ない。例えば、宝永期の「赤須氏 御青印書」(AS二八八・三二〇)と文化期の「御青印書(青柳監物宛)」(A二八八・三一五〇一四)の二通を展示では取り上げた。
- (15) AS二八八一―一四八。「佐竹家譜」は、初代義光から三〇代義厚までの佐竹家代々の当主の編年の記録であり、天喜三年(一〇五五)から弘化三年(一八四六)までおよそ八〇〇年に及ぶ。全六〇冊であるが、秋田転封の記録がある「義宣家譜」一二冊は現存せず、東大史料編纂所に写がある。当館の「義宣家譜」六冊はさらにその写とみられる。なお、翻刻本が東洋書院から全三巻で出版され

ている（原武男校訂）。

- (16) 被仰渡は、藩庁からの行政命令一般であり、その控を年代順にまとめたものが「被仰渡控帳」（AS二八〇―一三）である。被仰渡控帳は、青印状の文面と発給先も記録している。

- (17) 文化年間に提出された系図は、整理番号A二八八・二一一―五八九、五九二―六八六で、愛沢から和田まで、全部で一六五九家分が、県立図書館時代に五〇音順にまとめられた。ただし、この中には明和から安政までの年代のものがあり、文化期の提出に限ると一三六九家分である。これらの系図は、統一した形式となっており、系図以外の情報として、生年・出仕年、仕官先、知行高、住所、家紋等がわかる。そのほか文化提出系図とみられるものが他の史料群（例えば東山文庫など）にも混じっている。

- (18) AS二〇九―一六七―一七八。「国典類抄」は九代藩主義和の下命によって編纂が開始された秋田藩の公式記録集で、吉・凶・軍・資・嘉・雜の六部に分かれ、各々がさらに前編と後編に分かれる。前編は初代―五代、後編は六―八代までを収める。

- (19) 公文書一〇三八「管内布達留」

- (20) 「士族卒明細短冊」（公文書一五二―一五三七）は布達第八号の雛形によると、縦九寸・横三寸の短冊状の美濃紙に、次の項目を明細として記載させて戸長に提出させた。

- (21) 元何藩か／何之誰家人か／元高何程か／元何人扶持か／養祖父・祖父・養父・父は何之誰で何役動めたか／改正石高何程／生国／土族か卒か／氏名／印／癸酉の年齢／家督や抱替の年月日／当県貫属となった年月日／廃藩以来の拝任・転任

梅津氏は、家老として藩政初期の行政を支えた憲忠・政景兄弟を出した家で、その後全部で二〇人の家老を輩出している。家格は廻座で、文政年間の石高は三五三八石余である。特に政景は院内鉱山の開発を始め、内治に大きな功績があり、その状況を日記に基づきに

秋田藩の系図史料について

記録し、「梅津政景日記」二五冊（A三一―一三〇）を残した。

- (22) その内容は近世初期の史料として貴重で、大日本古記録で翻刻され、多くの研究者に利用されている。なお同史料は秋田県の有形文化財に指定されている。

- (23) 渋江氏は、初代政光が佐竹義宣に仕えて大功を立て家老となつて以来の名門である。政光以来、幕末の厚光（和光の子）まで一人の家老を輩出した。家格は廻座で、文政年間の石高は二九六三石余である。うち和光は、庶流から本家を嗣ぎ、御相手番を通算二三年間勤めたが、その間の出来事を日記に記し、「渋江和光日記」九八冊（A二八九―三一九）を後世に残した。近世後期の上級武士の生活を知る上で貴重な史料であり、現在当館で翻刻刊行中である。

- (24) A二九〇―一四。寛永年間に巡見使を通じて幕府に提出された絵図を後世に縮写したといわれる。松前・琉球を除く六八国分からなるが、当館ではすべてを一括保存しており、全国的にも貴重な史料群である。正保国絵図以降の絵図と比べて正確さには欠けるが、近世初期の全国の様子をうかがうことができ、近年特に注目を集めている。平成十二年度の事業で六九枚すべてを複製化した。ほかに同時期のものと推定される東国絵図（九カ国分）もある。

- (25) 落一六一「城之図 写」。表題に「秋田城之記 御普請之時図」とあり、国替当座の久保田周辺の状況を描いた絵図である。文久二年（一八六二）に小野寺道存が写したものの。表題に続いて「慶長七年御国替新城御築被成山ノ形チ川ノ形段々相改ト見得タリ」とある。後の久保田城は「当地ヲ城ト為ス也」としており、その周囲に家臣の屋敷地を配置している。城の配置が風水に基づき、東西南北が四神（青龍・白虎・朱雀・玄武）に相応するように縄張りしようとしていたことがわかる。

「国典類抄」に享保十二年に分流系図と諸士系図が同時に清書された旨の記載がある（嘉部三八「御文書取纏」享保十二年五月三日宇

都宮典綱日記)。

- (26) 引渡・廻座の構成と順列は、「国典類抄」前篇嘉部三九「引渡一番座三番座及一同列座 附廻座順列」の元禄十五年正月の列座順に拠った。

- (27) A H六一一―一八「佐竹藩御家中并在々寺社領石高控」。なお、前掲の加藤論文の表1に内訳がまとめられている。

- (28) A O〇二九―一「御文書并御書物帳目録受取渡目録」。元禄の修史事業の過程で収集された書籍・文書類を宝永六年(一七〇九)にまとめた目録である。この目録は翌七年に、修史事業の中心人物の中村光得から、後に家譜編纂に携わる吉成藤兵衛らに引き継がれている。目録中に「御旗本在々諸士系図 二十五冊」とあるのが、諸士系図の原型と考えられる。さらにその次に記載されている「家々ヨリ書出」とあるのが、元禄期に収集された各家の系図・由緒書類で、「元禄家伝文書」としてまとめられたものと考えられている。また、諸士系図より前に「佐竹分流系図 三冊一袋」とあり、享保期までに分流系図が編纂されたことがわかる。しかし陪臣系図は目録にはみえないので享保期以降の編纂ということになる。ただし、A O〇二九―一―一「御蔵書目録 乾」(天保三年成立)に、諸士系図の二つ後に「倍(陪) 臣系図 二冊」とあり、その直後が寛政以来新出家蔵文書となっており、陪臣系図は享保から寛政の間に成立したものと推定される。

- (29) 前掲の伊藤論文など

- (30) 前掲の加藤論文では、元禄家伝文書の総数は二五〇六点としているが、その後整理の結果、二五―一三点であった。そのうち系図とは無関係の一二点を除き、二五〇〇点が今回の整理分である。

- (31) 伊藤勝美「『秋田藩家蔵文書』の成立の過程」(『研究紀要』第三号)など

- (32) A二八八・二二〇八二「高田氏聞伝」に追記されている文書が家

- (33) 蔵文書三八―三二「小野寺義道書状」と同じ史料である。前者は元禄十一年二月七日提出の文書である。

- (34) 鈴木満「『秋田藩家蔵文書』考」(秋大史学四四、一九九八年)。同論文の表2に被仰渡控の文書所の文書吟味の結果がまとめられているが、家伝文書の提出年と重なる元禄十一―十三年分を見ると、承認文書数一三一五に対して留置文書数七三となり、五・五%となる。

- (35) 前掲(31) 論文

- (36) 前掲(33) 論文

- (37) 前掲(3) に同じ

- (38) 前掲(4) 網野論文。さらに網野氏は「史料としての姓名・系図」(朝日百科日本の歴史別冊『歴史の読み方八 名前と系図・花押と印章』朝日新聞社、一九八九年)において、近世後期の系図作成の動きに触れて「系図作成がいかなる動機で行われか、またその作成にどのような人が関与したかを明らかにすることは、当時の社会のあり方を考えるために見逃すことのできぬ重要な課題」であり、「系図はこうした課題を解決するために欠くことのできぬ貴重な史料なのであり、その調査、蒐集、保存、整理を体系的に進めることは、当面する緊急な課題といわなくてはならない」と述べており、系図の個別研究だけでなく体系的整理・研究が必要であるとしている。当然ながら体系的整理の基本資料は目録である。

- (39) 伊藤勝美「『秋田藩家蔵文書』の伝来の過程」(『研究紀要』第二号)では史料群の仮称として「秋田藩文書」という呼称を使用しているが、決定された総称はないため、私見ではあるが、より正確には「秋田藩庁文書」とし、千秋文庫(千代田区九段南にある財団法人、佐竹宗家の原文書を多数収蔵)所蔵の文書類を含めて、さらに大きくまとめる場合は「佐竹家文書」という呼称がよりよいと思われる。

(古文書課専門員 さとう たかし)

《報告》

秋田県公文書館における今後の燻蒸と総合的害虫管理

三 澤 亜希子

はじめに

一 臭化メチル全廃の原因と経緯

二 秋田県公文書館で実施する燻蒸の実際

三 臭化メチル燻蒸の代替策と総合的害虫管理

四 秋田県公文書館における燻蒸代替策と総合的害虫管理

おわりに

はじめに

これまで燻蒸薬剤として広く使用されていた臭化メチルが日本を含む先進国において二〇〇五年に生産、使用ともに全廃となることはすでに広く周知されているところである。臭化メチルの全廃はその主な用途となっている植物検疫や農業分野などはもちろん、資料の燻蒸にあたって臭化メチルを主に使用している文化財燻蒸の分野にとっても大きな問題である。文化財の保存にあたっては「虫や黴

などによる生物被害はどこでも起こり光などによる劣化にくらべて進行も早い⁽¹⁾ため、生物被害の防除は文化財にとってとりわけ重要」であるとされている。特に臭化メチルと酸化エチレンの混合ガス（商品名エキボン）は殺虫、殺菌効果の高さや浸透性に優れている点などから公文書館や博物館など多くの史料保存機関で資料の新規受け入れ時はもちろん、毎年又は隔年ごとの収蔵庫全体の大規模燻蒸に積極的に使用されてきた。このため全廃後は多くの施設が生物被害駆除の方法を失うことになり、従来の臭化メチル燻蒸に代わる被害防除策を講ずる必要に迫られることになる。しかし現段階は「臭化メチルの効果を完全に代替できる適当な薬剤は世界的にみても未だない」状況であり、「害虫対策の基本的な考え方自体が変革を迫られる時期」であるとされている。⁽²⁾現在開発が進んでいる臭化メチル燻蒸の代替策は処理条件の標準化や材質への影響を明確にするため実用化にはあと数年を要する見込みとされており、従ってこの間はやむを得ない場合に限り臭化メチルによる燻蒸を行いつつ代

替策を検討していくことにならざるを得ない⁽³⁾。しかし二〇〇五年の全廃を受けやむを得ず臭化メチルで燻蒸を行う際でもこれまでのように常に一定の方法で行ったり、委託業者に任せきりの燻蒸は行うべきではなく、可能な限り最小の投薬量で最大の効果を上げる方法の検討が必要であるとされている。具体的には薬剤の効果が低い冬期間よりも、同一量でより高い効果が期待できる春や夏に燻蒸を行うなどの措置が考えられるであろう。秋田県公文書館（以下「当館」という。）では他の多くの公文書館と同じく、開館以来燻蒸薬剤としてエキボンを使用してきた。そのため、こうした状況は当館においても同様であり今後臭化メチル燻蒸の代替策を検討する必要があるとともに被害予防対策など資料保存への取り組みを全体的に再検討していく必要性に迫られている。

本稿では、始めに臭化メチル全廃の原因と経緯を整理し、次いで燻蒸代替策等を考える前提として、当館でこれまで行ってきた燻蒸の具体的内容について再確認の意味から報告する。その上で現在研究が進んでいる様々な代替策及び被害予防対策を整理しつつ、その中から当館の実状に最も適していると思われる燻蒸方法と被害予防方法について検討を加えていきたい。

一 臭化メチル全廃の原因と経過

燻蒸代替策を考える前に、なぜ日本を含む先進国において臭化メ

チルが二〇〇五年に全廃となるに至ったか、その原因と経過をここで再度整理したい⁽⁴⁾。臭化メチルは先に述べたように博物館や図書館、公文書館などの文化財燻蒸以外にも広く燻蒸薬剤として使用されており、その主な用途は植物検疫や土壌が大部分を占めている。文化財燻蒸の占める割合は他と比較して極端に少なく、わずか一パーセント程度に過ぎない（表1参照⁽⁵⁾）。臭化メチルが燻蒸薬剤として様々な用途で使用されてきた理由としては先に述べた高い殺虫、殺菌効果のほか浸透性が高い点、比較的短時間で実施できる点などが挙げられるが、この他に文化財燻蒸に最適な薬剤として使用されてき

表1 国内の用途別臭化メチル使用量（1995年）

用 途	消費量（t）	割合（％）
土 壌 用	5, 5 8 7. 9	7 0. 6
検 疫 用	2, 1 9 4. 5	2 7. 7
自主燻蒸用	6 1. 2	0. 8
文化財用	6 5. 7	0. 8
栗 用	6. 1	0. 1
計	7, 9 1 5. 4	1 0 0

た理由として龍野直樹氏は「燻蒸後資料からすぐに蒸散して影響が最小限にとどめられる」ことを挙げている⁽⁶⁾。しかし一方で大気中に放出された臭化メチルはオゾン層を破壊し、その結果有害な紫外線が地上に到達して皮膚がん増加などの影響を及ぼすという重大な問題も抱えており、臭化メチル全廃の直接的な原因がここにある。オゾン層保護及びこれを破壊する特定物質の規制は国際的な動きとして一九八〇年代後半頃から盛んに行われており、一九八五年にはオゾン層保護に関する国際的枠組みを定めた「オゾン層の保護のためのウィーン条約」が定められ、次いで一九八七年には同条約に基づいて、特定フロン及びハロンの削減を定めた「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択されるに至った。これを受けて日本は一九八八年四月に同条約と議定書を批准、五月には「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」を制定した。こうした動きの中で臭化メチルについても、一九九〇年及び一九九二年に開催された第二回及び第五回モントリオール議定書締約国会議で先のモントリオール議定書が改正されたことに伴って生産と消費の全廃が定められ、必要不可欠な部分を除いて一九九五年からは一九九一年の基準値レベルで凍結されることとなった。一九九五年十二月の第七回締約国会議では検疫処理及び出荷前処理に使用されるものを除き、先進国の臭化メチル規制についてさらに具体的に定められ、次のとおり合意された。

一九九五年以降 一九九一年の基準値レベル以下

二〇〇一年以降 一九九一年基準値レベルの二五パーセント削減
二〇〇五年以降 一九九一年基準値レベルの五〇パーセント削減
二〇一〇年 全廃

加えて、臭化メチルのオゾン層破壊に対する影響の重大性が年々広く認識されてきたことに伴って一九九七年の第九回締約国会議においては先進国の全廃時期が二〇〇五年に前倒しされることに伴い、その詳細が次のとおり決定された。

一九九九年 一九九一年基準値レベルの二五パーセント削減
二〇〇一年 一九九一年基準値レベルの五〇パーセント削減
二〇〇五年 全廃

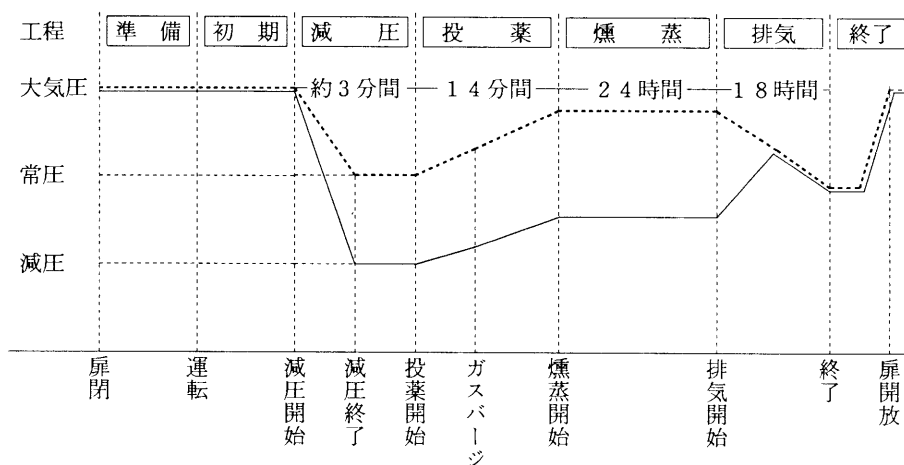
同様に発展途上国については二〇〇五年から、一九九五年から一九九八年の平均量の二〇パーセントを削減、二〇一五年の全廃が定められ、二〇〇五年以降の削減計画は二〇〇三年に決定されることとなった。また、いずれも検疫及び出荷前処理に使用する臭化メチルについては規制対象外とされている。なお、検疫及び出荷前処理以外にも、土壌燻蒸など一部の用途については臭化メチルの不可欠用途 (Critical Methy Bromide Use) (以下「CMBU」という。) として全廃の時期が延長される計画もある。CMBUの基準は各国による判断を尊重することとされているため、紙や木など生物被害を受けやすい日本の文化財の材質や、温暖で湿度が高い独自の気候などを考慮すると、文化財燻蒸もCMBUとして認められる可能性は残されている。しかしCMBUへの登録にあたっては、臭化メチ

ルの使用及び放出量を最少限に抑えるためのあらゆる技術的かつ経済的な対策が義務づけられるなど厳しい基準が設けられておりまた、登録された場合でもそれは単なる全廃時期の延長であり、将来的に臭化メチルが全廃となることに変化はない⁽⁷⁾。このように臭化メチルの全廃は地球環境の保護を目的とした国際的な動きであり、代替策が決定するまで最小限の臭化メチルの使用はやむを得ないとされているが、やはり可能な限り早期に公文書館においても今後の燻蒸代替策を考えていく必要がある。しかし一方ではこれまで多くの公文書館が生物被害の駆除方法としてエキボンをほぼ唯一の方法とし、その大部分をこの薬剤に頼ってきたことも事実である。このため臭化メチルが全廃となり、エキボンによる被害の駆除が出来なくなるということは単に代替策の問題に止まらず、公文書館における資料保存そのものに対する考え方を転換する必要性に迫られていると言っても過言ではないと思われる。

二 秋田県公文書館における燻蒸の実際

次に現在まで当館で行っていた燻蒸を再確認する意味で報告し、代替策等を検討する土台としてと思う。当館では平成五年の開館以来、段ボール数一〇箱分の資料を対象に行う燻蒸庫を利用した小規模な燻蒸と、書庫全体を対象とした大規模燻蒸の二種類の燻蒸を行っており、薬剤はいずれもエキボンを使用してきた。以下では当

表2 燻蒸工程表



館の燻蒸をこの二種類に分けて報告していきたい。

まずはじめに燻蒸庫を利用した燻蒸について報告する。燻蒸庫には段ボール約六〇箱分の資料が搬入可能だが、放出されるガスの排気効率を考慮して、実際には毎回四〇箱程度の搬入に止めている。また、より廃棄効率を向上させるために搬入するダンボールは全て蓋を開いた状態とし、積み重ねる場合も開いた部分を完全に塞がないよう、井桁状に積むこととしている。当館では燻蒸実施にあたって館長の決裁が必要であり、これが燻蒸を開始するにあたっての第一番目の手続きとなる。決裁を得て資料を燻蒸庫へ搬入した後は所定の手順により燻蒸を開始し、燻蒸行程は概ね表2のとおりとなる。燻蒸中の安全管理としては、燻蒸室前に「立ち入り禁止」の注意書きと実施期間を表示して燻蒸室への入室を制限するほか、庫内の運転状況を管理している館内の中央監視室へ開始時と終了時に連絡をして庫内の状況変化に細心の注意を払っている。燻蒸終了後、燻蒸庫の扉を開く際にはガス検知管を使用して庫内の臭化メチル及び酸化エチレン濃度を計測しており、計測の結果各々の濃度が一五ppm（労働安全衛生法障害予防規則）、一ppm（日本産業衛生学会勧告値）以下となっていることが確認出来た場合にのみ燻蒸庫の扉を開いている。なお、燻蒸終了後数時間が経過してから扉を開く際庫内のガス濃度が上昇している場合は先の濃度以上の数値が示される時もあり、その際は再排気を行って基準値以下までガス濃度を低くする措置を講じている。さらに、全ての行程を終了して資料を搬

写真2 エキボンガス缶（燻蒸庫側面）

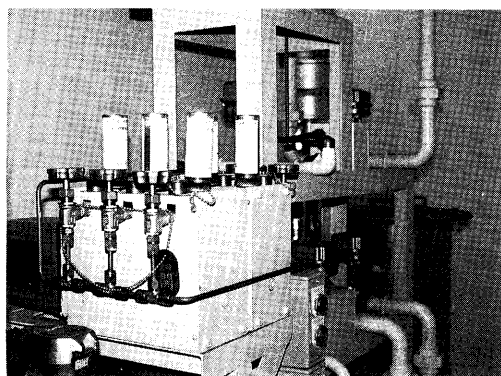


写真1 燻蒸庫

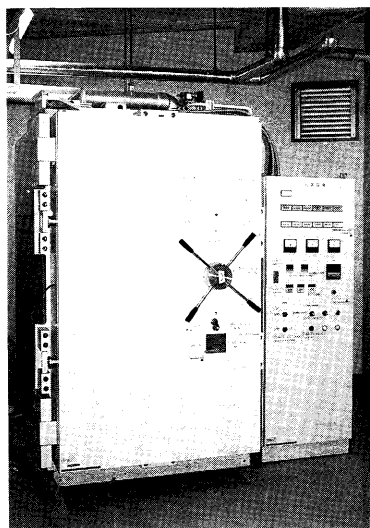


図1 燻蒸日誌

〈くん蒸日誌〉 (第 回くん蒸)					
館	長	次	長	公文書課長	総務課
使用者 氏名 使用 職・氏名					印
1. 日 時	年	月	日 ()	時	分
	年	月	日 ()	時	分
2. くん蒸の対象物					
3. くん蒸方法					
(1) 温度計、タイマー設定 庫内温度 (25℃)、気化器温度 (50℃) 投薬時間 (13分)、くん蒸時間 (24時間) 排気時間 ()					
(2) くん蒸総工程時間 時間 分					
(3) エキボンミニ (くん蒸ガス入りボンベ缶) 使用数 5 缶 (通算使用数 缶) (残り数 缶)					
(4) 活性炭使用回数 通算 回 (15回前後で交換) バックシン使用回数 回					
4. 備考					

出した後は所定の様式に従って燻蒸日誌を記載している。燻蒸日誌には燻蒸期間や対象資料の名称はもちろん、使用した薬剤の量と保管残数、庫内で排気されたガスを吸着する活性炭の交換時期、ガス濃度の計測結果などを詳細に記載する。これらの記録は次回燻蒸を行う際の参考になるばかりでなく、薬剤の残量の把握など安全管理面で大きな役割を果たしている。この他にも燻蒸庫を使用する際は、段ボール搬入中の排気方法を手動排気とする、紙など燃えやすいものは室内に置かないなどいくつかの決まりを定めており、安全かつ効果的な燻蒸が出来るように配慮している。

次に書庫燻蒸について報告する。書庫燻蒸は開館以来、公文書

庫及び貴重文書庫を対象に毎年度一回実施している。実施期間は併設館である図書館の特別整理期間にあたる時期を利用し、事前準備や後かたづけを含めて概ね五日間を使用しており、作業の大部分を外部委託によって行っている。具体的な手順として事前準備ではガスが書庫外に漏れないよう、委託業者により書庫内の壁に目張り等を行うほか、投薬や排気効率向上のためにキャビネット等の扉や図面箱の蓋などを開ける作業を職員が行っている。投薬や排気、効果の測定など実際の燻蒸行程は全て委託業者により行っているが、期間中の安全管理には職員と委託業者の双方で細心の注意を払い、書庫前とガスの排気口がある駐車場入り口に「立入り禁止」の表示を設置するなどの措置を講じている。燻蒸終了後は書庫内のガス濃度が基準値以下であることが確認されてから書庫を解放し、目張りなどの措置を解除して原形復旧を行っている。

当館における燻蒸の概要は以上のとおりであるが、やはりこれまではエキボンを唯一の被害駆除方法としており、他に積極的な対策が行われてきたとは言いがたい状況であったと言える。また書庫燻蒸についてはその実施方法も、必ずしも燻蒸を必要とする被害を発見した場合のみではなく、むしろ燻蒸によって害虫等の駆除と予防が一度で可能になるというような感覚で実施している部分も多かったように感じられる。しかし燻蒸には本来予防効果がないため、一度燻蒸を行った後は被害が再発しないような対策を行うことが必要であり、そうした予防対策が充分に出来ていれば被害の再発が確

認められない限り、繰り返し燻蒸を行う必要はないと言える。つまり、新規資料受け入れ時に個別の燻蒸を行えば後の被害は予防対策を強化することで防止出来る部分が多いと考えられるのである。なお平成十二年度については臭化メチル全廃を受けて代替薬剤の検討が行われたものの、やはりエキボンに代わる薬剤を決定出来なかったため、燻蒸を実施しなかった。しかし今後検討を続ける際は、こうした事柄を踏まえて、代替策のみに止まらず予防対策等を含めた生物被害対策全体についての検討を行っていく必要があると思われる。では臭化メチル全廃後の生物被害対策はどのように行うべきだろうか。以下では近年の燻蒸代替策の研究成果等を整理しながら公文書館、さらには当館における今後の対策を検討していきたい。

三 臭化メチル燻蒸の代替策と総合的害虫管理

近年研究が進んでいる臭化メチル燻蒸の代替策は大別して、薬剤を使用する方法と薬剤を使用しない方法の二種類に分けられるが、その詳細は多岐に渡っている。しかし両方に共通して言えることは、全ての資料に対して臭化メチル燻蒸と同程度の高い効果を及ぼす方法は現段階では存在しないということである。従ってどの方法を用いる場合もこれまでのように一律な燻蒸は出来ず各々の長所、短所といった特徴を把握して被害状況や資料の材質などに応じて燻蒸方法を選択し、処理時間などの詳細を決定する必要がある。不適當な

方法による燻蒸は経費の浪費等ばかりではなく、資料の劣化を促進させてしまう可能性もある。では、環境へ悪影響を与えないことはもちろんであるが、公文書館での燻蒸に適した方法の要件にはどのようなものが挙げられるであろうか。まず第一に「人体へ悪影響を与えない」という点が挙げられるであろう。さらに資料を対象にした燻蒸であることを考えた場合、第二の要件として「資料に悪影響を与えない」という点が挙げられる。これらは公文書館で燻蒸を実施する際の最低限の要件であると思われる、他にも実施期間を短縮したい場合は可能な限り短時間で終了出来る方法が求められるであろうし、コスト面など細部に渡って考えると各館の実状に合わせて多くの要件が必要になると思われる。そのため、ここではまず先に挙げた二つの要件を念頭において、これを満たす方法にはどのようなものがあるか薬剤を用いる方法と用いない方法に分けて整理してきた⁽⁸⁾。

まずはじめに薬剤を使用した方法について「人体へ影響を与えない」、「資料に変色、退色等の悪影響を与えない」という二点に特に注目しながら整理していきたい(表3-5参照)。なお、表中には全廃が決定している臭化メチルも記載されている。

①フッ化スルフルルへ商品名バイケーン 現在のところ、臭化メチル全廃後の文化財に対する殺虫薬剤としては最有力とされている薬剤であるが人体への影響が強く中毒時の解毒剤も未開発のため、取り扱いには十分な注意が必要とされている。材質への影響が比較

表3 燻蒸剤（原則として薬剤が残留しない）

薬 剤	使用できない、 または注意した ほうがよい材質	材質への影響	殺虫効果	殺菌効果	防虫効果	防黴効果	人体への 安 全 性
臭化メチル （商品名：メチ ブロンなど）	硫黄を含んだ物 質（青焼き文書 ・毛皮・皮革・ ゴム、写真（ネ ガ、プリントな ど））	左記以外は一般 に大きな影響が あったという報 告はなし	◎	×	×	×	×
臭化メチル・酸 エチレン混合剤 （商品名：エキ ボン）	硫黄を含んだ物 質（青焼き文書 ・毛皮・皮革・ ゴム、写真（ネ ガ、プリントな ど））	タンパク質、セ ルロース、樹脂 などに化学変化 の可能性	◎	○	×	×	×
フッ化スルフリ ル （商品名：バイ ケーン）	明確な記述はな し	一部の金属にサ ビ、一部の紙類 のp hの低下、 一部の合成樹脂 に化学変化	○ （浸透性大） ～△ （殺卵力小）	×	×	×	×
酸化エチレン・ 炭酸ガス混合剤 （商品名：カポ ックス）	明確な記述はな し	材質によっては 炭酸ガスによる 影響の可能性、 タンパク質、セ ルロース、樹脂 などに化学変化 の可能性	○	○	×	×	×
酸化エチレン・ R-134a混合剤 （商品名：エポ ン）	明確な記述はな し	タンパク質、セ ルロース、樹脂 などに化学変化 の可能性	○	○	×	×	×
酸化エチレン	明確な記述はな し	タンパク質、セ ルロース、樹脂 などに化学変化 の可能性	○	○	×	×	×

◎：非常に高い ○：高い △：場合によっては低い ×：低いあるいは全くなし
・文献(8)から引用

的少ないことから、（財）文化財虫害研究所の認定薬剤となっているが一部の金属や合成樹脂、紙類に影響があるとされている。公文書館が扱う資料の大部分が紙類であることを考えると、最も心配されるのは紙類への影響であるため、実施にあたっては対象となる資料の安全性を検討する必要がある。また殺虫には高い効果を示すものの、殺卵効果は弱く薬剤も高価である。このため、公文書館での実施に際しては資料に悪影響がないことが確認され、燻蒸庫など人の出入りがない空間を用意出来る場合に殺虫を目的とした使用が考えられる。

②酸化エチレン・炭酸ガス混合剤へ商品名カポックス〳殺虫及び殺菌に高い効果を示すが、可燃性、爆発性があることが短所として挙げられる。また酸化エチレンは人体への影響も強く、発ガン性を有することから日本産業衛生学会の作業環境許容濃度勧告値が1ppmとなっており、その取り扱いに注意を要するとともに将来的な使用は疑問視されている。なお材質への影響

表4 ミスト製剤（薬剤が付着・残留する）

薬 剤	適した用途	材質への影響	殺虫効果	殺菌効果	防虫効果	防黴効果	人体への安全性
ビレスロイド （シフェノトリン） 炭 酸 製 剤 （商品名：ブンガノン）	わら製品・竹製品・金属のない民具,民俗資料・移築民家・空の部屋など	左記以外は一般に適用困難（くもり・べたつき）	△ 接触しないと殺虫効果なし，殺卵力なし	×	○ 3～6ヵ月程度	×	△
ビレスロイド （エムベントリン） 炭 酸 製 剤 （商品名：ブンガノンVA）	わら製品・竹製品・金属のない民具,民俗資料・移築民家・空の部屋など	左記以外は一般に適用困難（銅製品は変色）	△ 接触しないと殺虫効果なし，殺卵力なし	×	△ 開放空間では，速やかに蒸散	×	△
ヨード系 （IPBC） 炭 酸 製 剤 （商品名：ライセント）	わら製品・竹製品・金属のない民具,民俗資料・移築民家・空の部屋など	左記以外は一般に適用困難（鉄は錆びる）	×	×	×	○	△

○：高い △：場合によっては低い ×：低い，あるいは全くなし
・文献(8)から引用

として蛋白質や樹脂などのほか、紙の主成分であるセルロースに化学変化の可能性が示されている点に注意が必要である。このようにいくつかの課題はあるものの、殺虫のみならず殺菌にも高い効果を示すため当面「完全な殺菌と殺虫を目指す際は酸化エチレンを使わざるをえない」とされており、対象資料の紙質の十分な調査と適切なガス管理が行える場合には殺虫と殺菌を目的とした使用が考えられる。しかし和歌山県立文書館ではカボックスの使用による悪臭の発生や資料への著しいガスの残留の事例が報告されており、こうした点についてもさらに検討を加える必要がある⁽¹⁰⁾。

③酸化エチレン・R-134a混合剤（商品名エボン）先に述べた酸化エチレン・炭酸ガス混合剤と同様の特長を有する。なお、酸化エチレン単体を不活性ガス等と使用する方法もこれと同様である。

④ビレスロイド（シフェノトリン）・炭酸製剤（商品名ブンガノン）液化二酸化炭素に溶かした薬剤を噴射する方法であり低毒性であるが殺菌及び殺黴効果はなく、防虫効果が期待される薬剤である。しかし、その効果も対象物に薬剤が付着しないと表れず一部の民俗資料や移築家屋等以外には適用困難とされている。従って薬剤が付着することによる資料への影響を考えると公文書館における燻蒸には不適當であると思われる。なお資料ではなく、収蔵庫自体を防虫する目的では使用の可能性も考えられるが、低毒性ではあるものの喉や鼻の粘膜に刺激性がある点、収蔵庫の防虫対策はこうした薬剤

表5 蒸散性薬剤（固体が昇華して効果を及ぼすもの）

薬 剤	材質への影響	殺虫効果	殺菌効果	防虫効果	防黴効果	人体への安全性
DDVP （商品名：バナプレート）	銀・銅などの金属をさびさせる樹脂を軟化，一部のプラスチックを变形	○ ただし，殺卵力なし	×	○	×	△ 濃度によっては×
エムベントリン （商品名：ブンガノンVAプレート）	銅製品は変色	△ 開放系では殺虫効果低い，殺卵力なし	×	○	×	△
パラジクロロベンゼン	プラスチックや樹脂を軟化，樟脳と同時に使用すると，混融して汚損の原因になる	△ 開放系では殺虫効果低い，殺卵力なし	×	○	×	△
樟 脳	パラジクロロベンゼンと同時に使用すると，混融して汚損の原因になる	×	×	○	×	△
ナフタレン	樹脂によっては軟化，資料へ再結晶することあり	×	×	○	×	△

○：高い △：場合によっては低い ×：低い，あるいは全くなし
・文献(8)から引用

に頼らずとも日常的な保存環境の管理などによって十分可能であると思われる点から，やはり公文書館での使用は不相当であると思われる。

⑤ピレスロイド（エムベントリン）・炭酸製剤（商品名ブンガノンVA） シフェノトリンを使用する方法と同様に防虫効果がある。しかしやはり一部の民俗資料や移築家屋以外には適用困難であり，収蔵庫の防虫を目的とする場合も他の方法によるべきであると思われる。

⑥ヨード（IPBC）・炭酸製剤（商品名ライセンスト）ピレスロイド系炭酸製剤と同様に低毒性で防虫及び防黴を目的とした使用が考えられるが，やはり民俗資料や移築家屋等以外は適用困難とされており，収蔵庫への使用を含めて考えても公文書館においての使用には不向きであると考えられる。

⑥DDVP（商品名バナプレート）有機リン剤のDDVPを合成樹脂中に練り込んで徐々に蒸散させるものである。殺卵力はないが殺虫及び防虫効果が高いため，ガス燻蒸が出来ない場合の使用が考えられる。しかし人体へ毒性があり頭痛等を引き起こすため，公文書館のように人の出入りが頻繁な収蔵庫への使用は困難であると思われる。

⑦エムベントリン（商品名ブンガノンVAプレート）家庭用衣類殺虫，防虫剤と有効成分及び使用方法が同じものとされており，殺虫効果は期待出来ないが防虫剤（忌避剤）としての使用が適当と

されている。しかし、目や鼻の粘膜に刺激性を与える点、密閉空間で使用しない場合は十分な効果が得られない点から公文書館での使用には不向きである。なお、材質への影響として銅製品の変化が報告されている。

防虫材としてはこの他にパラジクロロベンゼン、樟脳やナフタレンがあるが、いずれも人体への影響が懸念され、人の出入りが頻繁な収蔵庫には不向きであると思われる。従って薬剤燻蒸のうち公文書館において実施可能と思われる方法は殺虫を目的とした場合はフッ化スルフルルの使用が考えられまた殺菌を目的とした場合には酸化エチレンの使用が考えられる。続いて薬剤を使用しない燻蒸方法を整理していきたい(表6参照)。

①低酸素濃度処理 大別して窒素やアルゴンなどの不活性ガスを処理空間内の空気と入れ換える方法と脱酸素剤を用いる方法、さらにこれらを組み合わせる方法がある。いずれも酸素濃度を○・一パーセント程度まで下げて害虫を酸欠状態にする方法であるが、○・一パーセント程度の濃度では微に対して生育抑制効果は示すものの、殺菌は不可能とされている。また脱酸素剤の種類によっては材質に影響を及ぼすものもあるため注意が必要とされている。なお高度の気密性を有するため広域の被害には実施困難である。しかし作業時の酸素濃度や処理空間の湿度などに注意すれば人体や資料への安全性が高い点が長所であり、脱酸素剤のみを使用する場合であれば職員自ら作業出来る点も大きな利点であると言える。従って、殺虫を

表6 薬剤を用いない殺虫法

処 理	適した用途	材質への影響	殺 虫 効 果	殺 菌 効 果	人体への安全性
低酸素濃度処理 (窒素, アルゴンなどの不活性ガス)	全 般	ほとんど影響はない。ただし湿度, 風圧には注意	○～△ 木材深部など, 適用しにくい対象あり	×	○～△ 酸素濃度が18%以下になると危険
低酸素濃度処理 (脱酸素剤)	全 般	脱酸素剤の種類によっては悪影響を及ぼすものがある。種類, 使用量, 設置方法に注意	○～△ 木材深部など, 適用しにくい対象あり	×	○
二酸化炭素処理	彩色のない木製品, わら製品, 竹製品など	一部の金属, 一部の顔料に変色 その他は未知	○ 一部の木材害虫については注意	×	△ 二酸化炭素濃度が1.5%以上になると危険
低 温 処 理 (-20～-40℃)	書籍・古文書 毛皮・織物の一部 動植物標本 木製品(単体)	一般に左記以外 は適用困難	○	×	○
高 温 処 理 (50～60℃)	建造物の一部 木製品の一部	詳細は要検討 一般に左記以外 は適用困難	○	△ 胞子は生存	○

○：高い △：場合によっては低い ×：低い、あるいは全くなし
・文献(8)から引用

目的とする場合には被害の規模が比較的小さく、高度の気密性を保てる処理空間がある場合に、人体にも資料にも安全で比較的容易な方法として公文書館においても実施出来る可能性がある。

②二酸化炭素処理 高濃度の二酸化炭素で害虫の駆除を行う方法であり殺菌効果はないが、殺虫に高い効果を示す。先に述べた脱酸素処理のような高度な気密性を必要としないため燻蒸に要するガス濃度が容易にかつ安価で取得出来ることから先に述べた脱酸素処理よりも規模の大きい被害に対しても適用可能であると思われる。しかし材質への影響として一部の顔料への影響が示唆されており、他の材質についてもその影響が未知とされているためこのため公文書館においては紙類への影響の有無がより明確になってから実施を検討することが望ましいと思われる。

③低温処理 マイナス二〇度から四〇度程度の低温下に三日から一週間程度資料をおく方法であり、高い殺虫効果が得られる。人体や環境に対して無害であり、必ずしも専門業者に頼らずとも職員自ら実施出来るという長所を持つ。材質への影響については表面に塗幕があるものやアクリル画などに影響があることが確認されているが、紙や布など単一の材質で出来た資料の燻蒸には適しており、実際の処理にあたっては急激な温度変化による乾燥や結露を防ぐため、資料をペーパータオルなどに包み水分バリア性のあるフィルムで包んだ上で出来る限り空気を抜いて密封する。このため比較的小規模な被害の場合は人体及び資料に安全な方法として実施可能であると

思われる。

④高温処理 五五度から六〇度程度の高温下に一定時間資料を置く方法であり低温処理同様、人体及び環境に無害である。また殺虫効果が高く他の方法と比較して速効性に優れ、一日以内で十分な効果が得られる。しかし資料を高温状態に置くため、文化財燻蒸への適用は困難であるとされており公文書館での資料燻蒸には不適當であると思われる。この他の薬剤を用いない燻蒸方法としてはマイクロ波や放射線を使用する方法もあるが、いずれも資料に対する安全性などの点から現時点では実際の適用は難しいとされている¹²⁾。

以上から、公文書館に適用可能な燻蒸方法は目的別に次のように分類されると考えられる。

・殺虫を目的とする場合 フッ化スルフル(商品名バイケーン)、低温処理、脱酸素処理

・殺虫及び殺菌を目的とする場合 酸化エチレン・炭酸ガス混合剤、酸化エチレン・R-134a混合剤、酸化エチレン単体を不活性ガスと使用する方法

しかし、今後生物被害対策は薬剤を使用する方法ではなく、可能な限り環境と人体、資料により安全な物理的方法を使用した防除が主体となる可能性が指摘されている¹³⁾。このため、例えば殺虫を目的とする場合であれば実施条件などに支障がない場合は低温処理や脱酸素処理による駆除の検討が望ましいと思われる。その上で個々の理由により薬剤を使用する場合は、人体に無害ではないことや資料

への影響を考慮して、慎重な適用が必要である。また殺菌については当面はやはり酸化エチレンの使用が必要であると思われるが、前述のとおり酸化エチレンは毒性が強く発ガン性もあるため、燻蒸中の薬剤の取扱いはもちろん、終了後のガス抜きにも充分に配慮することが必要である。酸化エチレンは資料への浸透性が高く、燻蒸終了後も徐々に資料から薬剤が放出されるため燻蒸終了後直ちに資料を収蔵庫へ搬入した場合、放出される薬剤によって職員等に頭痛などの悪影響がある可能性が考えられる。この問題に対して和歌山県立公文書館では燻蒸終了後に資料を収蔵庫以外の場所に放置してガスの放出を促す「さらし」を実施した後に収蔵庫へ搬入することに対応している。排気設備や「さらし」期間中の温湿度管理、防犯上の問題などいくつかの課題はあるものの、やむを得ず毒性がある薬剤を使用する場合はこうした措置も必要になるであろうと思われる¹⁹。

既に発生した被害に対する燻蒸のほか、生物被害から資料を守るための方法として最近特に総合的害虫管理 (Integrated Pest Management) (以下「IPM」という。)の考えが注目されている。これは、戦略的に生物被害の予防管理を行う方法論であり、害虫の侵入経路の遮断や徹底清掃、害虫発見のためのモニタリングなどを特に重視して被害を発生させない環境づくりを第一として考えている。その上で発生してしまった被害に対しては先に述べたような燻蒸などの対策を講じ、そこから被害発生の原因を探り後の予防対策に生かすという取り組みが基本となっており、その内容は次の五段階に分類される¹⁹。

- ① 虫害の回避
- ② 虫害の封鎖
- ③ 虫害の発見
- ④ 虫害が発見された時の対策
- ⑤ 対策後のケア

この五段階を具体的にどういった方法で行うかは先に述べた代替策と同様に各館ごとの設備や規模など独自の状況を考慮する必要がある、やはりどの館にも共通で一律的な方法はないと思われる。従って実施にあたってはまず自館の設備状況や業務体勢、予算などを再確認しながら具体策を決める必要がある。今後生物被害対策は燻蒸のみに止まらないIPMの考えに基づく取り組みが主体になると考えられるため、燻蒸代替策は予防対策や被害状況調査などと一体のものとして考え、各館の実状に合わせて実施可能な範囲で対策を考えていくことが必要であると思われる。以下では設備状況や業務内容等を踏まえながら、これまで述べた燻蒸代替策及び総合的害虫管理について、当館における今後の具体案を検討していきたい。

四 今後の燻蒸代替策と総合的害虫管理

以下では対象資料の規模や現在の業務内容等を踏まえてより当館の実状に即した燻蒸方法と被害予防方法を検討していきたい。第一

に燻蒸方法についてであるが、臭化メチルに替わる具体的な処理方法を検討する前により基本的な「どの時点で、どのような資料に対して燻蒸を行うか」という点を考えていきたい。前述のように、従来この点については新規資料搬入時に新たに搬入された資料について燻蒸を行うという方法が一般的であり、これに毎年あるいは隔年ごとの大規模燻蒸を併せておこなう場合もあった。新規受け入れ資料の燻蒸は害虫や黴を収蔵庫内に持ち込まないことを目的に行うものであり、これは今後も継続して行う必要があるであろう。しかしその後大規模な燻蒸を行うことは被害予防効果もなく被害が収蔵庫全体に広がるなど特別な場合を除いては必要がなく、今後は大規模燻蒸に替わって被害が発見された資料についての個別燻蒸が必要となると思われる。このため燻蒸の時期としては新規受け入れ資料搬入時及び被害発見時の二つに限定出来ると考えられる。次に具体的に「どのような処理方法を用いるか」という点であるが、これは当館の生物被害や新規資料の受け入れ状況等と密接に関連がある。まず生物被害の状況について例として公文書庫の事例を挙げると資料や図面袋などの間に虫の死骸が入り込んでいる例が散見され、黴害よりはむしろ虫害が多いことが考えられる。従って当館で行う燻蒸は殺虫を主な目的とする方法が適当であると言える。先に公文書館に適用可能とした燻蒸方法のうち殺虫を目的とした方法にはフッ化スルフル、低酸素濃度処理、低温処理の三種類があった。このため当館ではこのいずれかの方法の実施が考えられる。以下ではこ

の三種類の方法について実施の可能性を具体的に検討していきたい。まずフッ化スルフルについてであるが、これはガス燻蒸による方法であり、比較的多量の資料を対象とすることが出来ることが利点として考えられる。当館では新規受け入れ資料として毎年度県庁からの引継公文書だけでなく二万冊を超える資料を搬入しており、この数量に対応出来るという点ではフッ化スルフルの使用が有効であると考えられる。紙類への影響についても現代の公文書に使用される紙にはほぼ影響がないと考えられており、この点からも県庁から引継がれる公文書の燻蒸方法には適していると考えられる。これと比較して低酸素濃度処理と低温処理は処理方法の性質上人体と資料に安全ではあるものの多量の資料には対応出来ないと考えられる。このことから当館への新規受け入れ資料のうち県庁から引き継がれる公文書については、対象資料の多さを勘案してフッ化スルフルを利用した薬剤燻蒸を行わざるを得ないと思われ、専門の技術を有する業者へ委託するなど安全管理面に万全を期した上でこれを使用する方法が考えられる。なお、平成十二年度の引継公文書は現在も燻蒸を行わないまま書庫内に配架されているため、これらについても出来るだけ早期に移動燻蒸車による燻蒸または書庫内で被覆tent等を利用した燻蒸を行い、書庫内での被害発生に備える必要があると思われる。次に低酸素濃度処理であるがこの方法は先に述べたように高度の気密性を要するため多量の資料を対象とする場合には不向きであるが、県庁からの引継公文書以外に新規受け入れ資料が

あった場合や被害が確認された資料の個別燻蒸の際には資料への影響が少ない、人体にも安全な方法として実施可能であると思われる。しかしこの方法は処理期間が長く一週間から三週間を必要とするため、長期間閲覧停止の措置が必要となることが問題と言える。最後に低温処理についてであるが、この方法も結露等を防止するため資料を一点ごとペーパータオル等で包むなどの処置を必要とする点を考慮すると多量の資料を処理するには不適當であると思われる。しかし、人体や資料へ影響がなく低酸素濃度処理よりも短期間でしかも職員自ら行えるという利点がある。このため比較的少量の資料を対象にする場合であれば、低酸素濃度処理よりも安全かつ容易に実施が可能であると考えられる。このため今後当館で引継公文書以外の新規受け入れ資料があった場合や被害のあった資料の個別燻蒸に対しては低温処理による被害駆除の方法が考えられる。以上をまとめると今後の当館の燻蒸処理方法は、県庁からの引継公文書を対象とする場合はフッ化スルフルによる処理を行い、それ以外の新規受け入れ資料と虫害発見時の個別燻蒸には低温処理の実施が考えられる。また県庁からの引継公文書が燻蒸を行わないまま搬入当日直ちに書庫内に収納されている現状を考えると、被害を書庫内に持ち込まないという点から公文書館へ引き継がれる前に燻蒸を終了することがより望ましいと言える。薬剤による燻蒸は安全管理の面からも専門の技術を持った業者に委託して行いべきであるため今後、資料の引継ぎと燻蒸は一連の作業として捉えて県庁から資料を搬出

した後当館へ搬入される前に移動燻蒸車などを活用して燻蒸を終了させてから搬入出来るような体制を確立させる必要があると考えられる。

なお、当館の特徴として虫害が微害よりも多いと述べたが、微害が全くないということではなく、これまで搬入された資料のなかには資料表面に一見して微害が発見された事例もあった。このため今後も万一の被害に備えて酸化エチレンによる微害の駆除を目的とした燻蒸の方法も実施出来る状態にしておく必要がある。酸化エチレン燻蒸の対象となる資料は数量が比較的少ないことが予想されるため、従来の燻蒸庫の再利用という方法も考えられるであろう。また人体への影響を考慮してガス管理には細心の注意が必要であり、実施の際は専門業者に委託して適切なガス管理が可能となるように努めるとともに安全管理面での協議を厳重に行う必要がある。またこの際は人体への影響を配慮して燻蒸後のガス抜きについても適当な空間を準備して一定期間実施した後に書庫へ搬入するといった措置も必要になる。

このような方法により搬入時等に資料を燻蒸した後は、以前のよう到大規模な燻蒸を行う必要性がないことは先に述べたとおりであるが、ここで重要となるのが被害の予防や調査といったIPMの取り組みである。IPMは先に述べたように被害の予防や調査、被害発生の原因究明などいくつかの段階に分類されるが、このうち最も重視されるのが被害予防対策である。生物被害を予防する方法とし

て最も重要で日常的に行える対策としては書庫内の温湿度管理が挙げられるであろう。公文書書庫では現在、温湿度計により一日ごとの数値の変化を記録して書庫内の環境が適正に保たれていることを確認しており、数値に著しい変化が見られた場合は中央監視室に連絡の上温湿度を調節して適度な保存環境を保つこととしている。しかし、現在数値の計測は書庫内中央部に設置した一台の温湿度計でのみ行っている状況でありこれは正確には書庫内全体の状況を把握していることにはならないと考えられる。つまり同じ書庫の中でも温湿度はどの場所でも計測するかにより異なることが予想され、例えば書庫入り口付近や外壁近くでは中央部と比べて比較的大きな数値の変化が予測されると考えられるのである。このため生物被害予防という点から、より適切な保存環境を維持していくためには二十四時間空調ということに安心せず書庫内の適当な場所に温室度計を増設して、より総合的に温湿度管理を行えるような対応が必要になると言える。さらに虫や黴を近づけない環境づくりには徹底した清掃も必要であると考えられる。これは非常に基本的なことであり、ここで述べるまでもないように思われるが、塵や埃を取り除き虫や黴が発生しにくい状況を作るという点では非常に重要なことである。現在行われている書庫内の清掃は館内の他の場所と同様に床の拭き掃除等が主となっている。しかし書架や資料に着目すると塵や埃が目視で確認出来る場所も少なくない。従来床などの清掃はもちろん大切であるが、資料や資料に直接触れる書架の塵や埃を除去するだ

けでも被害の予防には大きな効果があると考えられる。この作業は書庫内の一部の資料を対象にするのではなく書庫全体を対象にして初めて大きな効果が期待される。そのため書庫内全ての書架と資料が対象となり、現在の職員数と業務体勢を考えると館職員のみでの実施は難しく、実際には外部委託による作業が現実的であろうと思われる。しかし一方でこの作業は資料に直接触れる機会が多いため、作業時の取扱いによっては資料に事故がある危険性も考えられる。そのため、「生物被害を予防する」という作業目的を的確に受託側に伝えるときにも、具体的な資料の取扱いについては詳細な打ち合わせと職員による的確な指示を行い、資料に事故のないよう努める努力が必要である。加えて被害の早期発見には定期的な調査が不可欠であるが、そのためには資料一点ごとに目を通す機会が必要となる。現在の業務内容の中でこうした機会を考えると中性紙保存箱等を発注する際の資料の計測時が考えられる。この機会を活用出来れば大がかりな調査は出来なくとも、最低限でも目視による被害の有無は確認することが出来るであろう。目視によって被害がある資料が特定されれば当該資料群に対してはより詳細に被害程度などを調べることが可能になり、早期に的確な対策を講ずることが出来るであろう。また物理的、化学的要因によるものなど生物被害に止まらない資料劣化調査の機会としてこれを捉えればより総合的な資料保存対策も可能であると考えられる。早期に被害を発見することが出来れば当該資料を他と隔離するなどの方法で被害の拡大を防げる場

場合も多いため、そうした意味からもこの機会を利用してぜひこうした調査を行いたい。以上から今後当館における資料保存の方法をまとめると、まず新規資料搬入時に殺虫を目的としてフッ化スルフル又は低温処理による燻蒸を行い、以後は温湿度計の増設により日常的な温湿度管理の充実を計った上で書架と資料を対象とした書庫内の徹底清掃及び定期的な調査を行い、生物被害を発生させない環境づくりと被害の早期発見、拡大の防止等に努める方法が考えられる。そしてこうした対応にもかかわらず発生してしまった被害に対しては低温処理あるいは酸化エチレンによる燻蒸により個別に対応していくことが考えられる。また万一被害が発生した場合はその原因を究明することが重要であり、そこからこれまでの予防対策の欠点等が発見、改善される場合も多いと思われる。

ここで述べた方法はいずれもまだ館内で検討を重ねていない部分が多く、具体的方法についても今後一層調査と検討を進める必要があると思われるが、当館の現状や特徴を考慮すると現時点ではこうした方法が今後の資料燻蒸及び総合的害虫管理の一案として考えられるのではないだろうか。

おわりに

二〇〇五年というとまだ時間的余裕が残されているように思われるが、このように考えるとむしろ残された時間は極めて少ないと言

わざるを得ない。すなわち限られた時間の中で自館の規模や収蔵資料の内容などの特徴を再度確認し、その特徴にあった具体策を数多くある処理方法の中からを選び出さねばならないのである。さらには必要な施設改善あるいは物品の購入計画の作成、外部委託を行う際は委託先の検討や委託方法など様々な事務が当然のように付随してくる。なお新たに行う方法は実施後初めて気付く問題点等もあると思われる。このため試行錯誤を重ね様々な課題や問題点に手を加えていくことで初めて各々の状況に最適な方法を選択することが出来る。と考えられ、そのため今後は燻蒸等を実施した際の書庫あるいは資料の変化などに担当者のみならず館全体が気を配り課題の発見等に努める必要があると言える。またこのように考えると、燻蒸を含めた今後の害虫対策は日常的な資料への接し方が重要となり、どの段階でも何らかの形で館職員全員が関わることになると考えられる。以前であれば燻蒸方法等は常に同一であり、一度担当者がその手順を覚えれば実務上は実施可能な部分が多かった。しかし今後は数多くある方法の中から被害規模やその種類等を様々な角度から分析した上で各館全体としての検討が重要となってくると思われる。

従ってこれからはまず第一に臭化メチルの二〇〇五年全廃が目前に迫った課題であることを実感するとともに、これが今後いかに資料を保存していくかという資料保存業務全体に関わる大きな問題であることを認識することが必要であろう。なお、今後は臭化メチルのようなオゾン層破壊物質のみに止まらず、炭酸ガスなどの地球温

暖化の原因となる物質についても規制が強まる可能性が示唆されており、⁽¹⁵⁾こうした動向なども十分に踏まえながら各館ごとの対応を決めていくことが重要であり、そうした資料保存に対する取り組みこそが公文書館の資料保存機関としての第一の使命であるとも考えられる。

註

- (1) 三浦定俊・木川りか・山野勝次「臭化メチルの使用規制と博物館・美術館等における防虫防黴対策の今後」(『月刊文化財』四一四)
- (2) 木川りか「臭化メチルの規制の動向と今後の代替策について」(『記録史料の情報資源化と史料管理学の体系化に関する研究』二)(2) 参照。
- (3) 早川俊章「モントリオール議定書締約国会議―臭化メチルの規制をめぐって―」(『月刊文化財』四一〇)
- (4) (2) 参照。
- (5) 龍野直樹「文書館のくん蒸をめぐる諸問題について」(『平成十一年度公文書館専門員養成課程修了研究論文』一九九九年)
- (6) (2) 参照。
- (7) 木川りか・三浦定俊・山野勝次「文化財の生物被害対策の現状―臭化メチル燻蒸の代替対応策について―」(『文化財保存修復学会誌』四四)
- (8) (1) 参照。
- (9) (6) 参照。
- (10) (8) 参照。
- (11) 木川りか・山野勝次・三浦定俊「今後の文化財の虫害対策」(『文化財の虫菌害』四〇)
- (12)

- (13) 『松本市文書館だより』第八号(一九九九年)
- (14) (6) 参照。
- (15) (1) 参照。

(公文書課主事 みさわ あきこ)

古文書課における史料代替化事業の現状と課題

平田 有宏

はじめに

一 古文書課における史料代替化事業の概要

1 マイクロフィルム・写真帳による代替化

2 ダイレクトプリント方式等による絵図史料の代替化

3 翻刻刊行物による代替化

二 代替資料の利用方法及び古文書課所管代替資料の概要

三 問題点・課題及び対策

おわりに

はじめに

秋田県公文書館は平成五年に史料保存利用機関として開館した。

これにあたり、廃藩置県以来の県公文書とともに、古文書課所管史料として秋田県庁、秋田県立秋田図書館（現・秋田県立図書館）、秋田県立博物館の三機関より合わせて五万点を超える古文書史料が移管された。同時に当館は「歴史資料として重要な公文書、古文書

その他の記録を保存し、及び利用に供する^①」ことを使命として与えられた。これに従い、当館では開館以来、史料保存利用機関として史料保存事業を継続して実施している。

当館古文書課における史料保存事業は次の三事業が中心である。

① 中性紙による保護保存： 所蔵史料を、適切な規格の特注中性

紙封筒へ入換え、これを当館書架配列用に特注した中性紙段ボール収納箱へ収納し、配列を転換することを促進する。

② 修復による保存： 破損史料を、糊を使わないリーフキャストイング法により修復・補修する。

③ 複製品作成： 所蔵史料を、マイクロフィルムにより撮影し、写真帳を作成したり、ダイレクトプリント方式により複製品を作成したりして利用に供する。

このうち本稿で取り上げるのは③の複製品作成を含めた史料の代替化についてである。狭義の意味での「代替化」とは③に掲げたとおり複製品の作成、いわゆる複製化をさすことが多いが、広義の意味では活字化された翻刻刊行物なども含まれる。翻刻刊行物は原本

を閲覧する際に少なからず感じる独特な緊張感をもちながら利用する必要はないし、また活字であることにより古文書を読むことに抵抗を感じる利用者にも利用してもらえるという利点がある。ゆえに翻刻刊行物は「代替資料」としての役目を十分に果たしうる。

そこで本稿では「代替化」を広くとらえ、古文書課における代替化事業の概要を整理し、そのうえで現在抱えている問題点・課題を掲げ、一部については対策を提示する。なお、当館では公文書課においてもほぼ同様の代替化事業を行っているが、本稿では古文書課における事業、問題点等を中心に取り上げるものとする。

一 古文書課における史料代替事業の概要

1 マイクロフィルム・写真帳による代替化

当館における代替化の主たる手段はマイクロフィルムに撮影してさらに写真帳（紙焼本）を作成することである。

一口にマイクロフィルムといっても、いくつかの種類が掲げられるが、古文書課において使用しているものは、ポリエステルを使用したPETベース製品といわれるもので、幅三五ミリのロール状リール式²⁾である。一フィルムにつき六〇〇コマまで撮影可能である。撮影したものについてはマスターフィルム（ネガフィルム）とデュープフィルム（ポジフィルム）の二本を同時に作成し、前者は保存用に、後者は活用にしている。

写真帳は一〇〇×二〇〇丁前後の厚さにすることを基準としているため、丁数の少ない史料がある場合は複数の史料を合冊して製本する。大きさはA4サイズで、横長である。

史料選択から写真帳の閲覧室配架までの作業工程は次のとおりである。

- ① 史料選択
- ② 撮影準備：マイクロフィルムターゲット・文庫ターゲット作成
- ③ 撮影
- ④ マイクロフィルム索引簿作成
- ⑤ 写真帳作成
- ⑥ 検査：落丁・乱丁の有無確認
- ⑦ ページ番号付加
- ⑧ 閲覧室配架

① 史料選択は当館の資料管理要綱第七条（資料の保全管理）第二項に基づく。次のとおりである。

館長は、公文書等の内特に重要なもの又は利用の回数の多いものについては、複製物を作成して利用させる等原本の保存に努めるものとする。

なお開館以来複製化している史料についてはその概要を「二代替資料の利用方法及び古文書課所管代替資料の概要」に譲る。

② マイクロフィルムターゲット（図1）は各フィルム単位に作成し、各フィルムの最初に撮影する。記載している情報は、フィルム

図1 マイクロフィルムターゲット

秋田県公文書館所蔵資料	
◎友千代様御授読日記 野上陳令 他	
(請求記号25-26~25-28)	
このフィルムにおさめられている資料は 平成5年6月30日に秋田県立秋田図書館より 移管されたものです。	
秋田図書館では混架資料として整理して いた資料です。	

図2 文献ターゲット

文献ターゲット ()			
マイクロフィルムNo. 混-103	文書No. (請求記号)	25	26
〈資料名〉 友千代様御授読日記 野上陳令			
〈書写年〉 文政5年6月~文化6年3月			
〈大きさ〉	タテ 12.1	ヨコ 17.4	〈丁数〉 21丁
〈数量〉 1冊中の1冊目			
〈備考〉			
秋田県公文書館		1999.6 作成 株式会社○○○○○撮影	

に撮影されている史料名、整理記号・番号(請求記号)、及び移管経緯の説明である。

また、文献ターゲット(図2)は各史料単位に作成し、撮影する史料の一コマ目に撮影する。記載している情報は、次のとおりである。

- ・フィルム番号
- ・整理記号・番号
- ・資料名
- ・和暦(書写年)

- ・大きさ(縦・横)
- ・丁数
- ・数量
- ・撮影年月
- ・撮影担当機関名
- ・所蔵機関名

「数量」とは複数巻で成り立っている史料の場合、任意の史料が何冊目に当たるかを明示するものである。

③から⑤については業者に委託して行う。撮影史料が当館所蔵史料である場合、撮影士は当館内において撮影する。史料を館外に持ち出して撮影することはない。撮影する際の主な留意点は次の二点である。

イ・史料によっては綴じ部付近に文字情報がある場合があるため、その場合は綴じ紐をはずして解体したうえで撮影する。

ロ・貼紙・貼札

図3 マイクロフィルム索引簿

マイクロフィルム索引簿					
整理番号	史料名	フィルムNo	コマNo	コマ数	備考
25-26	友千代様御授読日記 野上陳令	混-103	4	24	
25-27	能代方御用留 上 野上陳令	混-103	29	74	
25-27	能代方御用留 下 野上陳令	混-103	104	91	
25-28	御評定奉行御用留書 1 野上陳令	混-103	196	61	
25-28	御評定奉行御用留書 2 野上陳令	混-103	258	129	
25-28	御評定奉行御用留書 3 野上陳令	混-103	388	147	
25-29	御学館文学日記 1 野上陳令	混-104	5	140	
25-29	御学館文学日記 2 野上陳令	混-104	145	156	
25-29	御学館文学日記 3 野上陳令	混-104	302	149	
25-29	御学館文学日記 4 野上陳令	混-105	5	141	
25-29	御学館文学日記 5 野上陳令	混-105	147	123	
25-30	御副役御用留書 上 野上陳令	混-105	271	110	
25-30	御副役御用留書 下 野上陳令	混-105	382	115	
25-31	祭酒御用日記 1 野上陳令	混-106	4	113	
25-31	祭酒御用日記 2 野上陳令	混-106	118	104	
25-31	祭酒御用日記 3 野上陳令	混-106	223	180	
25-31	祭酒御用日記 4 野上陳令	混-107	5	138	
25-31	祭酒御用日記 5 野上陳令	混-107	144	152	
25-31	祭酒御用日記 6 野上陳令	混-107	297	141	
25-32	町方御用留書 1 野上陳令	混-108	4	177	
25-32	町方御用留書 2 野上陳令	混-108	184	120	
25-32	町方御用留書 3 野上陳令	混-108	305	137	
25-32	町方御用留書 4 野上陳令	混-108	443	75	

などが添付されている場合は基本的には貼紙・貼札に記載されている情報と付箋の下の本紙に記載されている情報を両方撮影する。貼紙が二枚以上重なっているときは、上から順序に撮影

古文書課における史料代替化事業の現状と課題

写真1 写真帳（背表紙）



する。
イについては史料の解体行為でもあるため、批判的見解もあらうと思われるが、いずれもマイクロフィルムや写真帳で閲覧する際に万が一見えない部分があると、文字情報のみ知りたい閲覧者にも原本を供せざるを得なくなってしまうことによる。
なお、はがれている貼紙や剝離紙片等がある場合、また丁の間に紙が挟まれている場合などもその都度当館職員にその判断を委ねてもらうことにしている。
当館では複数の史料を一本のフィルムに収めるため、④マイクロフィルム索引簿（図3）は不可欠である。各史料の収録フィルム番号、各フィルムの撮影開始コマ番号を記載している。
撮影終了後⑤写真帳を作成する。写真帳にはそれぞれ背表紙に収録史料名、整理記号・番号を入れる（写真1）。複数の史料を合冊している場合は写真帳の一頁目に目次を入れ、収録史料名を明示する（図4）。

写真帳が
納入された
段階で、⑥
写真帳と原
本とを照合
し、落丁や
乱丁がない

図4 写真帳（目次）

目次
友千代様御授読日記 野上陳令
能代方御用留 上 野上陳令
能代方御用留 下 野上陳令

かどうかを確認する。写真帳における落丁の原因は二つの場合が考えられる。一つはマイクロフィルムに撮影する段階で撮り落としている場合で、この場合は補完フィルムを用意して改めて撮影を行い、そのうえで写真帳を再製本する。もう一つは写真帳を作成する段階で印画を引き延ばすことを忘れている場合で、この場合はフィルムから印画を引き延ばしたうえで写真帳を再製本する。

問題がない場合及び問題が解決された段階で⑦各史料単位に頁番号を付加し、⑧閲覧室内の書棚に配架する

なお、マイクロフィルムはマスターフィルム、デュープフィルムとも、中性紙製の箱に一本ずつ収納したうえで、当館公文書庫内のマイクロフィルムキャビネットに保管している。

2 ダイレクトプリント方式等による絵図史料の代替化

当館所蔵史料のうち、いわゆる絵図史料と呼ばれるものは二六五

点ある。一般に「絵図」というと近世以前のものをさすことが多いが、この数字には明治以降のものが、作成年代が明記されているものだけでも四四二点含まれる⁽⁵⁾。こうした絵図史料は当然ながら必ずしもマイクロフィルムによる撮影が適当ではない場合が多い。事実、彩色史料は二一五一点あり、またいわゆる「大型絵図」も多数ある。

そこで当館では開館以来絵図史料の複製にはダイレクトプリント（直接印画）方式を採用している。これは一言で言うところ、レンズを通して直接感光材に写し出す方法である。このため、フィルムは残らない。そこで当館では、同時に四×五判のカラーのネガフィルムとポジフィルムを作成している。マイクロフィルムと同様、前者は保存用、後者は活用用である。なおダイレクトプリント方式については山田哲好・廣瀬睦両氏の論文⁽⁶⁾に詳しいので、そちらを参照されたい。

ちなみに、複製品の表面はラミネート加工を施している。これにより、湿気による退色の促進を防ぎ、酸化や物理的な傷、指紋などの汚れを防止することができるという⁽⁷⁾。また、大多数の史料については展示で壁面にかけるように金属製の軸を取り付けている。史料の選択における開館以来現在までの主な基準は次の三点である。

- ① 城下絵図・町絵図など閲覧頻度の高いもの
- ② 企画展示で使用するもの

③縦横の長い方が三メートル以下

②の観点から複製品の縦の長さは当館特別展示室の壁面展示ケースに入る約一・五メートルまでの長さにすることを原則としている。ゆえに原史料の縦の長さがこれを越える場合は縮小して複製化することになるが、この場合横の長さを縦の長さと同じ縮尺率にして複製化する。ゆえに各史料の縮尺率は一定ではない。また、③については史料を複製化する際、史料を航空便にて輸送する都合上の問題である。各史料の縮尺率が異なっている点や、大型の絵図を館外に持ち出すことについては賛否両論分かれるところであろう。

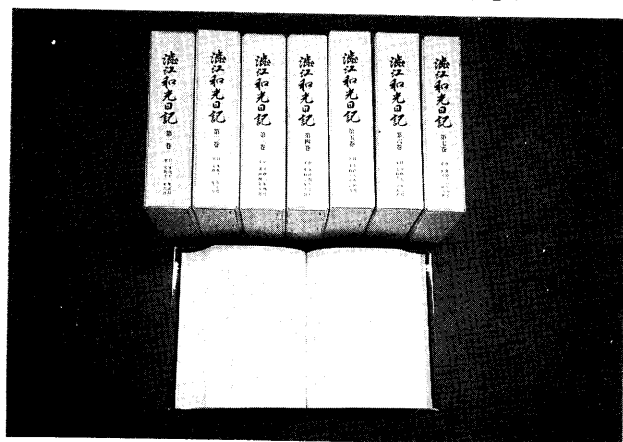
なお、ダイレクトプリント方式による複製品の大多数は一本ずつ中性紙製の筒に収納したうえで当館貴重文書庫内の複製絵図棚に保管している。また、カラーネガフィルム・ポジフィルムはアルバムに収納したうえで当館貴重文書庫に保管している。

3 翻刻刊行物による代替化

翻刻刊行事業は、当館古文書課が当館開館前の県立図書館内にあった古文書係において行われていた事業の一部を引き継いでいることに起因する。

刊行の体裁は翻刻史料や刊行された時期により若干の違いはあるが、原則的には原本の体裁を尊重し、記載されているとおり活字化することになっている。ただし、現在は原本にはない読点や並列点を補うことにより、読みやすくなるように配慮している点が最大の特徴である。その他にも刊行の際に多少改めている点があるので、参

写真2 翻刻刊行物（『渋江和光日記』）



考までに現在翻刻刊行中の『渋江和光日記』（A二八九―三一九）

の凡例を抜粋して資料1に掲げる。なお、漢文等の読み下し文を掲載したり、あるいは現代語訳を掲載したりすることはない。翻刻された原稿をそのまま活字化するわけであるが、基本的には当館職員が一年のうち足かけ半年ほどで校正を行う。

現在はA5版の大きなで八〇〇ページ前後の刊行本を年一冊の割合で刊行している。現在的人员数、および事業の多様さを勘案すればこの割合が妥当であるといえる。

なお、翻刻刊行物は当館閲覧室でも閲覧できるが、全国の公文書館施設や秋田県内の図書館施設・公民館・市町村史編纂室などにも頒布している。

資料1 『渋江和光日記』凡例（抜粋）

一 翻刻にあたっては原本の体裁を尊重することに努めたが、便宜上次の諸点を改めた。

1 刊行本の体裁について

- ア 全文にわたり、原本にない読点、並列点を補って読解の便宜をはかった。また漢文体の文章が引用されている箇所について、特に返点・送り仮名等を補ったところがある。
- イ 原本には後世つけられた表紙があるが、本来の表紙の写真版を各冊の冒頭に置き、一冊ごとの区切りを明確にした。
- ウ 写真版の裏のページには翻刻文を掲載した（九ポイント）が、年月と見出しに当たる日付はゴシック体とした。また、見出しの日付の前を一字アキとした。
- エ 原本にはないが、本文の冒頭に原本の巻数を示した。
- オ 本文の構成は原則として一行四十五字（「一」を含む）×十五行とした（十ポイント）。また「一」の下は半字アキとした。なお原本の体裁に準じて適宜ポイントを下げたところもある。（後略）
- カ 本文の見出しの日付は三字目からとし、ゴシック体とした。
- キ 月が変わるときだけ、前を一行アキとした。
- ク 原本には「回文」等の引用文が多く見られるが、原則として上三字・下二字アキ（一行四十字）として、本文の地の文と区別した。また、引用文に見られる尚々書きについては、引用文の本文より一字下げとした。特に引用文本文の冒頭に書かれている尚々書きについては八ポイントで表記した。
- ケ 虫損・破損等で判断できない文字は、字数のわかるものは□、字数のわからないものは〔 〕で表記した。
- コ 誤字・脱字等については次のように処理した。
 - ① 誤字→誤字と思われるものについては、特に訂正しなかった。繁雑さを避けるため、必要と思われる部分に限り、右傍に「（マヽ）」と表記した。
 - ② 脱字→脱字と思われるものについては、右傍に「（マヽ）」と表記した。
 - ③ 空白→原本の空白部分については、右傍に「（マヽ）」と表記した。
 - ④ 推定→筆者渋江和光が判読できずに、「○○カ」と側注をつけているもののうち、判読可能な文字については右（左）傍に注記した。（後略）

2 原本の割注・側注・朱書等について

- ア 割注→原本の体裁に準じて二行（八ポイント）としたが、一行の字数を調整したところもある。
- イ 側注→原本にはないが、側注に対応する本文の右側（左側の場合もあり）に※（※）印をつけ、割注同様二行（八ポイント）にして本文に挿入した。その際、割注と区別するために、側注の冒頭部分にも※（※）印をつけた。（後略）
- ウ 頭注→原本にはないが、頭注の位置に※印をつけ、「一」の記載事項の末尾に「※（頭注）」として表記した。
- エ 朱書→原本の朱書部分はカギカッコでくくり、右側に「（朱書）」と表記した。（後略）
- オ 欠字→原本の字のあき具合にかかわらず、一字アキとした。また、欠字の前の読点については省略したものもある。
- カ 平出→引用文等に見られる平出は、改行した。
- キ 別紙→日記本体にはさまれていた書状・絵図等の別紙については、もっとも関連が深いと思われる日付の記載内容の末尾（次の日付の前）に「（別紙）」として表記した。（後略）
- ク 合点→「回文」の宛名には合点がつけられている場合があるが、ケイ線で表記し、特に注記しなかった。
- ケ 抹消→抹消部分については特に表記しなかった（本文から削除した）。
- コ 訂正→訂正部分については特に表記しなかった（訂正後の文を記載した）。

3 使用文字等について

- ア 漢字は常用漢字表にあるものは、原則としてそれを用い、その他は原本に近い通用の字体を用いた。なお、近世文書に頻出するものや「渋江和光日記」特有の漢字については原本のままとしたものもある。（後略）
- イ 変体仮名は原則として仮名に改めた。また、「より」・「さま」・「こと」・「とも」などの合体字はすべて仮名に改めた。なお、仮名にすると意味がとりにくくなるものについては原本のままとした。（後略）

二 代替資料の利用方法及び古文書課所管代替資料の概要

まず、代替資料の利用方法について紹介する。

原則的に代替資料がある場合は特別な理由がないかぎり、原本を閲覧に供することはない。代替資料はダイレクトプリント方式による複製品を除いて電子複写を許可している。

マイクロフィルム、写真帳についてはいずれも閲覧室において閲覧することが可能だが、当館ではマイクロフィルム化した史料のほとんどについて写真帳を作成し、閲覧室に常時開架しているため、マイクロフィルムによる閲覧を希望する利用者は現在まではほとんどない。

また、電子複写本、写真帳ともに閲覧室の書棚に整理記号・番号順に、電子複写本と写真帳の区別なく開架している。このため、利用者は史料を閲覧するにあたっては「閲覧・複写申請書」を提出して史料を請求するという手続きをふまなくてはならないが、開架されている代替資料を閲覧する際にはこの申請書を事前に提出しなくとも閲覧することが可能である。これは当館の閲覧利用要綱第四条（閲覧）第四項に基づく。次のとおりである。

開架資料は、あらかじめ閲覧・複写申請書を提出することなく、利用者が自由に閲覧できる。但し、閲覧を終了したときは、当該資料を公文書館職員に返却するとともに、閲覧・複写申請書を提出するものとする。

これは他の多くの公文書館とは異なる、当館の特色の一つと言えるだろう。

また、ダイレクトプリント方式による絵図史料の複製品も他の原本史料と同様、閲覧室での閲覧請求により、企画展等で使用している期間を除いて、常時だれでも閲覧可能である。

なお館内にはこのほかに県立図書館及び当館発行による翻刻刊行物や絵図をカラーフィルムで撮影したうえで印画を引き延ばしたものを用意している。

では以下に、古文書課所管代替資料の概要について、電子複写化史料、マイクロフィルム化・写真帳作成史料、ダイレクトプリント方式等による複製化絵図史料、翻刻刊行化史料の順に紹介する。

(1) 電子複写化史料

電子複写化史料は県立図書館旧蔵史料のみである。同史料が当館に移管される前に県立図書館において作成され、当館開館と同時に原本史料とともに移管されたものである。当館開館以降は電子複写による原本の破損を回避するため作成していない。大部分は一史料ずつ綴じられているが、丁数の少ない史料（例えば系図史料など）については複数の史料が合冊されている。また、ハードカバーの表紙を使用して製本されている史料や、ラミネートにより包装した表紙を使用している史料などあり、その形態は多様である。

基本的には、秋田県の歴史を知る上で重要な史料や利用頻度が高いと推察される史料がその対象となっている。電子複写化されてい

表1 複製化史料群一覧（平成13年3月現在）

分類	史料総数	電子複写本		マイクロフィルム				写真帳	
				ネガ		ポジ			
		(点)	(%)	(点)	(%)	(点)	(%)	(点)	(%)
佐竹文庫（宗家）	5,893	4,471	76	596	10	596	10	0	0
佐竹文庫（西家）	1,253	93	7	0	0	0	0	0	0
佐竹文庫（北家）	1,275	768	60	0	0	0	0	0	0
岡文庫	1,761	102	6	0	0	0	0	0	0
東山文庫	6,113	144	2	0	0	0	0	0	0
弥高文庫	656	0	0	656	100	656	100	0	0
平田文庫	154	0	0	154	100	154	100	0	0
貴重書	152	0	0	※1 152	100	0	0	152	100
郷土資料	5,570	4,380	79	1,760	32	※2 898	16	640	11
混架資料	1,518	667	44	1,084	71	1,084	71	758	50
その他の史料群	31,982	0	0	0	0	0	0	0	0
計	56,237	10,625	19	4,402	8	3,388	6	1,550	3

注）・史料総数にはマイクロフィルム撮影には適さない絵図史料も含まれる。

・点数はいずれも史料数。そのため、電子複写本、写真帳については合冊している場合があるため実際の製本冊数とは異なる。また、マイクロフィルムについては1本のリールに複数の史料を収録するため実際のリール数とは異なる。

※1）各フィルムとも16mm（ロール状カートリッジ式）、35mmの2種類ある

2）フィルム番号「A-1～A-89」はネガフィルムのみ。ただし、16mm（ロール状カートリッジ式）、35mmの2種類ある。フィルム番号「A-90」以降はネガフィルム・ポジフィルムの2種類ある。ただし、35mmのみ。

る史料群、史料数を表1に、主な史料を表2に掲げる。

(2) マイクロフィルム化・写真帳作成史料

マイクロフィルムに撮影及び写真帳を作成した史料も電子複写化史料と同様、県立図書館旧蔵史料のみである。同史料は当館に移管される前に県立図書館において作成されたものと当館移管後に当館において作成したものがあつた。平成十二年度までにマイクロフィルムに撮影及び写真帳を作成した史料群、史料数を表1に、主な史料を表2に掲げる。なお、表には記載しなかったが、平成十二年度に国文学研究資料館史料館所蔵の佐竹南家文書をマイクロフィルムにより収集した。近年中に写真帳を作成し、配架する予定である。

(3) ダイレクトプリント方式等による複製化絵図史料

ダイレクトプリント方式等による複製化絵図史料は県庁旧蔵史料及び県立図書館旧蔵史料である。いずれも当館移管後に当館において作成した。平成十二年度までに同方式により作成されている全史料を表3に掲げる。

なおカラーフィルムで撮影したうえで、印画を引き延ばした絵図史料は二史料ある。いずれも県立図書館旧蔵史料である。次のとおりである。

・「出羽一国御絵図」（整理記号・番号なし）（正保四年）

・「日本六十余州国々切絵図」（A二九〇―一一四―一六九）

このうち「出羽一国御絵図」は当館所蔵史料中最大の史料で、縦一二五センチメートル、横五三五センチメートルあるため原本史

表2 複製化史料一覧(抜粋)

分類	整理記号・番号	資料名	点	和暦	電子 複写	マイクロ フィルム	写真 帳
宗 家	AS209-164	国典類抄目録	1			○NP	
	AS209-165	国典類抄目録	2			○NP	
	AS209-166	国典類抄引用書目	1			○NP	
	AS209-167~178	国典類抄	471		○	○NP	
	AS288-1	佐竹家譜	48		○		
	AS288-8	佐竹第二十一世義宣家譜	6		○	○NP	
	AS289-18	佐竹義和御亀鑑	115	安永4~文化12	○	○NP	
西 家	AS312-45	御用略日記宇都宮孟綱	119	天保12~安政4	○		
	AO288.2-1	惣系図	1	寛文5	○		
北 家	AK212-1	北家御日記	765	延宝2~明治27	○		
	岡396~429	公私日記 岡忠昌	68	天保13~明治8	○		
東 山	AH288.2-25	新調渋江氏系譜附荒川氏	1	文化3	○		
弥 高	弥高210	混同秘策	1				
平 田	平29	古史伝 平田篤胤	25			○NP	
	貴6	古史伝 平田篤胤	30			○N	○
	貴23	西洋薬物考	5			○N	○
郷 土	A211-24	奥州後三年記	1		○	○N	
	A211-98	奥羽永慶軍記	11		○	○N	
	A211-99-1-1	奥羽永慶軍記 初編1	1		○	○N	
	A211-122	奥羽永慶軍記	2		○	○N	
	A212-14	秋田治乱記	1		○	○N	
	A212-23	秋藩紀年	1		○	○N	
	A212-32	羽陰史略抄	1		○	○N	
	A212-50	秋藩紀年	1		○	○N	
	A214.9-32	山脇弁治日記	27	安政4~明治6		○NP	○
	A280-2	秋田藩家蔵文書	40		○	○NP	○
	A280-69	秋田藩家蔵文書	61		○	○NP	○
	A289-319	渋江和光日記	98	文化11~天保10	○	○NP	○
	A290-41	柞山峯嵐	2		○	○N	
	A290-223	郡邑記	7	天保11	○	○N	
	A291.6-14	羽後国由利郡誌	14		○	○N	
	A291.9-1	羽後国雄勝郡誌	10		○	○N	
	A312-2-1	黒沢持固日記	10	安政6~慶応3	○	○N	
	A312-20	須藤茂孟日記	13	宝暦14~	○	○N	
	A312-22	石井忠運日記	18	宝暦7~安永4	○	○NP	
	A312-25	梅津忠宴日記	2	寛文6~元禄8	○	○N	
	A312-31	大正寺川下一件留書	9		○	○N	
	A312-38	雄物川一件御記録	2		○	○N	
	A312-122-17	梅津忠宴日記	1			○NP	○
	A312-130	梅津政景日記	25	慶長17~寛永10		○NP	○
	A317-1	秋田城之介分限帳	1			○NP	○
	A317-2	佐竹公水戸御在城御武鑑	1			○NP	○
	A317-3	御国中分限帳	1	正徳4		○NP	○
	A317-5	秋田藩分限帳	1	慶応元		○NP	○
	A317-57	町触控	35			○NP	○
	A317-59-1	能代掟帳	3			○NP	○
	A317-60	被仰渡控	4		○	○NP	○
	A317-62	雑之類控	6		○	○NP	○
	A317-88	分限帳	1	元文4		○NP	○
	A327-4	刑罰式附録	2			○NP	○
	A372-1~2	明道館日記	3	寛政11		○NP	○
	A372-3	明德館教授日記	1	文化8		○NP	○
	A372-4	明德館見役吏典冊	1	天保8		○NP	○
	A611-13	老農見聞録	1			○NP	

古文書課における史料代替化事業の現状と課題

郷土	A919-44	秋田文苑	24		○	○	NP	
混	特-1593	大町三丁目記録 永代帳	1		○			
架	特-1594	大町三丁目記録 諸方入諸帳	1	文政12	○			
	特-1595	大町三丁目記録 榎御備人別永続帳	1	文政13	○			
	特-1596	大町三丁目記録 百五拾人講無尽帳	1	文政12	○			
	特-1597	大町三丁目記録 歩伝馬過銭之控	1	文政12	○			
	7-307	経済秘録	1		○	○	NP	
	7-355	出羽の道わけ	7		○	○	NP	○
	7-380	岡本元朝日記	64	元禄8～正徳2	○	○	NP	○
	7-389	佐竹家蔵書目録	1			○	NP	○
	7-503	落穂籠	33		○	○	NP	
	7-555	黒甜瑣語	4	明治29		○	NP	
	7-567	秋田騒動実記	6		○	○	NP	
	7-576	風俗問状答	3		○	○	NP	○
	8-699	伊頭園茶話	31		○	○	NP	○
	14-117	金砂日記	1		○	○	NP	○
	14-157	刑罰式	1		○	○	NP	○
	14-509	新編北羽発達史	4		○	○	NP	○
	14-828	亀田城主岩城御家譜	1		○	○	NP	○
	18-27	秋田津登	4		○	○	NP	○
	18-36	至宝要録	1		○	○	NP	○
	18-40	羽後国仙北雄勝郡院内銀山記	1		○	○	NP	○
	18-49	拾穂録	3	文政9	○	○	NP	○
	18-54	郡邑記	6		○	○	NP	○
	18-82	彗星測算録(写)	1		○	○	NP	○
	18-92	六郡郡邑記	1		○	○	NP	○
	18-99	秋田国事要略	5			○	NP	○
	18-142	秋田の落葉	36	明治20		○	NP	○
	18-147	羽陽秋北水土録	11	天明8		○	NP	○
	18-158	五十五日記	1			○	NP	○
	18-222	刑罰式	1			○	NP	○
	18-248	鉾山紀年録	5			○	NP	○
	18-249	青莪先生上書	1			○	NP	○
	20-30	秋藩紀年	1			○	NP	○
	21-54	秋田藩孝行記	3			○	NP	○
	25-26	友千代様御授読日記 野上陳令	1	文政5～文化6	○	○	NP	○
	25-27	能代方御用留 野上陳令	2	文化11～12	○	○	NP	○
	25-28	御評定方奉行御用留書 野上陳令	3	文化12～文政5	○	○	NP	○
	25-29	御学館文学日記 野上陳令	5	文政5～天保4	○	○	NP	○
	25-30	御副役御用留書 野上陳令	2	文化11～12	○	○	NP	○
	25-31	祭酒御用日記 野上陳令	6	天保5～弘化3	○	○	NP	○
	25-32	町方御用留書 野上陳令	4	文化13～文政6	○	○	NP	○
	25-33	御国目付衆御下向ニ付御用日記 野上陳令	1		○	○	NP	○
	25-41	日記野上陳孝	1	嘉永7	○	○	NP	○
	25-42	教授並教授日記 野上陳孝	3	嘉永2～安政4	○	○	NP	○
	25-43	御副役日記 野上陳孝	4	文久2～元治元	○	○	NP	○
	25-44	提学日記 野上陳孝	2	嘉永5～安政7	○	○	NP	○
	25-45	御副役役前日記 野上陳孝	3	文久3～慶応3	○	○	NP	○
	25-46	江戸詰中日記 野上陳孝	3	元治2～慶応2	○	○	NP	○
	25-47	御学館詰役支配日記 野上陳孝	3	慶応3～明治2	○	○	NP	○
	25-48	若殿様御初御登城ニ付御用係日記 野上陳孝	1	慶応3	○	○	NP	○
	25-49	御改革覚 野上陳孝	1	文久2		○	NP	○
	25-50	江戸詰中御上京御用係日記 野上陳孝	1	慶応2	○	○	NP	○
	25-51	御形罰係記録 野上陳孝	1	文久3	○	○	NP	○
	25-52	憲諒院様七回御忌御法事御用係記録 野上陳孝	1	文久3	○	○	NP	○

混 架	25-53	御上京御用係記録 野上陳孝	1	文久3	○	○NP	○
	25-54	江戸道中記 野上陳孝	1	慶応元	○	○NP	○
	25-55	江戸御用係記録 野上陳孝	1	元治元	○	○NP	○
	25-56	御評定方御用日記 野上陳令	4	天保4～7	○	○NP	○
	25-57	御学館係御用記録 野上陳令	1	文政2	○	○NP	○
	25-58	詰役支配見習日記 野上陳孝	3	万延元～文久2	○	○NP	○
	25-93	秋藩諸事勤方	6			○NP	○
	25-106	久保田分限帳	1			○NP	○
	25-121	初岡綱正日記	7	文久2～明治4		○NP	○
	25-168	御公務要録	7			○NP	○
	25-170	檀堂日録（破胡館官暇日録）	3			○NP	○
	29-143	佐竹系図	1			○NP	○
	29-152	古今兵器論	8			○NP	○
	29-160	御国目付御取扱次第	1			○NP	○
	29-161	御国目付下向ニ付諸向被仰渡控	1			○NP	○
	29-162	日記野上陳令	1	文政4	○	○NP	○
	29-163	記録野上陳令	1	文政9～天保13	○	○NP	○
	29-164	役前日記野上陳令	1	文化12～文政5	○	○NP	○
	29-169	御国目付下向ニ付被仰渡覚	1			○NP	○
	29-175	御副役ニ而能代在番中御用留	1			○NP	○
	29-176	能代在番中被仰渡控	1			○NP	○
	29-184	御小姓日記 野上陳孝	1	文政8～天保5	○	○NP	○
	29-185	書記詰役日記 野上陳孝	1	天保5～6	○	○NP	○
	29-186	詰役日記 野上陳孝	1	天保7	○	○NP	○
	29-188	御国目付下向ノ節町送状	1			○NP	○
	29-191	吟味役ニテ函館出張心掛被仰付於藤森御 備立御試上覧被成下候記録	1			○NP	○
	29-194	下筋督学御用記録 野上陳令	1	文政7～8	○	○NP	○
	29-195	能代方御用日記 野上陳令	3	文化6～8	○	○NP	○
	29-196	銅山方吟味役御用日記 野上陳令	1	文化9～10	○	○NP	○
	29-197	御学館勤番日記 野上陳令	2	寛政6～文化6	○	○NP	○
	45-56	八丁夜話	12		○		

注）N＝ネガフィルムあり、P＝ポジフィルムあり

表 3 複製絵図作成史料一覧

前所蔵 機関	分類	整理記号・番号	資料名	和暦	原寸法	複製寸法
県 庁	県C	県C-4	湯沢絵図	享保13	187×416	67×150
		県C-6	院内一圓之図	享保13	229×272	126×150
		県C-18	出羽国秋田領横手城絵図	元文元	94×82	(原寸大)
		県C-21	横手絵図	享保13	144×220	98×150
		県C-23	横手御城下絵図	嘉永2	144×185	117×150
		県C-48	秋田領峰吉川同領寺館村矢島領寺館尻 引村地境浄論絵図	延宝8	108×138	(原寸大)
		県C-50	藪台山谷地之絵図	天保2	289×348	150×180
		県C-54	嶺吉川村寺館尻引村絵図		71×136	(原寸大)
		県C-62	出羽国山本郡宿村及強首村野論裁許絵 図	寛文12	82×163	75×150
		県C-79	強首村と江原田村論地ノ絵図	寛文6	59×83	(原寸大)
		県C-91	仙北郡刈和野一圓之図	享保13	126×133	(原寸大)
		県C-95	仙北郡角館絵図	享保13	163×315	78×150
		県C-100-2	出羽国仙北郡大沢村と同郡北野目村並 びに寺館尻引村藪台山谷地論之事穿鑿 之上裁許申付之覚並びに山谷地境筋之 絵図	寛文12	117×205	86×150
		県C-108	河辺郡女米木村絵図		67×137	(原寸大)
		県C-116	川辺郡絵図	享保10	99×85	(原寸大)
		県C-117	矢島領村々と由利郡鮎川村郷と要水論 裁許之絵図	宝永3	120×217	83×150

県 庁	県C	県C-119	桧山一圓御絵図	享保13	172×233	111×150
		県C-121	秋田山本郡境裁許之絵図	文化5	61×112	(原寸大)
		県C-139	米代川以北津軽領国境絵図	享保5	120×280	64×150
		県C-140	出羽国山本郡大沢村と同郡北野目村并寺館尻引村谷地論之事	寛文12	118×206	86×150
		県C-143	山本郡常葉村絵図	寛政10	62× 82	(原寸大)
		県C-147	秋田領絵図	享保14	282×438	122×190
		県C-152	佐竹修理大夫領分出羽国六郡絵図		100×108	(原寸大)
		県C-161	八塩山御境絵図		59× 85	(原寸大)
		県C-164	外町屋敷間数絵図	寛文3	71×145	(原寸大)
		県C-169	御城内御座敷廻絵図		283×260	163×150
		県C-173	出羽国秋田郡久保田城絵図		348×252	180×130
		県C-174	出羽国秋田郡久保田城絵図		347×255	180×132
		県C-175	御城下御要害下絵図		252×369	123×180
		県C-179	御国目付下向之節指出候御城下絵図	文政4	186×231	121×150
		県C-182	土崎湊町絵図	(文化)	149×266	84×150
		県C-187	大館十二所御境三判扣絵図	元和4	97×140	(原寸大)
		県C-189	大館御城下絵図	宝永元	138×182	113×150
		県C-190	大館絵図	享保13	141×177	113×150
		県C-191	大館御城下絵図	宝暦9	143×180	119×150
		県C-195-2	大館御城下絵図	嘉永2	142×177	120×150
		県C-196	大館御城絵図	嘉永2	83×107	(原寸大)
		県C-252	川辺郡新屋村至由利郡女米木村 見分之図	享保10	74×216	51×150
		県C-253	森吉山嶽境通之絵図		106×152	(原寸大)
		県C-273	南檜岡村矢島領戸川村境絵図	寛文13	90×154	(原寸大)
		県C-278	大坂御蔵屋敷図	文化14	102× 33	(原寸大)
		県C-282	矢島近辺絵図		148×141	(原寸大)
		県C-284	由利郡内岩城伊予守領内絵図	元禄15	186×231	121×150
		県C-293	六郷伊賀守領絵図	元禄11	139×142	(原寸大)
		県C-320-1	八沢木村羽広村論図	元禄13	294×367	120×150
		県C-321	出羽国小滝村与同国横岡村争論御裁許書絵図	貞享2	173×209	124×150
		県C-327	羽州滝沢領与同国矢嶋領与山論裁許之図	天保2	157×140	(原寸大)
		県C-344	奥州南部領鹿角郡花輪村毛馬内村与羽州秋田領沢尻村十二所村味噌内村茂内村別所村扇田村大館山境論争之事裁許申付覚	延宝5	122×322	68×180
		県C-348	仙台領秋田領縁絵図	元禄13	111×200	83×150
		県C-352	出羽国由利郡横岡村与同国本郷村秣場山論裁許絵図	延享元	174×218	120×150
		県C-360	餌指湊地図写	文化4	114×162	106×150
		県C-361	箱館七重浜御陣屋之図	文化4	77×131	(原寸大)
		県C-362	松前市中絵図		114×228	75×150
		県C-363	松前絵図	文化3	159×148	(原寸大)
		県C-390	京都御屋敷図		107×115	(原寸大)
		県C-392	野州御領絵図	天和元	137×219	94×150
		県C-400	下野延嶋村高橋村築村与山田村村境争論協定図	明暦元	66× 78	(原寸大)
		県C-599	御城下絵図	宝暦9	180×220	123×150
図書館	落穂郷土	落1612	城之図	文化2	80× 80	(原寸大)
		A290-114-1～69	日本六十余州国々切絵図(69点)		※1	※2
		A290-114-73	六郡御絵図		180×240	116×150
		A290-114-95	十二所絵図		127×240	79×150
		A290-114-114	能代町絵図		192×350	83×150
		A290-114-116	山本郡絵図	享保10	102×148	(原寸大)
		A290-114-118	秋田郡絵図	享保10	152×119	(原寸大)

註) 寸法はいずれも縦×横、単位はcm。

※1) 最大は陸奥国(157×244)、最小は筑後(55×82)

※2) すべて原寸大

表 4 主な翻刻刊行化史料

整理記号・番号	資料名	所収刊行物名
県A-229、辛-29	羽陰史略	『新秋田叢書』(1)(2)(歴史図書社・昭和46)
AS288-1	佐竹家譜	『佐竹家譜』(東洋書院・平成元)
AH212-22	秋藩紀年	『秋藩紀年』(無明舎出版・平成2)
弥高210	混同秘策	『佐藤信淵家学全集』
貴6	古史伝	『平田篤胤全集』
A211-98ほか	奥羽永慶軍記	『史籍集覧』(近藤活版所・明治16)
A212-14	秋田治乱記	『新秋田叢書』(3)(歴史図書社・昭和46)
A312-22	石井忠運日記	『第二期新秋田叢書』(4)～(7)(歴史図書社・昭和48・49)
A312-130	梅津政景日記	『大日本古記録』(岩波書店・昭和28)
A317-57	町触控	『秋田藩町触集』(未来社)
A317-59-1	能代掟帳	『能代市史資料』第11号
A611-13	老農見聞録	『新秋田叢書』(15)(歴史図書社・昭和47)
特1593	大町三丁目記録 永代帳	『新秋田叢書』(14)(歴史図書社・昭和47)
7-576	風俗問状答	『新秋田叢書』(4)(歴史図書社・昭和46)
8-699	伊頭園茶話	『新秋田叢書』(7)～(9)(歴史図書社・昭和46・47)
18-92	六郡郡邑記	『秋田叢書』(2)(秋田叢書刊行会・昭和4)
		『新秋田叢書』(4)(歴史図書社・昭和46)
18-222	刑罰式	『秋田県史』資料近世編上
21-91	長野先生夜話集	『新秋田叢書』(3)(歴史図書社・昭和46)
45-56	八丁夜話	『第二期新秋田叢書』(1)(2)(歴史図書社・昭和47)
421-108	鷹の爪	『新秋田叢書』(3)(歴史図書社・昭和46)
533-8	経済秘録	『秋田県史』資料近世編下
辛-13	祚山峯之嵐	『大日本史料』
		『新秋田叢書』(1)(歴史図書社・昭和46)
壬-80	昔物語	『新秋田叢書』(3)(歴史図書社・昭和46)
323-8002～8032	日記(門屋養安筆)	『未刊日記集成』第1・2巻(三一書房・平成8・9)

注) 秋田県立図書館、当館の刊行物を除く

料の閲覧が非常に困難であることから用意したものである。なお写真とは分割撮影しており、それぞれA3版の大きさに引き延ばしたものをクリヤーファイル二冊に納めている。

また、「日本六十余州国々切絵図」は四×五版のカラーのネガフィルムとポジフィルムを作成しており、さらにダイレクトプリント方式による複製品も用意しているが、同時にカラー電子複写機による複写もできるようにとの配慮から各史料ともB4版の大きさに印刷を引き延ばしたものを用意している。

(4) 翻刻刊行化史料

翻刻刊行化史料は三史料ある。いずれも県立図書館旧蔵史料である。これらは当館に移管される前に県立図書館において刊行されたものと当館移管後に当館において刊行したものがある。平成十二年度までに刊行している史料は次のとおりである。

- ・『国典類抄』(AS二〇九一六七～一七八) 全一九巻
- ・『御亀鑑』(AS二八九一八) 全七巻

・『渋江和光日記』(A二八九一三一九) 第一～八巻¹⁰⁾

なお、参考までに県立図書館及び当館以外の機関が刊行した主な翻刻刊行化史料を表4に掲げる。

三 問題点・課題及び対策

最後に当館古文書課における代替化のうえでの問題点、課題を掲

げ、一部の問題点、課題については現在の人員体制及び予算内でも実行可能であろうと推察される対策案を提示する。なお、ここに掲げる対策案は案によっては当館あるいは当古文書課において統一した見解ではないことをあらかじめ断っておく。

一つめは史料収集の意味合いが強いが、秋田県に関連する館外史料のマイクロフィルム等複製物による収集についてである。

ここでまず念頭に置かななくてはならないのは、当館の場合収集した史料は一般への公開が伴う点である。ただし、これには現所蔵者が史料保存利用機関であるか否かによって対応のしかたが若干異なると思われるが、いずれにしても現所蔵者の承諾を得ることが必要であることはいうまでもない。

まず、現所蔵者が史料保存利用機関である場合については、双方の間で公開・利用についての体制さえ整えておけば基本的に問題はないと思われる。ただし、著作権の問題に関わる、複写や出版・掲載・放映等の手続きに関しては特に明確な規定を要するだろう。

これに対して現所蔵者が非史料保存利用機関及び個人の場合は同様に進めるわけにはいかないだろう。つまり、現所蔵者において普段閲覧不可能、あるいは閲覧困難な史料が当館においては閲覧可能という、一見矛盾しているかのような状況をどう解決するかが問題となると思う。

なお、現所蔵者が個人である場合は原物による収集とするか、代替物による収集とするかは場合に依りて判断が必要となろう。また、

史料が未整理である場合は整理作業も同時に行わなくてはならない。収集後に双方の間で誤解が生じることのないよう、文書による確約が不可欠である。

余談かも知れないが、収集の次なる候補としては東北大学附属図書館所蔵の秋田家文書を視野に入れているが、現段階においてその後の収集史料は未定である。今後さらに県内外の史料所在調査を重ね、収集対象史料の選別が必要となろう。

二つめは代替化史料一覧の再整備についてである。

現在は閲覧室に開架している文書群単位の仮目録の欄に「複製」という項目を設け、複製のあるものについては「○」印を付して対応している。○印が付されている史料が絵図史料の場合はダイレクトプリントによる複製品があることが推察できる。しかし、文書史料の場合は、当館の特色上、任意の史料が電子複写化されているのか写真帳化（マイクロフィルム化）されているのかの区別がつかない。また、史料によっては電子複写本と写真帳の両方を作成している場合があるが、この場合も「○」印一つで処理されている。

写真帳がなく、電子複写本しかない場合はそれを利用に供するのはやむを得ないが、両者がある場合は、当館が史料保存利用機関である以上、電子複写本よりは写真帳を利用してもらうことの方が当館の史料保存の方針を理解してもらうことにもつながり、有意義であるといえる。

ゆえにそうした意味からも代替化されている史料の閲覧にあたっ

てはまずは確実により適切な代替資料を提供できるよう、代替化史料目録を作成し閲覧室に配架するか、または現在の仮目録を生かして複製欄の充実を図るなどして体制を整えたい。

なお、山田哲好氏は代替化を済ませた史料の取扱いについて次のように述べている。⁽¹⁾

代替化を済ませた史料は、史料自体の維持保存のため、利用にあたっては原本を閲覧提供しないで封鎖するのが原則となる。しかし、利用者の希望で、料紙や色調の確認がどうしても必要な場合など、原本の実見が不可欠な研究には、利用者が求めるニーズに応じた提供方法は、当然考慮しなければならない。それが、保存と利用の両立であり、史料保存利用機関の基本的な姿勢でもある。当館も史料保存利用機関である以上、代替資料の閲覧を徹底することは大切であるが、利用があるうえでの保存である以上、原本の閲覧に際しては臨機応変に対応することは忘れてはならないと思う。

三つめは当館所蔵のマイクロフィルムの保管についてである。

先に掲げたとおり、当館には県立図書館において撮影したものと当館において撮影したものとがあるが、いずれも撮影後、目視や巻き返し等による状態検査をしていない。

マイクロフィルムの検査について大藤修氏は次のように述べている。⁽²⁾

フィルムの保管にいくら万全を期しても、万が一の事態も予想されるので、二年間隔くらいで定期検査を行うことが望まれる。もっ

とも、すべてのフィルムを検査するのは困難であるので、同じ保管経過期間のフィルムごとにいくつかのサンプルを抽出して検査すればよいだろう。もし異常が認められたならば、さらに広範囲のフィルムについて検査を実施し、異常の内容や度合いに応じて、保管条件の改善、カビ処理、金処理、デュープフィルムの作製、再撮影などの対策を講じなくてはならない。

実際、当館も多くの公文書館と同様、職員数の少なさと事業の多さから勘案すると、大藤氏の述べているようにいくつかのサンプルを抽出して検査するのが妥当であろうと思われる。ただし、ただ思いついたときに、記録も残さずに検査することが無意味なことであることはいうまでもないだろう。そこでこれを実施するに当たっては最低でも次の二点について考える必要がある。

まずはどれくらいの間隔で、いつ検査を実施するかについてである。例えば、神奈川県立公文書館では、同館の「マイクロフィルム作成要綱」第九条（定期検査）によると、定期検査の時期を二つ規定している。同条文を以下に掲げる。⁽³⁾

（前略）公文書館マイクロフィルムについては、次に掲げる時期に定期検査を行い、その結果を公文書館マイクロフィルム台帳（第2号様式）に記入するものとする。

(1) 撮影後4箇月を経過する日の属する月

(2) 4月及び10月

これによれば同館では定期検査を少なくとも半年に一度の間隔で、

都合年に三回は実施しているものと思われるが、当館の場合は一年に撮影するリールの本数がそれほど多いわけではないことを勘案すれば、年に一回程度実施するのが妥当ではないだろうか。

実施する時期については、四月は比較的事業量も少なく時間に余裕のある時期でもあるので、当館もこの時期に設定するのもよいかも知れない。また、特別整理期間（休館期間）を利用するというのも一案として掲げられるであろう。ただし、当館の場合、先にも述べたとおり、マイクロフィルムを利用する利用者は皆無に等しいので、基本的にはいつ設定しても問題はないと思う。

もう一つは検査調書を用意することである。各フィルム単位に用意するのがよいと思われるが、最低限でも、①検査年月日、②目視や臭覚による検査により、正常か異常か、異常であればどのような状態なのかを記しておく必要がある。異常があれば大藤氏の述べるとおり、さらに抽出サンプルを増やして調査すればよい。

なお、当館には先にも掲げたとおり、県立図書館において撮影したマイクロフィルムもあるが、その中には一部中性紙の箱ではなく缶に収納されているものもある。まずはそれらの状態を検査することが、だいたい年数を経ていることもあるため先に行う必要があるかも知れない。

ただし、先にも述べたとおり、現在マイクロフィルムは公文書を保存している公文書書庫内のマイクロフィルムキャビネットに保管している。当然ながら温度、湿度ともに文書の保存に適しており、

必ずしもフィルムの保存に適しているとはいえない状況にある。特にマイクロフィルムの劣化に大きな影響を与えるのは温度よりも湿度であるという。例えば保存湿度を五〇パーセントから三〇パーセントにするだけで寿命は三ないし六倍になり、さらに二〇パーセントにすると四ないし一〇倍になるという科学予測がある。つまり湿度が低ければ低いほど寿命は延びるというわけである。

マイクロフィルムによる再撮影は、当館所蔵史料であれば、予算的には実現困難であろうが史料が保存されている限り不可能ではない。しかし、館外史料、特に将来収集の対象になるであろうと考えられる個人所蔵史料となると、例えば原史料自体が散逸してしまうことも考えられ、その場合には仮に予算が伴っても不可能である。こうしたことが予測できる以上、今すぐに実現することは限りなく不可能に近いが、将来的にはやはりマイクロフィルム専用保存庫を設置すべきであろう。マイクロフィルム専用にすることが最大の長所として掲げられる。

なお、この場合、ネガフィルムは保存用として保存庫に保管し、ポジフィルムは閲覧請求があった場合にすぐに取り出せる箇所に保管するという分割保管も一案である。こうすることにより、余程大きな理由がない限り保存庫には人が立ち入らないことになる。つまり、保存庫の扉の開閉が行われないことにより恒常的に一定の温湿度が保たれる結果となる。

最後に、具体的な対策案は掲げられないが、昨今進歩著しいデジタル化に関して触れる。近年の急速なパーソナルコンピュータの進化・普及に伴い、史料のデジタル化という問題はもはや避けて通れないものとなっている。具体的には所蔵史料の翻刻文や絵図史料を掲載したCD-ROM等の光ディスクを作成したり、あるいはインターネットのホームページに所蔵史料の情報を掲載したりなどその形態は多様である。当館では現段階において光ディスクの作成・頒布は行っていないが、昨年所蔵史料群や代表的な史料の情報を掲載したホームページの公開を始めた¹⁵。こうした動きは当館のみならず全国的に確実に広まっているように見受けられる。

そこでこうした動きに関する課題として次の二点を掲げておく。

一つはいわゆる情報格差（デジタルデバイド¹⁶）に関する問題である。つまり、デジタル化された情報を利用することができるのはパーソナルコンピュータを使用できる人、または使用できる環境にある人に限られるという問題である。換言すれば、使用できる人にとっては大変重宝されるであろうが、使用できない人にとっては無用の長物なのである。これは光ディスク、インターネットのホームページいずれに関しても言える。

しかし当館のような機関、特に公的機関においては、不特定多数の閲覧希望者に対して閲覧する機会を均等に提供するのが本来の姿であると思う。ゆえに光ディスクの作成やホームページの公開にあたっては、やや抽象的で恐縮だが、とにかく広報紙等を利用した広

報活動を徹底し、利用できる環境を一部に限定するのではなく広く利用されるよう努力する必要があるだろう。また、利用にあたってはパーソナルコンピュータの使用法などをカウンター等で教示できるように準備しておくことも肝要であろう。一応当館では当館のホームページのみ閲覧可能なパーソナルコンピュータを閲覧室内に設置したが、問い合わせがあれば閲覧方法を教示できる体制は整えた。また必要に応じてホームページを電子複写できるように、あらかじめ印刷したものを閲覧室内に用意した。これだけでは足りないという御指摘もあるかもしれないが、もし新たな案があれば是非御教示願いたい。

二つめは著作権や違法複写・複製に関する問題である。当館もホームページ内で古文書課所管の絵図史料を一〇点紹介している。ここで問題となるのが、文字情報、画像情報のいずれにしても、近年一般家庭にも広まりつつあるMOやCD-Rなどにより、こうした大容量の情報を手軽に複写したり、あるいはCDに収録されている情報をそっくりそのまま複製したりすることが可能になったということである。こうした状況に直面しているのは何も史料保存利用機関に限ったことではないと思うし、またわたし自身著作権については専門外でもあるため、これに対する対策案はここでは提示することはできない。ただし、デジタル化された情報が必ずしもこちらの意図するような使用のされ方のみされるとは限らないということは念頭においておきたい。

なお、CD-ROMに代表される光ディスクは、ハードやソフトの進化に合わせてその都度変換する必要があるため、保存媒体としては適していないといわれる。ゆえに保存にはやはりハードが固定化され、長年の実績もあるマイクロフィルムが現時点では最善であるといえよう。また、マイクロフィルムからもデジタル化することが可能であることを考えても、マイクロフィルムを代替資料の基準に据える方が賢明といえる。しかし、利用媒体としてはパーソナルコンピュータが進化・普及している現状がある以上、有効な手段であることは否定できない。ここまで光ディスクをはじめとするデジタル化資料について否定的とも受け止められる内容を掲げてきたが、使用法次第では公文書館の利用拡大に十分貢献できると思う。

おわりに

山田哲好氏は史料保存利用機関における利用者に対する史料提供について「史料提供の基本は、原本を提供すること」^[7]であると述べている。同時に、史料保存利用機関は代替物の提供機関ではない、とも述べている。

原本を利用に提供するには原本が的確な処置により保存されていなくてはならない。すなわち、史料保存利用機関には史料そのものを保存していくことが大前提として求められているといえる。そのためには、史料の劣化、損傷を防ぐために書庫等の設備の充実化を

はかったり、中性紙等による防護策を施したり、あるいはすでに損傷している史料については補修、修復といった手段を講じることが先決である。

たしかに史料の代替化は保存と利用という相反する要求を同時に満たすことのできる最良といっても過言ではない手段である。ゆえに史料を維持し、保存するために代替化は史料保存利用機関にとって重要な一事業であることには間違いない。しかし、保存なくして利用はあり得ず、利用なくして保存はあり得ない。当館も史料保存利用機関である。わたしも、代替化のみに目をとられることなく、保存、利用の両面から史料保存利用事業に携わり、常によりよいかたちで利用者に史料を提供できるよう努力したい。

註

- (1) 秋田県公文書館条例（平成五年秋田県条例第二号）第一条
- (2) 公文書課では幅一六ミリのロール状カートリッジ式を採用している。
- (3) 原島陽一氏は「史料保存の基本的課題」（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会『記録と史料2』・一九九一年）で、「解体は最後の手段なのであって、確実でない要望を前提にして危険な破壊行為を実行するのは過剰反応だと思う」と述べている。
- (4) 館内三階にある。温度二二度、湿度五五パーセント。基本的に年中恒温である。ちなみにマイクロフィルム保存のJIS基準は温度二〇度以下、湿度三〇〜四〇パーセント、ISO規格では湿度二〇〜三〇パーセントである。
- (5) 当館所蔵絵図の概要については、佐藤隆「古文書課所蔵の絵図史料

- について」(秋田県公文書館『研究紀要』第五号・平成十一年)を、また、各史料については秋田県公文書館所蔵古文書目録第三集『総目録』(平成十一年)を参照されたい。
- (6) 山田哲好・廣瀬睦「史料館における史料保存活動」(『史料館研究紀要』第二号・一九九一年)
- (7) 山田・廣瀬両氏(6)論文参照。
- (8) 館内三階にある。温度二二度、湿度五五パーセント。基本的に年中恒温である。構造はコンクリート壁体の建物の中で独立した個室を設けるという「ギャラリーボルト」と呼ばれるつくりとなっている。浮き室使用の特殊な仕様である。
- (9) ただし、すでに電子複写本がある場合は写真帳を作成していないこともある。
- (10) 巻数は平成十二年度現在。平成十六年度までに全一二巻を刊行予定。なお、同史料の概要・内容については「資料紹介 渋江和光日記―秋田藩御相手番の日記―」(秋田県公文書館『公文書館だより』第三号・平成七年)、煙山英俊「『渋江和光日記』小考」(秋田県公文書館『研究紀要』第五号・平成十一年)、渡部紘一「幕藩制後期秋田藩における一上級武士の動静―渋江和光日記断章―」(秋田県公文書館『研究紀要』第六号・平成十二年)などを参照されたい。
- (11) 山田哲好「史料保存をめぐる現状と課題」(群馬県立文書館『双文』VOL・一二・一九九五年)
- (12) 大藤修「マイクロフィルムによる史料の収集と提供」(国文学研究資料館史料館『史料の整理と管理』岩波書店・一九八八年)
- (13) 鈴木利通「神奈川県立公文書館におけるマイクロフィルムによる文書保存について」(『神奈川県立公文書館研究紀要』第二号・平成十一年)
- (14) 岩野治彦「マイクロフィルムの管理と使用法」(『月刊IM』・一九九二年)
- (15) 平成十二年一月開設。
<http://www.pref.akita.jp/koubunsoyo/index.htm>
digital divide。『現代用語の基礎知識 二〇〇一年版』(自由国民社)によると、「情報技術を使いこなせる人と使いこなせない人の間に生じる格差」のこと。「一九九五年発表の「アメリカ商務省報告書」のなかで「情報へのアクセス機会をもたざるもの(Informati on Have Not)」の存在が指摘され、九八年発表の同報告書ではその情報格差が拡大しているとしてデジタルデバイドという用語が定着」したという。
- (16) 山田氏(11)論文参照。
- (17) 付記 本稿は、平成十一年度史料管理学研修会(短期研修課程)提出レポートをもとに執筆したものである。

(古文書課主事 ひらた ありひろ)

彙報

(平成十二年十二月末現在)

一 企画展

「秋田藩の家臣団―系図の編纂と分限帳―」

前期 八月二十九日～九月二十二日
後期 十月二十四日～十一月十八日

今年度の企画展は、当館に五〇〇〇点以上残されている系図類の整理を通してわかってきた、秋田藩の家臣団の実態について展示を行った。展示構成は以下の通り。

- ① 佐竹氏の秋田入部
 - ② 秋田藩の家臣団十系図の編纂
 - ③ 元禄期の系図
 - ④ 文化期の系図
 - ⑤ 明治期の系図
 - ⑥ 系図の調べ方十有力家臣の紹介
- ①では秋田藩の家臣団編成の契機である佐竹氏の秋田入部について、家康判物写や義宣家譜などの史料を紹介した。六十余州国々切絵図と国替当座絵図は今回が初紹介である。
- ②では家臣団の推移を分限帳とそれをまとめた表をもとに紹介し、あわせて給人町である大館と横手の絵図を展示した。また、秋田藩の系図編纂に関わる出来事を年表で示した。
- ③では系図編纂の最初の画期となった元禄期から享保期にかけての動きについて、編纂

された佐竹家譜・秋田藩家蔵文書・諸士系図等を展示し、当時藩で収集した元禄家伝文書という史料群も紹介した。

④では次の系図編纂の画期である文化期について、系図編纂の動き、提出された系図等を展示した。提出された秋田藩士の系図の例として一一家に分家した小貫氏を紹介した。

⑤では、秋田県になってから明治六年に、家禄の支給の台帳として編纂された士族卒明細短冊は、秋田藩の系図につながる最後の史料であり、その内容と原本を展示した。

⑥では自家の系図を調べるためにどのよう

に当館の史料を利用したらよいかを解説した。あわせて有力家臣である梅津・渋江両家の系図と日記などの関連史料を展示した。

系図というのは自家の歴史をたどる直接的な史料であり、歴史に関心のある人はもとより秋田藩士の子孫としては大変興味あるテーマであり、用意した一〇〇〇部ほどのリーフレットは期間中にすべてなくなるほど、大変な好評を得た。この展示を契機として自家の系図を調べる利用者の増加が見られ、普及事業としてかなりの効果があつたといえる。展示は十分な準備期間とかなりの労力を必要とするが、利用者拡大に大きな力を持つことを改めて痛感した。手前味噌ではあるが、当館の展示に対する関心は年々高まっているように思われる。

(佐藤 隆)

二 講座

○古文書解説講座

平成十二年度古文書解説講座は、八月一日・二日の両日、当館三階多目的ホールを会場に行われた。例年同様、二日間とも同内容の講座とし、両日合わせて参加者は八八名であった。

講座内容・講師は次の通り。

講座①「所預関係史料を読む」

(使用史料は『掟一御所預并組下』外)

講師 菊池保男(当館古文書課職員)

講座②「憂国の国事犯初岡敬治関係文書を読む」

(使用史料は『初岡敬治書簡集』)

講師 柴田次雄(当館古文書課嘱託)

講座①では、本講座を紹介してくれたマスコミでも「所預関係史料を読む」とされたほど、一般に馴染みの薄い「所預」について、「読み」を含めて紹介することを目的にテキストを作った。講座のなかで、テキストに採った史料のほかに、関係史料をあげたので、これが「所預」に関心を持ち、調査する一つの機会になればと、思っている。

講座②では、明治元年八月に初岡敬治が介川作美に宛てた書状をテキストにした。書状は、たいていの場合、お互いがわかっていると思われることは説明せずに、書かれている

ので、第三者が読んでもなかなか理解できない場合が多い。それだけにテキストとするのは難しいが、初岡を、「秋田の維新史」を見直す際の「キーパーソン」と考え、今までとは違う「初岡像」を示しながらの講座であったので、受講者の反応の大変よかった。

本講座は、解説の基礎的知識のある方を対象にして、テキストを準備しているが、終了後のアンケートでは、質・量ともに丁度よいとの意見が多数であった。来年度は、基本的にこのやり方を踏襲し、七月三十一日（火）と八月一日（水）に実施する。

（菊池 保男）

○講師派遣

各地区の解説研究会等への職員派遣は以下のとおりである。

五月十一～十二日

佐竹史料館学習講座

柴田 次雄

九月十九～二十一日

秋田県文化財保護協会県外研修

嵯峨 稔雄

十月四日

大曲市民大学

柴田 次雄

十一月七日

角館町古文書解説研究会

嵯峨 稔雄

三 研修・協議会

○第二六回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会（大分大会）

平成十二年十月三十一日～十一月二日の三日間、大分県公文書館・大分県立先哲史料館の主催で、大分県立総合文化センターを会場に行われた。参加者二六四名、当館からは菊地・佐藤の二名が参加した。大会テーマは三年連続の「地域史料の充実をめざして―枠組みを超えて―」であった。概要は次の通り。

一日目：研修会、総会

二日目：分科会、全体会

三日目：視察AB二コース

（豊の国情報ライブラリーほか）

個人情報保護や史料所在調査、燻蒸に関する報告など、当館の現在抱えている問題と直結する話題が多く、いろいろな点で勉強になった。特に、職員数が少ない開催館である大分県公文書館の頑張りが目立った。総会では準会員制度の導入、事務局の法制化、会長の輪番制などが可決・検討されたが、全史料協は曲がり角にきているという感が強い。様々な館の実践やいろいろな議論を聞く機会としては唯一であり、その重要性を再認識した。

開催地が遠いこともあり、東北からの参加は一四名、秋田県からは四名だけであったのが寂しい限りである。

（佐藤 隆）

○平成十二年度地方公文書館等職員研修会

十一月十三日から十七日までの五日間、国立公文書館にて行われた。参加者は三四名、公文書館職員だけでなく、県、市町村の文書担当者なども参加した。内容は前半が公文書館制度や業務に関する講義、あいだにグループ討論をはさんで、後半は公文書保存や修復についての講義であった。

公文書館制度や業務に関しては基本的かつ重要なことなので、短時間でありながらもかなり丁寧に学ぶことが出来た。中日に半日かけて行われたグループ討論は他の公文書館の方々のお話を聞くことができ、それぞれが抱えている問題、その対処法などを聞くことが出来た。これは当館も心当たりがある点、または今後起こる可能性がある点がいくつかあったので大変参考になった。

公文書館業務に携わって間もない自分にとっては難しい内容の講義もあったが、文書管理の概念や基本原則、様々な問題について学べたのはかなり大きいと思う。今後は研修で学んだことを活かして日々の業務に励みたい。

（高橋 健治）

○第二二回文化財の虫歯害保存対策研修会

本研修は、平成十二年六月二十九日～三十日の二日間に渡り、公文書館のほか博物館、図書館関係者など八六名が参加して行われた。

生物被害の原因や実例などについての講義のほか、従来から農業や文化財の保存など多くの分野で燻蒸薬剤として使用されてきた臭化メチルが二〇〇五年で全廃されることを受けて、全廃が決定された経緯や近年の燻蒸代替策の研究成果、予防対策強化を中心とした総合的虫菌害防除対策の考えが重点的に説明され、今後の館業務の参考となる非常に有意義な研修であった。

これまで臭化メチルを使用した燻蒸を実施してきた当館にとっても、今後実施する燻蒸の方法及び燻蒸を含めた資料保存対策全体についての決定や見直しは避けることが出来ない課題であると思われる。また、環境や人体への影響など配慮すべき点が多い課題でもあるため、二〇〇五年まで時間的余裕があると捉えず、本研修を手がかりとして調査、検討を重ね、館全体でこの課題に取り組んでいきたいと思う。

(三澤亜希子)

○第一七八回全史料協関東部会月例研究会 「国立公文書館における公文書等の公開について」

平成十二年十月六日、東京都公文書館を会場に、右の題目で国立公文書館の酒井勤氏による講演が行われた。参加者は三五名で、当館からは二名が参加した。当館職員の他にも関東部会外からの参加が見られ、この問題に

対する関心の高さが窺われた。

国立公文書館では、平成十一年の「行政機関情報公開法」と「国立公文書館法」の成立後、プライバシー保護その他の合理的な理由により公開を制限する際の基準が必要となった。そのため平成十二年九月に「国立公文書館利用規則」が改正され、具体的なプライバシー情報の類型と開示までの経過年数が表示されることとなった。

都道府県の公文書館で先行して公開基準を作成した所もあり、国立公文書館の基準はそれらを参考に検討されている。が、国立公文書館が公開基準を持った意味は大きい。今後、都道府県での情報公開条例や個人情報保護条例の制定に対応し、公文書館の公開基準作成が進むだろうことが予測される。

(柴田 知彰)

○市町村史料保存機関連絡協議会

平成十二年六月五日(月)、当館を会場に開催された。三〇市町村から三七名が参加し、史料保存に関する報告と協議が行われた。

当日の日程は次のとおり。

午前：情報提供

①市史づくりは、まちづくり

横手市史編纂・文化振興室

高橋 純氏

②角館町の史料に関わる現状

角館町教育委員会文化財課

藤原千佳子氏

③史料管理学研修会(短期)受講報告

本荘市史編纂室 猿田 信子氏

午後：分科会

○公文書部会

「公文書の保存と整理について」

①公文書課における資料の管理と利用
②戦前県庁文書・市町村役場文書について

以上、秋田県公文書館

柴田 知彰

③紙資料の劣化原因と代替物の利用

秋田県公文書館 菅原亜希子

※質疑応答

○古文書部会

「古文書の整理と保存について」

史料の複製化

秋田県公文書館

平田 有宏

※質疑応答・協議

午前は三市町から市史編纂や史料の整理の取組などについての報告が行われた。午後は公文書部会と古文書部会に分かれて、当館職員からの報告や協議などを行った。協議会終了後、施設見学、個別相談を行って閉会した。昨年度までは県内市町村の教育委員会文化財担当者、史料保存利用施設実務担当者、自治体史編纂室実務担当者の三者に開催案内を送らせていただいていたが、本年度は右に加

えて、役場文書担当者にも案内を送らせていただいた。そのため、公文書部会の参加者増を期待していたのだが、議会の会期中と重なった市町村が多かったためであろうか、昨年度と同様公文書部会の参加者が古文書部会に比べてかなり少ないのが残念であった。市町村にとつて参加しやすい時期の設定が今後の検討課題として掲げられると思う。

今後より充実した協議会にしていくなために各担当者の方々には引き続き御協力をお願いしたい。
(平田 有宏)

四 県内史料所在調査

○古文書所在調査

今年度は一〇町村一九箇所の所在調査を実施した。この調査は各市町村内の資料の所在状況と、どのような環境のもとで資料が保存されているのかを確認するために、平成五年度から実施しているものである。

今回も、例年通り地元の教育委員会からの紹介によって、古文書を保管している個人宅を訪問し、膨大な数の古文書が残されていることを確認した。今後は地元の教育委員会による早急な整理と保管対策の検討が必要である。また、この調査を通して、地域の歴史を知る上で貴重な史料が残されているにも関わらず、それらを保存していくことに消極的な

地域がみられた。史料がよりよい状態で、たくさんの人に利用されるためにも、史料の保存対策には積極的に取り組んでもらいたいと思う。

本年度で県内六九市町村のうち、六四市町村の調査が終了した。期日、調査先、主な調査資料は次の通りである。

九月二十八日	太田町教育委員会
九月二十九日	小松稔氏宅(太田町) 中仙町教育委員会 草薨美知郎氏宅(中仙町) 大雄村教育委員会
十月五日	鈴木一夫氏宅(大雄村)
十月六日	仙南村教育委員会
十月十一日	仙北町教育委員会
十月十二日	黒沢三郎氏宅(仙北町)
十月十七日	千畑町教育委員会 神岡町教育委員会
十一月十四日	斎藤正一氏宅(神岡町) 協和町教育委員会
十一月十六日	鈴木清一氏宅(協和町) 河辺町教育委員会
十一月二十日	農林漁業資料館(河辺町) 田口清氏宅(河辺町) 雄和町立図書館 鈴木長八氏宅(雄和町)

「主な調査資料」

長野公民館所蔵資料・渋谷家文書・照井家文書・吉川家文書・仙南村旧公民館保管資料・仙北町民俗資料館所蔵資料・新田家文書・神宮寺村検地帳・高橋六郎兵衛家文書・鈴木健栄家文書・二木家文書

(後藤 富貴)

○行政資料所在調査

本調査が対象とする「行政資料」とは、行政機関が公開を目的に複数部発行した印刷物、すなわち行政刊行物を指す。公文書課では、平成九年度末に県の地方機関に対し行政資料の保存状況のアンケート調査を行い、その結果に基づき平成十一年度から所在調査を開始した。十二年度は、左記の日程で調査を実施した。

九月十四日	秋田県農業試験場図書室(雄和町相川)
十月十三日	秋田県果樹試験場図書室(平鹿町醍醐)
十一月八日	昭和町石川理紀之助翁資料館

(昭和町豊川)

農業試験場および果樹試験場には、試験成績の報告書のほか、戦前の研究雑誌や専門書、農会報なども大量に保存されていた。試験場の性格上、研究資料の保管蓄積が必要だった

ためと考えられる。また、行政資料の中には、当館所蔵分の欠本を補えるものも見付けられた。石川理紀之助翁資料館では、当館所蔵の「秋田県勸業月報」の発展上にある「秋田県勸業報文」の所在を確認した。

(柴田 知彰)

五 図書

○本館所蔵資料の出版掲載の許可を受けた分
和歌山県立博物館研究紀要(第五号)
国語研究(第六三号)

国学院大学国語研究会

真澄(第九号)

秋田県立博物館

秋田市史(第一一巻 近代 史料編上)

秋田市史編さん室

雄和町史料集(一〇)

雄和町教育委員会

矢島町の文化財

矢島町教育委員会

企画展「四〇〇年の時をこえて―大館との

交流のあゆみ―」パンフレット

大宮町歴史民俗資料館

明治建白書集成(第一、九巻)

筑摩書房

多摩と江戸―鷹場・新田・街道・上水

たましん地域文化財団

国宝と歴史の旅(七号 城下町 朝日百科

日本の国宝 別冊)

朝日新聞社

学問・マスコミ人物事典(目でみる日本人

物百科 八)

日本図書センター

ラルート(第一三号)

無明舎出版

○各公文書館からの受贈図書

国立公文書館

国立公文書館年報(第二九号)

北の丸(第三二号)

アーカイブズ(創刊号)第四号)

国文学研究資料館史料館

史料館研究紀要(第三一号)

史料館所蔵目録(第六九、七二集)

記録史料の情報資源と史料管理学の体系化

に関する研究(研究レポートNo.2)

戸長役場の史料(史料叢書四)

防衛庁防衛研究所戦史部

戦史研究年報(第三号)

北海道立文書館

研究紀要(第一五号)

北海道立文書館所蔵文書目録(一一五)

北海道立文書館所蔵公文書件名目録(一二五)

北海道立文書館史料集(第一五)

福島県歴史資料館

福島県歴史資料館研究紀要(第二二二号)

福島県歴史資料館収蔵資料目録(第三二二集)

近世ふくしまの大名展

茨城県立歴史館

運営概要

茨城県立歴史館報(二七)

秋葉剛士家文書目録(史料目録四四)

茨城県行政文書目録(行政資料目録四)

茨城県立歴史館史料叢書(三)

栃木県立文書館

栃木県立文書館年報(第一四号)

研究紀要(第四号)

栃木県史料所在目録(第二九集)

群馬県立文書館

群馬県立文書館年報

双文(第一七号)

群馬県立文書館収蔵文書目録(一八)

群馬県行政文書件名目録(第一二集)

ぐんま史料研究(第一四、一五号)

埼玉県立文書館

要覧(第一八号)

文書館紀要(第一三三号)

収蔵文書目録(第三九集)

収蔵地図目録(第五集)

埼玉県史研究(第三五号)

千葉県文書館

千葉県の文書館(第五号)

市原市養老おとづれ文庫文書仮目録(上、

中、下)

東京都公文書館

東京都公文書館ガイド

東京都公文書館年報(平成十一年度)

研究紀要(第二二二号)

東京都公文書館蔵書目録(一 東京府文書

明治)

- 東京都公文書館蔵書目録(二 東京府文書
大正・昭和)
東京都公文書館蔵書目録(三 東京府文書
明治・昭和)
東京都行政資料集録(平成十年度)
新潟県立文書館
新潟県立文書館年報(第八号)
新潟県立文書館研究紀要(第六、七号)
新潟県公文書簿冊目録(第五集)
CD-ROM版古文書講座
富山県公文書館
富山県公文書館年報
富山県公文書館文書目録(歴史文書一六)
長野県立歴史館
長野県立歴史館研究紀要(第六号)
千曲川歴史紀行(夏期企画展図録)
岐阜県歴史資料館
岐阜県歴史資料館報(第二十三号)
岐阜県行政文書目録(昭和五十一年度編)
京都府立総合資料館
資料館紀要(第二八号)
兵庫県政資料館
兵庫のしおり(第二号)
和歌山県立文書館
和歌山県立文書館紀要(第五号)
収蔵史料目録(四)
鳥取県立公文書館
鳥取県立公文書館報(第九号)
- 広島県立文書館
事業年報(第一〇号)
広島県立文書館収蔵文書目録(第七集)
山口県文書館
年報
山口県文書館研究紀要(第二十七号)
山口県文書館所蔵行政資料目録(六)
毛利家文書目録別冊(二)
山口県内所在史料目録(第二七集)
香川県立文書館
香川県立文書館年報(第五、六号)
香川県立文書館紀要(第四号)
香川県立文書館収蔵文書目録(第四集)
香川県行政資料目録(追録六 分類別目録)
徳島県立文書館
徳島県立文書館年報(第三号)
大分県公文書館
事業年報
沖縄県公文書館
五年のあゆみ
沖縄県公文書館研究紀要(第二号)
米国の沖縄統治下における琉球政府以前の
行政組織変遷関係資料(一九四二〜一九
五二)
琉球国王表文奏本展展示図録
琉球国王表文奏本展展示図録(別冊)
名古屋市政資料館
名古屋市政資料館年報(第七号)
- 大阪市公文書館
大阪市公文書館年報(第二号)
大阪市公文書館研究紀要(第二二号)
大阪市行政刊行物目録(平成十一年度版)
広島市公文書館
広島市公文書館紀要(第二三号)
広島市公文書館所蔵資料目録(第二六集)
藤沢市文書館
藤沢市文書館紀要(二三)
松本市文書館
松本市文書館紀要(第一〇号)
松本市文書館史料目録(第二集)
松本市文書館史料(第一集 御用留)
文書館収蔵資料とその活用
- 県内市町村史関連図書
鹿角市文化財調査資料(六六、六七)
能代市史(特別編 自然)
能代市史資料(第二八号)
能代市史研究(七)
峰浜村の文化財(沼田村文書 第二集)
五城目町の文化財(図版 第二九集)
飯田川町史
石川理紀之助翁遺稿・遺著目録
石川文庫蔵書目録(一〜三)
秋田市史(第一一卷 近代史料編上)
秋田市史(第一五巻 美術・工芸編)
秋田市史研究(第九号)

雄和町史料集(一、三、一〇)
中仙町古文書目録(第一、四号)

小沼神社学術調査結果報告書

太田村郷土史資料(第一輯)

太田町郷土史資料(第三、一輯)

明治百年記念仙北村史年表

明治百年記念仙北町史年表・仙北町郷土誌

(追録第一、二号)

平鹿町史料集(第七集)

雄物川町郷土史資料(第二八集)

両瀬新報・東羽新報縮刷版

羽後町の文化財(第二集)

本莊市史(文化・民俗編)

矢島町史(上、下)

続・矢島町史(上、下)

矢島の歴史

生駒藩史

金浦町史(下巻)

○県外自治体史

東京市史稿(産業編 第四三)

千葉県の歴史(資料編 考古一 旧石器・

縄文時代 県史九)

千葉県の歴史(資料編 近世二 安房 県

史二〇)

千葉県の歴史(資料編 近現代二 政治・

行政二 県史二六)

千葉県の歴史(別編 民俗一 総論 県史
三四)

千葉県の歴史(別編 地誌二 地域史 県
史三七)

愛知県史(資料編二八 近代五 農林水産
業)

山口県史(史料編 現代二)

宮崎県史(通史編 近世上)

宮崎県史(通史編 近世下)

宮崎県史(通史編 近・現代一)

宮崎県史(通史編 近・現代二)

宮崎県史(別編 年表)

弘前市史(新編 資料編三 近世編二)

仙台市史(通史編二 古代中世)

仙台市史(資料編四 近世三 村落)

広野町史(史料編 第一、二集)

高崎市史(新編 通史編二 中世)

高崎市史(新編 資料編二 原始・古代)

高崎市史(新編 資料編一一 近代現代三)

寒川町史(七 通史編 近・現代)

図録さむかわ(寒川町史一五 別編)

江戸崎町史

市民が語る六〇年(続・藤沢市史別冊二)

藤沢市教育史(史料編 第六巻)

名古屋市史(第五、六巻)

地図の中の柳川(柳川市史地図編)

○本館刊行物

三月 渋江和光日記(第七巻)
研究紀要(第六号)

四月 公文書館だより(第一二号)
七月 事業年報(第七号)

八月 パンフレット「秋田藩の家臣団―系
図の編纂と分限帳―」

十月 公文書館だより(第一三号)

秋田県公文書館研究紀要 第七号
平成十三年三月二十日発行

編集
発行 秋田県公文書館

秋田市山王新町一四―三一
郵便番号 〇一〇―〇九五二
電話(〇一八)八六六一八三〇一
印刷 秋田活版印刷株式会社
秋田市寺内字三千刈一〇―一

